

- 府縣制及郡制ニ依リ定ムヘキ豫算調製式並目流用ニ關スル規定ノ件 (省)内務第六號(四) 一七三
- 府縣制及郡制規定ノ直接稅ノ種類 (告)内務第六十九號(六) 三五三
- 明治三十二年告示第六十九號(府縣制及郡制規定ノ直接稅種類)中追加 (告)内務第七十四號(七) 四五八
- 明治三十二年告示第六十九號(府縣制及郡制規定ノ直接稅ノ種類)中追加 (告)内務第九十七號(九) 五七〇
- 北海道區制中改正追加 (勅)第三百七十八號(八) 六〇〇
- 北海道區制施行期日 (省)内務第四十四號(八) 六三六
- 北海道區制施行ニ就キ必要事項ノ件 (省)内務第四十五號(九) 七〇九
- 北海道區制施行地指定 (省)内務第四十六號(九) 七二〇
- 北海道區制ニ依ル會議及傍聽ノ紀律並取締ニ關スル規則適用ノ件 (省)内務第四十九號(九) 七二四
- 北海道區公民名譽職ヲ擔任セス又ハ執行セサル者處分ノ件 (省)内務第五十號(九) 七二五
- 北海道區制第七十七條直接稅間接稅ノ類別ノ件 (告)内務第九十六號(九) 五七〇
- 〔郡會區會〕**
- 府縣會議員及郡會議員選舉ニ關スル規則 (勅)第三百七十七號(八) 五九八
- 郡會議員ノ配當ニ關スル件 (省)内務第十八號(五) 二二六
- 郡會議員選舉ニ關スル件 (省)内務第二十號(五) 二二七
- 府縣會及郡會議員ノ選舉權等ニ關スル納稅届出ノ件 (省)内務第三十一號(七) 五二五
- 府縣會及郡會議員選舉員數ノ標準人口ノ件 (告)内務第五十九號(五) 二八〇
- 北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ規則ニ關スル件 (法)第九十九號(三) 三五五
- 〔郡界〕**
- 愛媛縣下郡界變更 (法)第二十二號(三) 三五
- 香川縣下郡界變更 (法)第四十一號(三) 一一四
- 大分縣下郡界變更 (法)第四十二號(三) 一一五
- 府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件 (勅)第三百十五號(六) 四五一
- 市部會郡部會市部參事會郡部參事會ノ特例ニ關スル件 (勅)第二百八十五號(六) 四四四
- 市部會郡部會及市部參事會郡部參事會ヲ設クヘキ府縣 (省)内務第二十五號(六) 三三九
- 〔郡長〕**
- 廣島縣郡長品、神石、甲奴ノ三郡ニ郡長一人ヲ置クコト廢止 (勅)第八十二號(四) 二二二
- 郡長ノ俸給ニ關シ郡指定ノ件 (告)内務第三十七號(三) 一〇二
- 〔華族〕**
- 華族女學校官制第八條改正 (達)宮内甲第三號(六) 一六一

- 〔貨幣〕**
- 新貨條例發布以前ノ舊金銀貨幣ハ國庫ニ於テ之ヲ收入セズ (省)大藏第三十九號(八) 六三六
- 造幣地金及成貨受渡取扱順序第三條改正 (告)大藏第六十一號(二) 六六九
- 明治三十二年四月乃至六月内外貨幣比較表 (告)大藏第四號(三) 一〇三
- 明治三十二年七月乃至九月内外貨幣比較表 (告)大藏第三十二號(六) 三六三
- 明治三十二年十月乃至十二月内外貨幣比較表 (告)大藏第四十八號(九) 五七二
- 明治三十三年一月乃至三月内外貨幣比較表 (告)大藏第六十二號(三) 七三〇
- 代金引換書留郵便物交換國名、代金ノ制限額、其表示貨幣及取扱局ノ件 (告)逓信第九十一號(六) 四四九
- 明治三十一年訓令第四十一號及第五十三號在臺灣出納官吏一圓銀貨出納計算整理手續ノ件中追加 (訓)大藏第六十六號(九) 二六三
- 明治三十一年律令第十九號(一圓銀貨幣通用ノ件)中追加 (律)第二十九號(一〇) 三五
- 貨幣整理資金支出證明程式廢止 (達)會計検査院第一號(五) 二二八
- 〔貨物〕**
- 關稅法制定稅關法、稅關規則、特別輸出港規則及明治十六年法律第四十號布告同二十三年勅令第五十四號同二十六年法律第十三號同二十七年法律第二號第三號同二十九年法律第十八號外國貿易ニ係ル船舶出入及貨物積卸港ニ關スル件廢止 (法)第六十一號(三) 一六三
- 關稅法施行規則ニ依ル收容貨物數料定率表 (省)大藏第三十五號(七) 五四六
- 臺灣關稅規則施行細則ニ依ル收容貨物數料ノ件 (臺府)第九十二號(八) 一三三
- 開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件 (勅)第三百四十二號(七) 四九七
- 開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件中追加 (勅)第四百六十號(三) 七八〇
- 開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル勅令第二條ニ依リ物品指定 (省)大藏第三十七號(七) 五五〇
- 鐵道貨物運送補則貨金表中改正 (告)逓信第二十一號(二) 一八
- 鐵道貨物運送補則等級表中改正 (告)逓信第九十七號(三) 一九五
- 鐵道貨物運送補則第三十一號中追加 (告)逓信第百號(三) 一九六

○沼津停車場支線蛇松ニ於テ貨切車扱貨物ノ取扱開始 (告) 逕信第百七十五號(六) 三四三	○海軍下燭火藥製造所條例 (勅) 第百四十四號(四) 一八六
○程ヶ谷停車場貨切車扱貨物ノ取扱開始 (告) 逕信第百三十六號(二) 六九三	○砲兵工廠軍用銃及火藥類拂下手續ヲ定メ明治十八年 達甲第十號同二十三年訓令甲第九號拂下火藥取扱ノ 件ヲ廢ス (省) 陸軍第二十三號(八) 六四一
○品川停車場貨切車扱貨物ノ取扱開始 (告) 逕信第百八十五號(二) 七七六	○銃器彈藥火藥買收順序及小銃並彈藥火具其他不用兵 器類拂下ノ件村田銃並藥品等拂下ノ件廢止 (達) 陸軍第七十九號(八) 三四三
〔靴工〕	○工兵用棉火藥ヲ黃色藥ニ改メ (達) 陸軍第百五號(二) 三八四
○二等蹄鐵工長、縫工長、靴工長進級ノ件 (達) 陸軍第百五十七號(三) 四六八	○火藥箱制式改正 (達) 陸軍第百三號(二) 三八三
〔火工〕	○要塞火藥罐制式 (達) 陸軍第百十九號(二) 四一一
○要塞火工器具制式 (達) 陸軍第十一號(三) 一五	〔科目〕
○銃砲火藥類取締法制定銃砲取締規則及火藥取締規則 廢止 (法) 第百六號(八) 三四九	○明治三十二年度歲出科目表 (訓) 內務第八號(四) 七二
○銃砲火藥類取締法施行規則 (勅) 第三百六十六號(八) 五七五	○明治三十二年法律第九十號同第九十一號ニ依リ國庫 ニ收入スル會監書記ノ納金整理科目ノ件 (訓) 大藏第三十號(四) 七七
○銃砲火藥類取締法施行細則 (省) 內務第四十三號(八) 六三一	○內國稅徵收費科目中追加 (訓) 大藏第四號(二) 一四
○銃砲火藥類取締法施行以前特許ニ係ル火藥類制限外 買入並貯藏特許證ノ審替申請ノト平地方長官交付ノ 件 (訓) 內務第三十四號(二) 三四一	○內國稅徵收費科目中追加 (訓) 大藏第五號(二) 一四
○銃砲商及火藥商定員 (告) 內務第九十一號(八) 五二七	○內國稅徵收費科目中追加 (訓) 大藏第二十四號(四) 七四
○銃砲火藥類取締法ニ據リ軍用銃砲ノ種類ヲ定ム (告) 陸軍兩省八月五日(八) 五三〇	○明治三十一年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第六十七號(九) 二六四

○明治三十一年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第三十七號(五) 一一八	○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第六十一號(八) 二五七
○明治三十一年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第四十九號(六) 一五〇	○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第六十四號(九) 二六二
○明治三十二年度歲入科目表 (訓) 大藏第十六號(三) 五四	○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第五十六號(八) 三三二
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第二十一號(四) 七三	○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第六十八號(一〇) 三三四
○明治三十二年訓令第二十一號(明治三十二年度歲入 科目表中追加)中改正 (訓) 大藏第五十一號(七) 一八四	○明治三十二年度乘煙草專賣事務費科目 (訓) 大藏第十一號(三) 三五
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第二十八號(四) 七七	○明治三十二年度乘煙草專賣事務費科目改正 (訓) 大藏第三十五號(五) 一一三
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第三十三號(四) 六六	○明治三十二年度森林經費科目 (訓) 大藏第四十八號(六) 一五〇
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第三十六號(五) 一七	○明治三十二年度森林經費科目表 (訓) 農商務第十六號(四) 八六
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第四十三號(六) 一四八	○明治三十二年度森林經費科目表中追加 (訓) 農商務第三十三號(六) 一五五
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第四十七號(六) 一五〇	○明治三十二年度森林經費科目表中追加 (訓) 農商務第五十號(三) 三三三
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第五十四號(七) 一九一	○明治三十二年度歲出臨時部及森林資金歲入歲出科目 (訓) 農商務第二十三號(五) 二二
○明治三十二年度歲入科目表中追加 (訓) 大藏第五十五號(七) 一九一	○明治三十二年度歲出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓) 農商務第二十七號(五) 一四四

○明治三十二年度歲出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第三十號(六) 一六三	○陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ 船舶(乘込資金減額ノ件)續續(達)陸達第二十五號(三) 三三
○明治三十二年度歲出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第三十九號(八) 二五九	○會堂 ○宗教ノ宣布者及堂宇會堂說教所ノ類設立廢止等ノ場 合届出ニ關スル件 (省)內務第四十一號(七) 五四一
○明治三十二年度歲出臨時部及森林資金歲入歲出科目 表中追加 (訓)農商務第四十五號(二) 三四二	○會計 ○償金特別會計法第三條中追加 (法)第九號(三) 九
○明治三十二年度歲出臨時部及森林資金歲入歲出科目 表中追加 (訓)農商務第四十九號(三) 三七三	○北海道官設鐵道用品資金會計法 (法)第十號(三) 一〇
○明治三十二年陸軍大學校入學初審並ニ再審試驗課目 表 (達)陸達第十二號(三) 一六	○作業會計法第一條第二條中改正追加 (法)第十二號(三) 一一
○外國會社ノ支店及外國人カ設立シタル會社並組合ニ 關スル件 (勅)第二百七十二號(六) 四〇七	○作業會計法中追加 (法)第三十號(三) 八一
○外國保險會社ニ關スル件 (勅)第二百七十三號(六) 四〇九	○事業公債及鐵道公債特別會計法第一條改正 (法)第七十八號(三) 二六七
○外國會社又ハ外國人新條約實施後銀行營業ヲ繼續セ ントスルモノ認可申請手續 (省)大藏第三十號(六) 三六一	○明治二十三年法律第十四號(整理公債ニ關スル特別 會計設置)廢止 (法)第十四號(二) 一三
○保險會社ニ關スル細則制定明治三十一年省令第五號 (保險營業許可申請方等ノ件)廢止 (省)農商務第十一號(六) 四二〇	○葉煙草專賣資金會計法第一條中追加 (法)第二十九號(三) 八一
○明治二十六年省令第十一號(官廳ノ許可ヲ受クヘキ 營業ヲ爲サントスル株式會社ニ關スル件)廢止 (省)農商務第十二號(六) 四二六	○軍艦水雷艇補充基金特別會計法 (法)第三十一號(三) 八二

○明治三十一年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)二月二十七日(三) 一六五	○明治二十六年省令第三十七號(官立學校及圖書館會 計規則ニ依リ要スル諸報告書帳簿等書式)中改正 (省)大藏第八號(三) 一三三
○明治三十一年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二十日(三) 一七五	○北海道官設鐵道用品資金會計歲入歲出ノ出納ニ關ス ル件 (訓)大藏第十五號(三) 五三
○明治三十二年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)二月二十二日(三) 一四七	○作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓)大藏第二十二號(四) 七三
○明治三十二年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二日(三) 一七一	○作業及鐵道會計支出證明規程、官立學校及圖書館會 計支出證明規程、鎮守府造船材料資金會計支出證明 規程、官設鐵道用品資金會計支出證明規程、葉煙草專 賣資金會計支出證明規程廢止 (達)會計検査院第一號(五) 一三八
○明治三十二年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二十日(三) 一七九	○検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)內務第五號(四) 七一
○明治三十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二十日(三) 一五五	○陸軍物品會計規程第三條第四條中追加 (達)陸達第十六號(三) 二六
○明治三十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二十日(三) 二〇八	○鎮守府會計監督規程中改正追加 (達)海軍第九十四號(五) 一三三
○明治三十二年度特別會計歲入歲出豫算追加 (豫)三月二十二日(三) 二〇九	○海軍通常物品會計規程第十三條中追加 (達)海軍第六十號(三) 六六
○會計検査院事務章程改正 (勅)第四百五十七號(三) 七七一	○通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第七十二號(四) 一〇四
○作業及鐵道會計規則中改正 (勅)第九號(三) 一三〇	○通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第九十六號(四) 一三三
○明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依 リ要スル諸報告書帳簿等書式)中改正 (省)大藏第七號(三) 一七	

○ 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第二百二十四號(六) 三二	○ 佛蘭西國政府發布ノ巴里大博覽會ニ於ケル萬國學藝會條條例 (告)臨時博覽會事務局第二十二號(七) 五二三
○ 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第二百二十九號(六) 三三五	○ 帝國議會會期延長 (詔)三月二十八日(三) 三
○ 兵備品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第六十九號(四) 一〇三	○ 陸軍會葬式及喪喪式中改正 (勅)第九號(二) 六
○ 林野整理支局ノ會計事務取扱方準據ノ件 (訓)農商務第十九號(四) 九七	○ 官報廣告料改正 (告)內閣第一號(三) 九七
○ 林野整理支局現金前渡官吏ヨリ會計検査院へ報告ノ書類林野整理局長經山ノ件 (訓)農商務第三十五號(七) 二二四	○ 臨時鑛區調查處務規定 (訓)農商務第一號(二) 七
○ 臺灣陸軍軍法會議法 (法)第二號(三) 三	○ 他人ノ掘採セル鑛物ヲ買入レ製煉スル者又ハ砂鑛ヲ製煉スル者アルトキ其一年工程報告備形ヲ定メ明治二十六年訓令第十六號(同上取扱方ノ件)ヲ廢ス (訓)農商務第六號(三) 一六
○ 臺灣海軍軍法會議ニ海軍醫官ヲ置クノ件 (勅)第四百五十五號(四) 二八八	○ 鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數料ノ件制定明治二十七年勅令第百號(同件)廢止 (勅)第四號(二) 二
○ 陸軍砲兵會議條例改正 (勅)第十二號(一) 一〇	○ 鑛業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ際報告ノ件 (訓)農商務第十三號(三) 六八
○ 陸軍工兵會議條例中改正追加 (勅)第十三號(一) 一三	○ 鑛業條例施行細則改正共同鑛業出願及共同鑛業總代規則廢止 (省)農商務第三號(三) 六六
○ 海軍將官會議條例中改正 (勅)第二十七號(三) 二五	
○ 海軍技術會議條例第六條改正 (勅)第七十號(三) 九〇	
○ 高等教育會議議員補選ノ件 (告)文部第九十九號(七) 五八八	
○ 高等教育會議議員五選人名 (告)文部第九十九號(七) 五八八	
○ 北海道區制ニ依ル會議及傍聽ノ紀律取捨ニ關スル規則採用ノ件 (省)內務第四十九號(七) 七二四	

○ 鑛業警察規則中改正追加 (省)農商務第五號(三) 一〇〇	○ 臺灣關稅規則施行細則ニ依ル收發貨物數料ノ件 (臺府)第九十二號(八) 一三三
○ 鑛業警察規則中改正追加 (省)農商務第二十八號(八) 七〇四	○ 官設保險倉庫數料中削除 (告)大藏第四十五號(六) 五三九
○ 鑛業特許證格式改正 (告)農商務第三十三號(四) 二五五	○ 官設保險倉庫數料定率表 (告)臺灣總督府第十二號(三) 九〇
○ 鑛業條例施行細則ノ規定ニ依リ舊留郵便ヲ以テ舊類圖面提出ノトキ封筒ニ記號方 (省)農商務第六十三號(七) 四六九	○ 價金ラ公債費途ニ繰替運用ノ件 (法)第八號(三) 九
○ 鑛業稅賦課ノ標準トスル鑛業製產物ノ價格改定 (告)農商務第四十四號(三) 七五七	○ 度量衡定期檢定費豫算ニ對シ仕拂上殘餘ヲ生シタルトキ繰越計算書調製提出ノ件 (訓)農商務第十二號(三) 三〇
○ 臺灣鑛業規則施行細則中追加 (臺府)第四十六號(六) 七四	○ 貸出金及貸出支拂未済總額金支出月計對照表證明方ノ件 (訓)農商務第二十九號(六) 一六三
○ 酒造組合規則 (勅)第三百四十號(七) 四九五	○ 電柱敷地手當金仕拂ニ關シ送付スル貸出金月計對照表及貸出仕拂未済總額金支出月計對照表證明取扱手續準據ノ件 (訓)逓信第五號(六) 一六七
○ 外國會社ノ支店及外國人カ設立シタル會社組織ニ關スル件 (勅)第二百七十二號(六) 四〇七	○ 三十年式步兵銃空包副式 (達)陸軍第三十六號(四) 九三
○ 茶業組合規則第二條改正 (省)農商務第十七號(七) 五九六	○ 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ノ件 (法)第五十三號(三) 五〇
○ 勞働者組合設置ノ件 (臺府)第三百三十三號(三) 一九九	○ 明治三十三年法律第五十三號(銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ノ件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十九號(六) 四七
○ 宅地組換法 (法)第六十二號(三) 一七七	
○ 宅地組換ニ關スル件 (勅)第二百三十四號(六) 三三八	
○ 關稅法施行規則ニ依ル收發貨物數料定率表 (省)大藏第三十五號(七) 五四六	

○ 藥劑師試驗規則第四條改正 (省)內務第二號(二)	○ 明治三十二年第二回醫術開業試驗並藥劑師試驗舉行地及期日 (省)內務第五十三號(四) 二二七	○ 明治三十三年第一回醫術開業試驗並藥劑師試驗舉行地及期日 (省)內務第八十八號(二) 六二二	○ 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造船學生條例追加 (勅)第百八十一號(四) 二二〇	○ 海軍少尉補士候補生實務練習規則改正 (達)海軍第七號(二) 九	○ 臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則中改正追加 (臺府)第六十五號(八) 一〇〇	○ 藥品營業並藥品取扱規則第四十六條中追加 (法)第六號(三) 七	マノ部	○ 海軍定期職工採用就業及滿期賜金給與規程第六條中改正 (省)海軍第九號(四) 三三〇	〔前渡〕	○ 現金前渡金仕拂證明規程及明治二十七年給第七號 (現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ證明スヘキ仕拂計算書ノ件)廢止 (達)會計検査院第三號(五) 一四二	○ 政府ヨリ現金前渡ヲ受ケタル銀行仕拂證明規程制定	○ 遺失物法ニ依ル埋藏物ヲ宮内省ニ讓渡ストキ願書契約ノ件 (勅)第四百二十四號(二) 六八一	○ 臺灣人及清國人ニ民法第二百四十一條第二項(遺失物埋藏物所有權ノ件)適用ノ件 (律)第二十四號(八) 二九	〔埋葬〕	○ 海軍生徒學生及下士卒等ノ死亡者埋葬料ニ關スル件 (勅)第二號(二) 一	ゲノ部	〔縣廳〕
----------------------------	---	---	---	-----------------------------------	---	-----------------------------------	-----	---	------	--	---------------------------	--	--	------	---------------------------------------	-----	------

○ 臺灣總督府縣及廳看守定員ノ件 (勅)第五十四號(三) 六三	〔縣會〕	○ 福島縣會解散 (勅)第二百五十號(六) 三三	○ 判事檢事官等俸給令制定從前ノ同令廢止 (勅)第百五十三號(四) 一九九	○ 判事檢事官等俸給令第二條中改正 (勅)第四百十號(一〇) 六六一	〔檢察〕	○ 臺灣總督府法院檢察官任用ノ件 (勅)第三百號(六) 四四一	○ 臺灣總督府法院判官檢察官及書記服制ニ關スル件 (勅)第三百二十四號(七) 四七五	○ 臺灣總督府法院判官檢察官及書記服制施行期日 (臺府)第六十號(八) 九九	〔検査〕	○ 種牡馬検査法中改正追加 (法)第九十二號(三) 三二八	○ 種牡馬検査法施行細則中改正追加 (省)農商務第七號(三) 一四九	○ 種牡馬検査法ヲ施行セサル島嶼ノ件 (告)農商務第三十一號(四) 二五四	○ 種牡馬検査法ヲ施行セサル島嶼ノ件 (告)農商務第五十六號(六) 四三五	○ 生絲検査所官制第六條中改正 (勅)第七號(二) 五	○ 生絲検査所法施行細則修正 (省)農商務第二號(二) 三	○ 神戸生絲検査所移轉 (告)農商務第二十四號(三) 一四六	○ 蠶種検査法施行細則中改正追加 (省)農商務第六號(三) 一〇一	○ 蠶種検査法ヲ大阪ニ施行ス (告)農商務第十二號(三) 五一	○ 林野整理支局現金前渡官吏ヨリ會計検査院へ報告ノ書類林野整理局長經由ノ件 (訓)農商務第三十五號(七) 二二四	○ 會計検査院事務章程改正 (勅)第四百五十七號(三) 七七二	○ 検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)內務第五號(四) 七一	○ 海港検疫所ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)內務第十一號(四) 七三	○ 警察監獄學校ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)內務第十四號(五) 一一二	○ 專賣局官吏検査又ハ取締ノ際携帯スヘキ證票様式ヲ定メ明治三十一年省令第五號(葉煙草検査官吏ノ證票様式)ヲ廢ス (省)大藏第二十號(五) 二四〇	○ 馬匹調査及検査施行細則並馬匹徵發事務規則ノ附表改正 (省)陸軍第二號(二) 四	○ 馬匹調査及検査施行規則中改正追加 (省)陸軍第三十號(一〇) 七五四	○ 陸軍志願兵身體検査規則 (省)陸軍第六號(三) 二二
---------------------------------	------	--------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	------	---------------------------------	--	--	------	-------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	--	---------------------------------	---------------------------------	---	---	--	---	--------------------------------------	------------------------------

- 陸軍志願兵身體檢査規則廢止 (達)陸達第二十七號(三) 四三
- 陸軍身體檢査手續 (達)陸達第二十六號(三) 三二
- 徵兵附官ノ徵兵檢査報告手續廢止 (達)陸達第二十七號(三) 四三
- 明治二十五年訓令甲第一號(徵兵身體檢査ノ際壯丁ノ身長測定者ノ件)廢止 (訓)陸軍甲第一號(三) 六八
- 陸軍管區表中改正近衛師管廢止ニ付キ本年召募ノ士官候補生地方幼年學校生徒志願者等檢査ニ係ル師團長取扱方 (告)陸軍第二號(三) 二二八
- 委任經理ニ屬セサル物品中計算ノ檢査及責任解除委託ノ件 (達)陸達第五十九號(六) 一九四
- 委託檢査ニ係ル責任解除及檢査成績報告順序 (達)陸達第六十號(六) 一九五
- 軍隊官衙學校其他ニ於ケル物品出納計算ノ檢査及證明手續 (達)陸達第六十一號(六) 一九六
- 海軍志願兵身體檢査格例第二條中改正 (達)海軍第八十四號(五) 一一一
- 艦船造修試驗檢査規則中改正追加 (達)海軍第四十七號(三) 五四
- 艦船造修試驗檢査規則中改正追加 (達)海軍第七十五號(四) 一〇五
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下檢査官ノ件)中改正 (達)海軍第二十二號(三) 一八
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下檢査官ノ件)中追加 (達)海軍第九十七號(五) 二二三
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下檢査官ノ件)中改正 (達)海軍第九十七號(五) 二二三
- 船船司檢所ノ檢査ヲ受クヘキ船舶ノ檢査執行地追加 (告)遞信第百六十三號(六) 四二八
- 海事局ノ檢査ヲ受クヘキ船舶ノ檢査執行地追加 (告)遞信第百六十一號(七) 四八八
- 海事局ノ檢査ヲ受クヘキ船舶ノ檢査執行地追加 (告)遞信第百五十三號(七) 六〇〇
- 積石數二百五十石以上三百石未滿ノ帆船所有者檢査申請期限 (告)遞信第八十二號(三) 一七八
- 積石數二百石以上二百五十石未滿ノ帆船檢査申請期限 (告)遞信第百六十四號(七) 六〇四
- フヰリンビン諸島宛私用暗號電報檢査ノ件 (告)遞信第三十四號(三) 五八

- 南亞弗利加那多兒ニ發着ノ電報檢査ノ件 (告)遞信第百八十三號(〇) 六四六
- 南亞弗利加喜望峯及葡領牙領マテール島宛暗號電報禁止ノ件 (告)遞信第百八十四號(〇) 六四六
- 南亞弗利加ト往復スル電報檢査ノ件 (告)遞信第百八十九號(〇) 六五一
- 南亞米利加コロムビヤ國電報檢査並ニ取扱ノ件 (告)遞信第百九十九號(二) 六八一
- 亞丁ザンジバル海底線經由ノ電報檢査ノ件 (告)遞信第百九十二號(二〇) 六五一
- 萬國電信條約ニ依リ電報檢査其他ノ件 (告)遞信第百四十一號(二二) 六九四
- 臺灣汽船檢査規則 (律)第十號(六) 一三
- 臺灣汽船檢査規則施行細則 (臺府)第四十四號(六) 五四
- 著作權法施行ニ關スル勅令ニ於ケル檢印申請及届出等ノ件 (省)內務第二十六號(六) 三三九
- 明治三十一年勅令第百七十五號(度量衡定期檢定ニ要スル臨時技手ノ件)廢止 (勅)第四百三十九號(二) 七三七
- 度量衡檢定規程第三十一條第三十二條中追加 (訓)農商務第五十一號(三) 三七三
- 度量衡定期檢定費豫算ニ對シ仕拂上殘餘ヲ生シタルトキ繰越計算書調製提出ノ件 (訓)農商務第十二號(三) 三〇
- 明治三十二年度量衡器定期檢定施行ノ狀況報告ノ件 (訓)農商務第二號(二) 八
- 外國人ノ度量衡器檢定ニ關スル件 (訓)農商務第三十六號(七) 二二五
- 明治三十年省令第十八號(教科用圖書檢定規則中改正)ヲ既往ニ溯リ適用ノ件 (省)文部第二十六號(四) 三三七
- 教科用圖書檢定規則第一條中追加 (省)文部第二十三號(四) 三三三
- 教科用圖書檢定規則中改正追加 (省)文部第四十號(二) 八二七
- 明治二十五年省令第十七號(教科用圖書檢定手續料登記印紙ヲ以テ納付ノ件)廢止 (省)文部第四十一號(二) 八二二
- 中學校及高等女學校教科書ニシテ檢定ヲ經サルモノヲ使用スルトキ稟申ノ件 (訓)文部第三號(四) 八一
- 明治二十年告示第四號同二十五年告示第五號及第十號教科用圖書檢定ニ關スル件廢止 (告)文部第百五十號(二) 六七四
- 第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定本試驗日時割 (告)文部第五十九號(五) 二九〇

- 師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗學科日時割 (告)文部第十二號(三) 三五
- 師範學校中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時割 (告)文部第四十三號(一〇) 六二〇
- 臺灣公學校教員檢定規則第二條第三條中追加 (臺府)第二號(一) 一
- 臺灣公學校教員檢定規則中改正追加 (臺府)第二百二十六號(三) 一七二
- 臺灣公學校訓導檢定規則 (臺府)第二百二十七號(三) 一七二
- 明治三十一年府令第三十二號(訴訟代人檢定ノ件)廢止 (臺府)第三百三十六號(三) 一九二
- 〔検査〕
- 海港検査法制定検査停船規則虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則及海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ検査ノ件清國及香港ニ於テ流行スル傳染病ニ對シ船舶検査ノ件廢止 (法)第十九號(三) 二六
- 海港検査法施行期日 (勅)第三百二十六號(七) 四七七
- 海港検査法施行規則 (省)內務第三十四號(七) 五九
- 海港検査法施行規則第三條中改正 (省)內務第五十六號(三) 八三
- 海港検査法ニ依リ船舶消毒ニ關スル件 (訓)內務第二十九號(八) 三三
- 海港検査所官制 (勅)第三百三十七號(四) 一七九
- 海港検査官官俸給ノ件 (勅)第三百三十八號(四) 一八一
- 海港検査官及海港検査官補任用ノ件 (勅)第四百十號(四) 一八二
- 海港検査所職員服制 (勅)第三百五十號(七) 五四五
- 海港検査所ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)內務第十一號(四) 七三
- 船舶検査手續 (訓)內務第二十六號(七) 一六九
- 明治三十一年告示第八十五號(船舶検査ノ件)廢止 (告)內務第九十五號(八) 五二九
- 臨時検査部閉鎖ノ件 (告)內務第七號(二) 二
- 臨時検査部開設ノ件 (告)內務第七十八號(七) 四九九
- 臨時検査部開設ノ件 (告)內務第九十號(八) 五二七
- 臨時検査部開設ノ件 (告)內務第九十四號(八) 五二九
- 臨時検査部開設ノ件 (告)內務第一百四號(二) 六六八
- 臨時海港検査施行ノ件 (告)內務第八十六號(七) 四六五
- 日没後検査ヲ受ケントスル船舶汽笛發聲方 (告)內務第三百三號(一〇) 六〇九
- 清國牛莊來ノ船舶検査ノ件 (告)內務第四百四號(一〇) 六〇九
- 明治三十二年告示第四百四號(船舶検査ノ件)中削除 (告)內務第一百十九號(三) 七二八
- 本邦「ベスト」ニ就キ關領印皮ニ於テ検査及輸入禁止品ノ件 (告)外務第十六號(二) 六六七

- 本邦「ベスト」ニ就キ關領金山港及木浦港ニ於テ検査ノ件 (告)外務第十八號(三) 七七
- 本邦「ベスト」ニ就キ韓國仁川港ニ於テ検査ノ件 (告)外務第十九號(三) 七七八
- 臺灣海港検査規則 (律)第二十三號(八) 三八
- 臺灣海港検査施行規則 (臺府)第五百五號(九) 一四九
- 臺灣鼠疫豫防規則ニ依リ検査施行港ノ件 (告)臺灣總督府第五十九號(六) 四五四
- 香港ニ於テ牛疫發生ニ付キ船舶検査ノ件 (告)農商務第二十七號(四) 二五二
- 〔憲兵〕
- 憲兵條例中改正追加 (勅)第三百八十一號(五) 六一
- 憲兵練習所條例 (勅)第三百六十八號(八) 五八三
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三號(二) 六
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第四號(三) 二九
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第七號(三) 一三〇
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十二號(四) 二九
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十三號(五) 二四二
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十四號(五) 二四二
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十五號(五) 二四二
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正追加 (省)陸軍第十九號(六) 三八四
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正追加 (省)陸軍第二十五號(九) 七二〇
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十六號(九) 七二〇
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十七號(九) 七二二
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三十三號(一〇) 七六八
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三十六號(二) 八二五
- 軍人軍團ノ遠式ニ係ル事項取扱方(廢止) (海軍) (海軍)第三百二十五號(三) 一六九
- 憲兵警察區ノ區域中改正 (臺府)第三百三十七號(三) 一九三
- 〔警視〕
- 警視特別任用ニ關スル件 (勅)第三號(二) 二

○ 警察監獄學校ハカノ部學校ノ項ニ添ス	○ 警務署管轄區域表中追加
○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所ニ巡查及看守ヲ置クノ件 (勅)第四百號(一〇) 六四三	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)內務第三十二號(三) 九九
○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所練習生ノ俸給ニ關スル件 (勅)第四百一號(一〇) 六四四	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中改正 (告)內務第三十三號(三) 一〇〇
○ 警察賞與規則 (勅)第四百二號(一〇) 六四四	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中改正 (告)內務第三十五號(三) 一〇一
○ 警察賞與規則施行細則 (省)內務第五十二號(一〇) 七二五	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中改正 (告)內務第三十八號(三) 一〇二
○ 警察官吏其他內國旅費規則別表中改正 (省)內務第七號(四) 一七三	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)內務第五十號(四) 二二六
○ 明治三十年省令第二十三號(警察署同分署ニ拘禁、留置者食料金額)中改正 (省)內務第三十三號(七) 五一九	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)內務第六十八號(六) 三五三
○ 水上警察旗製式 (訓)內務第二十七號(七) 一七二	○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)內務第七十二號(六) 三六二
○ 明治三十二年省令第三十二號ニ依リ警察官署ノ登錄シタル事項ヲ戶籍吏ニ通知等ノ件 (訓)內務第二十五號(七) 一六九	○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三號(二) 六
○ 工場ニ於ケルケル負傷届出並警察官吏臨檢及職工救急者數報告ノ件 (訓)內務第十九號(六) 一四七	○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第四號(三) 二九
○ 警視廳高等官俸給令ニ依リ警察署長ノ俸給區別ニ關スル警察署指定 (告)內務第九號(一〇) 六一	○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第七號(三) 一三〇
○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)內務第二十七號(三) 九八	
○ 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中刪除 (告)內務第三十一號(三) 九九	

○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十二號(四) 二一九	○ 辨務署警察管區中廢止 (臺府)第一號(一) 一
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十三號(五) 二四二	○ 明治三十一年府令第四十號(辨務署警察管區)廢止 (臺府)第二十八號(四) 二四
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十四號(五) 二四二	○ 憲兵警察區ノ區域 (臺府)第二百二十五號(二) 一六九
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十五號(五) 二四二	○ 憲兵警察區ノ區域中改正 (臺府)第三百二十七號(二) 一九三
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第十九號(六) 三八四	[警部] ○ 警部長特別任用令改正 (勅)第一號(一) 一
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正追加 (省)陸軍第二十五號(九) 七二〇	○ 清國及韓國在勤警部巡查任用及支給規則中改正追加 (勅)第八十五號(四) 二三六
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十六號(九) 七二〇	改正 (省)外務第四號(四) 一七
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第二十七號(九) 七二二	[警査] ○ 常設海軍軍法會議ニ海軍警査ヲ置クノ件 (勅)第四百十五號(四) 一八八
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三十三號(一〇) 七六八	○ 海軍警査服制 (勅)第九十號(五) 二四二
○ 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正 (省)陸軍第三十六號(一一) 八一五	○ 海軍警査給助ノ件 (勅)第二百十六號(五) 二七〇
○ 礦業警察規則中改正追加 (省)農商務第五號(三) 一〇〇	○ 海軍警査服務規程 (達)海軍第八十五號(五) 二二二
○ 礦業警察規則中改正追加 (省)農商務第二十八號(八) 七〇四	○ 海軍警査及海軍監獄看守採用規則制定海軍監獄看守任用規則廢止 (達)海軍第八十六號(五) 二一六
	[警備] ○ 警備隊司令部條例中改正前除 (勅)第四百八號(一〇) 六五九

- 沖繩警備隊區司令部條例中改正削除 (勅) 第四百九號(二) 六六〇
- 沖繩警備隊區司令部ノ位置 (告) 陸軍第九號(三) 七四〇
- 警報
- 宮崎縣兒湯郡美々津町ニ警報信號標設立 (告) 文部第一號(一) 九
- 宮崎縣細島町警報信號標柱破損 (告) 文部第三十號(一〇) 六二七
- 宮崎縣油津町警報信號標柱破損 (告) 文部第三十六號(一〇) 六八八
- 宮崎縣油津町警報信號標柱修繕竣工 (告) 文部第五十七號(二) 七三九
- 奈良縣山邊郡丹波市町及宇陀郡神戶村ニ警報信號標設立 (告) 文部第二號(一) 九
- 福岡縣門司町ニ警報信號標設立 (告) 文部第六號(一) 一〇
- 秋田縣秋田市長町及由利郡本庄町警報信號標柱破損 (告) 文部第八號(三) 三三
- 秋田縣由利郡本庄町警報信號標柱修繕竣工 (告) 文部第三十二號(四) 二四六
- 秋田縣南秋田郡船川港町ニ警報信號標設立 (告) 文部第四十一號(一〇) 六三九
- 岡山縣岡山測候所構内警報信號標柱修繕
- 岡山縣上道郡三幡村及淺口郡柏崎村警報信號標柱破損 (告) 文部第九號(三) 三三
- 岡山縣上道郡三幡村及淺口郡柏崎村警報信號標柱修繕竣工 (告) 文部第九十五號(七) 四六九
- 栃木縣足尾銅山鑛業所内ニ警報信號標設立 (告) 文部第五號(八) 五四六
- 栃木縣三芳郡北西郷村早瀬ニ警報信號標設立 (告) 文部第十號(三) 三四
- 福井縣大野警報署構内警報信號標柱失 (告) 文部第十一號(三) 三四
- 福井縣福井測候所構内ニ警報信號標設立 (告) 文部第八十八號(六) 三八九
- 福井縣福井測候所構内ニ警報信號標設立 (告) 文部第七十九號(六) 三八七
- 香川縣鴨田郡觀音寺港ニ警報信號標設立 (告) 文部第十五號(三) 一四一
- 香川縣大川郡津田町ニ警報信號標設立 (告) 文部第九十二號(七) 四六八
- 山口縣鹿毛郡上關村ニ警報信號標設立 (告) 文部第十六號(三) 一四二
- 山口縣特牛港及鶴江臺ニ警報信號標設立 (告) 文部第四十四號(四) 二四六
- 山口縣特牛港ニ警報信號標柱修繕 (告) 文部第五十七號(四) 二五一

- 茨城縣鉾田町ニ警報信號標設立 (告) 文部第二十九號(四) 二四五
- 岐阜縣高山町ニ警報信號標設立 (告) 文部第三十六號(四) 二四七
- 和歌山縣新宮町警報信號標再築竣工 (告) 文部第三十八號(四) 二四七
- 和歌山縣東牟婁郡太地村ニ警報信號標設立 (告) 文部第五十三號(四) 二五〇
- 和歌山縣海草郡鹽津村警報信號標柱破損 (告) 文部第六十三號(九) 五八七
- 和歌山縣和歌山測候所構内警報信號標柱破損 (告) 文部第七十四號(九) 五八七
- 和歌山縣和歌山測候所構内警報信號標柱修繕竣工 (告) 文部第八十四號(九) 五八七
- 和歌山縣日高郡由良町警報信號標柱破損 (告) 文部第九十六號(九) 五八七
- 和歌山縣田邊町警報信號標柱破損 (告) 文部第一百十八號(九) 五八七
- 和歌山縣東牟婁郡勝浦村警報信號標柱破損 (告) 文部第一百二十九號(九) 六二七
- 和歌山縣御坊町警報信號標柱破損 (告) 文部第一百三十一號(一〇) 六二八
- 和歌山縣東牟婁郡三輪崎村警報信號標柱破損 (告) 文部第一百三十八號(一〇) 六九
- 德島市警報信號標柱修繕 (告) 文部第四十二號(四) 二四六
- 德島縣海部郡日和佐村ニ警報信號標設立 (告) 文部第五十三號(六) 五四五
- 德島縣那賀郡宮岡村ニ警報信號標設立 (告) 文部第六十一號(七) 五八六
- 德島縣撫養町警報信號標柱破損 (告) 文部第六十七號(七) 五八七
- 愛知縣大塚町ニ警報信號標設立 (告) 文部第六十九號(五) 二九六
- 愛知縣田原町ニ警報信號標設立 (告) 文部第七十號(九) 五八八
- 愛知縣知多郡小鈴谷村ニ警報信號標建設 (告) 文部第七十八號(三) 七三九
- 埼玉縣浦和町ニ警報信號標設立 (告) 文部第七十一號(五) 二九六
- 愛媛縣新居郡多喜濱村ニ警報信號標設立 (告) 文部第七十二號(五) 二九六
- 廣島縣鞆町ニ警報信號標設立 (告) 文部第八十七號(六) 三八八
- 廣島縣尾道市警報信號標破損 (告) 文部第九十八號(八) 五四五
- 廣島縣尾道水上警察署構内警報信號標修繕竣工 (告) 文部第一百四十七號(二) 六四四

- 富山縣伏木町警報信號標修繕 (告)文部第九十七號(八) 五〇四
- 佐賀縣佐賀郡東川副村ニ警報信號標設立 (告)文部第九十八號(八) 五〇五
- 佐賀縣西松浦郡西山代村ニ警報信號標設立 (告)文部第一百號(九) 五〇六
- 鹿兒島縣鹿兒島市生産町警報信號標修繕竣工 (告)文部第六十八號(八) 五〇七
- 鹿兒島縣鹿兒島市生産町警報信號標修繕竣工 (告)文部第三十五號(一〇) 六一八
- 大阪府岸和田町警報信號標柱破損 (告)文部第二百二十二號(九) 五八九
- 大阪府岸和田町警報信號標修繕竣工 (告)文部第六十四號(三) 七〇一
- 石川縣珠洲郡小木村警報信號標柱修繕 (告)文部第二百二十四號(九) 五八九
- 鳥取縣若美郡網代村警報信號標廢止 (告)文部第五十一號(二) 六七五
- 鳥取縣氣高郡青谷村警報信號標破損 (告)文部第五十九號(三) 七〇〇
- 十勝國十勝郡大津村ニ警報信號標設立 (告)文部第五十三號(二) 六七五
- 打狗港警報信號標修繕竣工 (告)臺灣總督府第十九號(三) 九五
- 打狗稅關背後ノ警報信號標破損 (告)臺灣總督府第八十二號(九) 六〇六
- 〔教官〕
- 公立學校職員ト教官其他教育事務ニ従事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件 (勅)第四百五十六號(三) 七七二
- 〔教諭〕
- 師範學校教諭助教諭舍監訓導及書記ノ人員第三條中改正追加並ニ師範學校教諭助教諭訓導及書記ノ俸額第二條中改正 (省)文部第十五號(三) 一四二
- 〔教員〕
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正追加 (法)第八十九號(三) 三二〇
- 明治二十五年勅令第十八號(市町村立小學校教員退職料等)ノ支給ニ關スル在職年數算定ノ件)第三條中改正 (勅)第九十七號(五) 二五三
- 明治二十五年勅令第三十二號(府縣立師範學校公立中學校ノ學校長正教員及市町村立小學校正教員ノ退職料遺族扶助料ニ關スル權利ノ侵害出訴ノ件)中追加 (勅)第九十八號(五) 二五四
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第二十八號(五) 三〇〇

- 市町村立小學校教員恩給國庫給與金豫算調査書式ヲ定メ明治二十六年訓令第一號及第三號(同件)ヲ廢ス (訓)文部第六號(五) 一一〇
- 實業學校教員養成規程制定工業教員養成規程廢止 (省)文部第十三號(三) 一三七
- 高等女學校教員採用ニ關スル件 (省)文部第二十二號(三) 一四八
- 中學校教員ニ關スル件 (省)文部第四十三號(二) 八三三
- 公立學校外國大學卒業生ノ教員免許ニ關スル規定 (省)文部第二十五號(四) 二二四
- 公立學校外國大學卒業生ノ教員免許ニ關スル規定中改正追加 (省)文部第四十二號(二) 八三二
- 師範學校中學校高等女學校教員免許規則第一條中追加 (省)文部第三十六號(七) 五九二
- 千葉縣茨城縣境界變更ニ付キ小學校教員免許狀ノ效力及服務義務ノ移轉並教科書選用ノ件 (省)文部第十九號(三) 一四六
- 第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定本試驗日時制 (告)文部第五十九號(五) 二九〇
- 師範學校中學校高等女學校教員免許試驗施行ニ付キ願書差出方 (告)文部第七十六號(五) 二九八
- 師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗學科日時制 (告)文部第十二號(三) 三五
- 師範學校中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時制 (告)文部第四十三號(二) 八三三
- 工業教員養成所募集生徒員數 (告)文部第六十三號(五) 二九四
- 官立工業教員養成所本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十四號(三) 一四一
- 商業教員養成ノタメ學資ヲ補助スヘキ生徒及募集ノハキ生徒員數ノ件 (告)文部第六十五號(五) 二九五
- 明治三十年達第百七十九號(學校、練習所及病院定員中教員ノ員數ノ件)中追加 (達)海軍第六十七號(九) 三七四
- 臺灣公學校教員檢定規則中改正追加 (臺府)第二百二十六號(三) 一七二
- 臺灣公學校教員檢定規則第二條第三條中追加 (臺府)第二號(二) 一
- 〔教導〕
- 陸軍教導團條例廢止 (勅)第三百九十三號(一〇) 六二七
- 〔教育〕
- 小學校教育費國庫補助法 (法)第七十七號(一〇) 三五三
- 教育基金特別會計法 (法)第八十號(三) 二六九
- 教育基金令 (勅)第四百三十五號(三) 二七九

- 公立學校職員ト教官其他教育事務ニ従事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件 (勅)第四百五十六號(三) 七七二
- 實業教育費國庫補助法施行規則 (省)文部第二十號(三) 一四六
- 實業教育費國庫補助金交付手續並補助ヲ受クル學校ノ豫算決算ニ關スル規定 (省)文部第二十一號(三) 一四七
- 明治三十一年省令第十九號(學務教育ニ關スル社團、財團ヲ法人ト爲サントスルモノノ及共既ニ法人タルモノハ地方長官ノ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要ス)廢止 (省)文部第二號(二) 三三
- 一般ノ教育ヲ宗教外ニ特立セシムル件 (訓)文部第十二號(八) 二五七
- 高等教育會議議員補選選擧ノ件 (告)文部第九十九號(九) 五八八
- 高等教育會議議員互選人名 (告)文部第九十九號(九) 五八八
- 教育總監部條例中削除 (勅)第三百九十四號(一〇) 六二七
- 鐵道大隊ノ特別教育ヲ參謀總長ノ統監ニ屬ス (達)陸軍第五號(二) 二
- 演習及教育ノタメ近衛師團ニ召集スヘキ者ヲ定ム (達)陸軍第二十八號(三) 四四
- 陸軍各兵科下士上等兵教育命令 (達)陸軍第二百二十八號(二) 四一九
- 陸軍衛生部下士候補者教育命令 (達)陸軍第二百二十一號(二) 四二一
- 看護卒教育規則 (達)陸軍第八十三號(二) 四四九
- 調劑手候補者教育手續廢止 (達)陸軍第二百二十二號(二) 四四四
- 要務通信員及電燈使用員教育假規則第十條中追加 (達)陸軍第九十四號(九) 三七二
- 軍隊教育順次教令第二表中追加 (達)陸軍第二號(一) 一
- 軍隊教育順次教令第二表中教育期ニ關スル件 (達)陸軍第三號(二) 一
- 軍隊教育順次教令改正 (達)陸軍第四百四十四號(三) 四四五
- 海軍艦隊部下士卒教育令第九條中改正 (達)海軍第三十六號(三) 四七
- 五等卒教育規則廢止 (達)海軍第五百十號(七) 二七四
- 五等卒教育規則及五等卒教育要旨 (達)海軍第四百十九號(七) 二七〇
- 五等卒教育規則及五等卒教育要旨中改正追加 (達)海軍第六十八號(九) 三七五
- 教科用圖書檢定期則第一條中追加 (省)文部第三十三號(四) 三三三
- 教科用圖書檢定期則中改正追加 (省)文部第四十號(二) 八二七
- 明治二十五年省令第十七號(教科用圖書檢定手数料登記印紙ヲ以テ納付ノ件)廢止 (省)文部第四十一號(二) 八二二

- 明治二十八年省令第二號(中學校教科用圖書採用ニ關スル件)同第四號(高等女學校教科用圖書採用ニ關スル件)廢止 (省)文部第二十四號(四) 三四
- 明治三十年省令第十八號(教科用圖書檢定期則中改正)ヲ既往ニ遡リ適用ノ件 (省)文部第二十六號(四) 三三七
- 小學校教科用圖書採定ニ關スル件 (省)文部第三十號(五) 三〇二
- 小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則第一條中改正 (省)文部第三十一號(六) 四二二
- 千葉縣茨城縣境界變更ニ付小學校教員免狀ノ效力及服務義務ノ移轉並教科書費用ノ件 (省)文部第十九號(三) 一四六
- 明治二十年省令第四號同二十五年省令第五號及第十號教科用圖書檢定ニ關スル件廢止 (告)文部第五十號(二) 六七四
- 中學校及高等女學校教科書ニシテ檢定ヲ經サルモノヲ使用スルトキ稟申ノ件 (訓)大藏第三號(四) 八一
- 陸軍看護學修業兵教科書第一編中改正 (達)陸軍第四百七十七號(二) 四六六
- 陸軍看護人教科書第一編中改正 (達)陸軍第四百八十八號(二) 四六六
- 陸軍看護卒教科書 (達)陸軍第五百二十二號(三) 四六六
- 陸軍看護教科書中改正 (達)陸軍第四百十九號(三) 四六六
- 海軍看護教科書改正 (達)海軍第十九號(六) 二一九
- [教令] 教範 教程 (達)陸軍第二號(一) 一
- 軍隊教育順次教令第二表中追加 (達)陸軍第四十四號(三) 四四五
- 軍隊教育順次教令第二表中教育期ニ關スル件 (達)陸軍第三號(二) 一
- 軍隊教育順次教令改正 (達)陸軍第七十六號(八) 三四三
- 野戰砲兵射擊教範中改正 (達)陸軍第六十二號(六) 一九七
- 陸軍蹄鐵教範制定陸軍蹄鐵術教範第一及同附錄廢止 (達)海軍第六十七號(三) 八七
- 海軍大學校教程廢止 (達)海軍第二十四號(三) 一九
- 海軍兵學校教程廢止 (達)海軍第六十八號(三) 八七
- 海軍機關學校教程廢止 (達)海軍第七十七號(四) 一〇六
- 海軍砲術練習所教程廢止 (達)海軍第七十八號(四) 一〇六
- 海軍水雷術練習所教程廢止 (達)海軍第七十九號(四) 一〇七
- 海軍機關術練習所教程廢止 (達)海軍第八十號(四) 一〇七
- 機關士短教程廢止 (達)海軍第二十七號(三) 二〇
- 海軍造船工練習所教程中追加 (達)海軍第二十七號(三) 二〇
- [現役] (達)陸軍第四百四十六號(海軍將校同相當官豫備後備服役年期ノ件)海軍軍人現役年限年令ノ件 (勅)第六十八號(三) 八二
- 陸軍現役將校列次名簿編纂規則 (達)陸軍第五百五十六號(三) 四六八

○ 步兵聯隊現役兵徵集聯隊區分表廢止 (達)陸達第三十五號(四) 九一	○ 隊附現役下士及現役兵卒中營外居住又ハ外泊セシム ヘキ人員ノ件ヲ定メ明治二十九年陸達第百六號(特 務曹長以下外泊又ハ營外居住ニ係ル取扱方)ヲ廢ス (達)陸達第百三十四號(二) 四二六	○ 國有土地森林原野下戻法 (法)第九十九號(四) 三三五	○ 國有土地森林原野下戻法ニ依リ下戻シタル土地ノ登 記ニ關スル手續ヲ地方廳取計ノ件 (訓)內務第三十三號(一〇) 三四一	○ 國有土地森林原野下戻申請手續 (省)農商務第八號(四) 二三八	○ 國有林野内ニ牛馬ノ放牧ヲ許可シタルトキ報告様式 (訓)農商務第三號(二) 九	○ 國有森林原野及產物特別處分規則廢止 (勅)第三百六十三號(八) 五七一	○ 國有森林原野及產物特賣規程廢止 (省)農商務第二十六號(八) 六八五	○ 國有森林原野及產物特別處分令第一條中追加 (勅)第二百九十一號(六) 四二九	○ 國有森林原野產物賣渡及官有森林原野貸渡ニ用井ル 極印規則 (臺府)第十四號(三) 一五	○ 國有土地森林原野下戻申請手續 (省)農商務第八號(四) 二三八	○ 國有林野内ニ牛馬ノ放牧ヲ許可シタルトキ報告様式 (訓)農商務第三號(二) 九	○ 國有森林原野及產物特別處分規則廢止 (勅)第三百六十三號(八) 五七一	○ 國有森林原野及產物特賣規程廢止 (省)農商務第二十六號(八) 六八五	○ 國有森林原野產物賣渡及官有森林原野貸渡ニ用井ル 極印規則 (臺府)第十四號(三) 一五
--	---	----------------------------------	--	--------------------------------------	---	--	---	---	---	--------------------------------------	---	--	---	---

○ 債主ノ現金領收證書ヲ會計検査院ニ提出セサル場合 金庫出納役證明ノ件 (訓)大藏第四十號(五) 二二九	○ 明治二十三年陸達第四十六號(現金前渡ヲ受クヘキ 官吏ノ件)改正 (達)陸達第十三號(三) 二二五	○ 明治三十二年陸達第十三號(現金前渡ヲ受クヘキ官 吏ノ件)中追加 (達)陸達第二十一號(三) 二二七	○ 艦船ニ關セサル常備艦隊ノ經費ニ係ル現金前渡官吏 ノ件 (達)海軍第百十二號(六) 二〇三	○ 林野整理支局現金前渡官吏ヨリ會計検査院ヘ報告ノ 書類林野整理局長經由ノ件 (訓)農商務第三十五號(七) 二二四	○ 現金前渡金仕拂證明規程及明治二十七年達第七號 (現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ證明スヘキ仕拂計算書 ノ件)廢止 (達)會計検査院第二號(五) 一四二	○ 政府ヨリ現金前渡ヲ受ケタル銀行仕拂證明規程制定 國債元利金仕拂證明規程及政府紙幣交換基金鎖店銀 行紙幣交換基金仕拂證明規程廢止 (達)會計検査院第三號(五) 一五一	○ 傳染病研究所職員官等俸給ノ件 (勅)第九十四號(三) 二一六	○ 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七	○ 傳染病研究所ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ 件 (訓)內務第五號(四) 七一	○ 權利收用ニ關スル件 (法)第七十二號(三) 二五二	○ 國籍喪失者ノ權利ニ關スル件 (法)第九十四號(三) 三三三	○ 議院建築調査會規則 (勅)第百五十九號(四) 二〇七	○ 臨時葉煙草取扱所建築部官制廢止 (勅)第五十九號(三) 六七	○ 臨時陸軍建築部官制中改正削除 (勅)第二百七十五號(六) 四二一	○ 臨時陸軍建築部支部事務官以下定員表改正 (達)陸達第五十八號(六) 一九五	○ 臨時電信部建築工手採用規則 (達)陸達第百三十一號(二) 四二〇	○ 建築工場詰判任官以下執務時間ノ件 (達)海軍第百九十八號(二) 四七五	○ 師範學校中學校及高等女學校建築準則 (訓)文部第四號(四) 八二	○ 書庫建築請負ノ競争加入者資格ノ件 (省)農商務第十號(五) 三〇三	○ 建築河川改修鐵道建設鐵道作業及電信線並電話線 (達)陸達第百三十一號(二) 四二〇	○ 建築河川改修鐵道建設鐵道作業及電信線並電話線 (達)陸達第百三十一號(二) 四二〇
--	--	---	--	---	--	---	-------------------------------------	---------------------------------	--	--------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--	--	--

- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十日(三) 一九
- 遺失物法ニ依リ埋藏物ヲ宮内省ニ讓渡ストキ隨意契約ノ件 (勅)第四百二十四號(二) 六八一
- 海水ニ觸接スル工事及水道工事ニ要スル「セメント」ノ購入隨意契約ノ件 (勅)第四百三十七號(二) 七三五
- 政府ニ於テ輸入ノタメ葉煙草ヲ買入ルトキ隨意契約ノ件 (勅)第二百二十一號(六) 二七五
- 陸軍用地ノ生産物ヲ賣渡ストキ隨意契約ノ件 (勅)第二百六號(五) 二六二
- 海軍炭礦採掘ノ請負及粗悪炭灰粉炭拂下隨意契約ノ件 (勅)第二百二十九號(六) 三三一
- 國有林野産物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル件制定官有森林原野及産物特別處分規則廢止 (勅)第三百六十三號(八) 五七二
- 製鐵所用地地先浚渫及荷揚場設置工事請負隨意契約ノ件 (勅)第二百五號(三) 二四
- 政府施行ノ造林及伐木事業ニ要スル人夫雇備種苗供給ノ受負隨意契約ノ件 (勅)第四百十三號(二) 六六四
- 政府直接ニ從事スル官設鐵道工事一部ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第三百七十五號(八) 五九六
- 明治三十九年勅令第八十八號(臨時北海道鐵道敷設部物件ノ賣買貸借隨意契約ノ件)改正 (勅)第三百五號(六) 四四三
- 臺灣總督府ニ於テ施行スル鐵道敷設營繕建築及築港其他直營事業ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第三百三號(六) 四四二
- 臺灣總督府鐵道用品ノ賣買貸借隨意契約ノ件 (勅)第三百二十三號(七) 四七四
- 法人及ヒ夫婦財產契約登記取扱手續ヲ定メ法人及ヒ夫婦財產契約登記取扱規則ヲ廢ス (省)司法第十五號(五) 二九四
- 法人登記簿及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手續料ノ件ヲ定メ明治三十一年省令第十號(同件)ヲ廢ス (省)司法第三十四號(六) 四〇〇
- 大阪地方裁判所管內法人及夫婦財產契約ニ關スル登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第五十七號(三) 八三三
- 法人及夫婦財產契約ニ關スル登記取扱手續摺ノ件 (臺府)第六十八號(八) 一〇二
- 法人及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本等請求手續料ノ件 (臺府)第八十五號(八) 一二七
- 刑事訴訟法中改正加除 (法)第七十三號(三) 二五二
- 外國人ニ關スル民事訴訟統計年表様式 (訓)司法第四號(二) 三五四

- 軍衙間囚人及刑事被告人押送規則 (勅)第四百五號(二) 六五四
- 刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關スル件 (律)第二十六號(九) 三二
- 本島人並南洋國人ニ刑事訴訟法民事訴訟法及其附屬法律適用ノ件 (律)第八號(五) 一〇
- 明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)中追加 (臺府)第五號(二) 一〇
- 明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)中追加 (臺府)第四十三號(六) 三三
- 明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)中追加 (臺府)第六十六號(八) 一〇二
- 陸軍經理條例中改正加除 (達)陸達第八十號(八) 三四
- 被服經理規程第三表中改正 (達)海軍第二十八號(三) 二〇
- 糧食經理規程中改正追加 (達)海軍第三十七號(三) 四七
- 糧食經理規程中改正加除 (達)海軍第七十九號(〇) 四〇二
- 需品經理規程第四十條中改正 (達)海軍第八十三號(五) 一一二
- 各鎮守府經理部衣糧庫ニ於テ購買スヘキ被服物品糧食品區分ノ件ヲ定メ明治二十七年達第四十二號(同件)ヲ廢ス (達)海軍第九號(六) 一九九
- 稅關經費並取扱順序中改正加除 (訓)大藏第十七號(三) 六三
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中改正 (達)海軍第二十二號(三) 一八
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中改正 (達)海軍第九十七號(五) 一三三
- 明治三十二年度森林經費科目表 (訓)農商務第十六號(四) 八六
- 明治三十二年度森林經費科目表中追加 (訓)農商務第三十三號(六) 一六五
- 明治三十二年度森林經費科目表中追加 (訓)農商務第五十號(三) 一七三

〔携帶〕

○三十年式歩兵銃携帶準備品整制式

(達)陸達第十四號(三) 二六

〔繫船〕

○淡水港稅關波止場ニ繫船浮標設置

(告)臺灣總督府第七號(二) 七三

〔計畫〕

○稅關事務計畫規程中改正削除

(訓)大藏第十九號(三) 六四

〔計手〕

○陸軍一等諸工長計手、樂手下服制

(勅)第四百四十二號(二) 七三九

○計手缺員中姑ク隊附下士ヲシテ其事務ニ服セシム

(達)陸達第百三十三號(二) 四二六

〔計算〕

○地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル件

(法)第五十七號(三) 一五六

○明治二十六年省令第三十二號(賭計算書仕拂命令領收證及諸帳簿格式)中追加

(省)大藏第四十二號(九) 七二六

○明治三十一年訓令第四十一號及第五十三號在臺灣出納官吏一圓銀貨出納計算整理手續ノ件中追加

(訓)大藏第六十六號(九) 二二二

○委任經理ニ屬セサル物品中計算ノ検査及責任解除案

附ノ件 (達)陸達第五十九號(六) 一九四

○軍隊官衙學校其他ニ於ケル物品出納計算ノ検査及證明手續

(達)陸達第六十一號(六) 一九六

○計算帳簿規程第六條中追加

(達)海軍第二十三號(三) 一九九

○停年計算規則第六條中改正

(達)海軍第五十四號(三) 六二

○停年計算規則第十六條中追加

(達)海軍第五十八號(八) 三五五

○第二豫備艦停年計算規則第六條第六ニ該當スルトキ通知ノ件

(達)海軍第七號(二) 七

○明治二十八年訓令第二號(國庫ノ補助ヲ受ケル學校ノ收支計算書調製ノ件)廢止

(訓)文部第一號(三) 六八

○度量衡定期檢定費豫算ニ對シ仕拂上殘餘ヲ生シタルトキ繰越計算書調製提出ノ件

(訓)農商務第十二號(二) 三〇

○明治二十七年達第七號(現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ證明スヘキ仕拂計算書ノ件)廢止

(達)會計検査院第二號(五) 一四一

〔決算〕

○明治三十年度備荒儲蓄金出納決算要領

(告)大藏第四十號(六) 三六七

○明治二十四年度愛知縣備荒儲蓄金決算ノ件

(告)大藏第四十一號(六) 三八〇

〔結婚〕

○邦彦王殿下島津悦子ト結婚

(告)宮内第六號(二) 七二五

〔府縣〕

○在清國上海本邦郵便局佛國爲替ノ提出業務開始

(告)逓信第七十九號(三) 一七六

〔府縣制改正〕

○府縣制改正

(法)第六十四號(三) 一八四

○府縣會議員選舉人名簿ニ關スル件

(勅)第二百二十六號(六) 三二八

○島嶼ノ府縣會議員選舉人名簿ニ關スル件

(勅)第二百二十七號(六) 三二九

○府縣會議員及郡會議員選舉ニ關スル附則

(勅)第三百七十七號(八) 五九八

○府縣制及郡制ニ依リ定ムヘキ豫算調製式或費用流用ニ關スル規定ノ件

(省)內務第六號(四) 一七三

○府縣會議員ノ配當ニ關スル件

(省)內務第十七號(五) 二二六

○府縣會議員選舉投票ニ關スル件

(省)內務第十九號(五) 二二六

○府縣會及郡會議員ノ選舉權等ニ關スル納稅届出ノ件

(省)內務第三十一號(七) 五二五

○市部會郡部會及市部參事會郡部參事會ヲ設クヘキ府縣

(省)內務第二十五號(六) 三二九

○府縣ニ於テ市町村ニ分賦シ得ヘキ費用ノ限度

(省)內務第二十九號(六) 三三七

○府縣會及郡會議員選舉員數ノ標準人口ノ件

(告)內務第五十九號(五) 二八〇

〔血清〕

○明治二十九年勅令第二百二十四號(血清藥院ニ顧問ヲ置ク)中改正

(勅)第五十八號(三) 六六

〔下水〕

○臺灣下水規則

(律)第六號(五) 七

○臺灣下水規則施行細則

(臺府)第四十八號(七) 七九

フノ部

○帝國政府ト佛蘭西國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書

(勅)六月三十日(七) 四六九

○佛蘭西殖民地レユニオン島ニ日佛通商航海條約適用ノ件

(告)外務第十七號(三) 七七

○帝國ト佛蘭西國及同國經由諸外國トノ間ニ交換スル小包郵便規則中改正追加

(省)逓信第三十七號(七) 六二六

○佛蘭西及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正

(告)逓信第四十二號(三) 八一

○佛蘭西及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正

(告)逓信第二百八號(七) 四八五

○相模國積須賀郵便電信局佛蘭西及同國經由諸外國ト交換スル小包郵便物ノ取扱開始

(告)逓信第三百八十四號(三) 七七六

- 府縣制及郡制規定ノ直接税ノ種類 (告)内務第六十九號(六) 三五三
- 明治三十二年告示第六十九號(府縣制及郡制規定)ノ直接税種類)中追加 (告)内務第七十四號(七) 四五六
- 明治三十二年告示第六十九號(府縣制及郡制規定)ノ直接税ノ種類)中追加 (告)内務第九十七號(九) 五七〇
- 府縣農事試驗場國庫補助法 (法)第九十二號(六) 三三九
- 府縣農事試驗場國庫補助法施行規則 (省)農商務第十九號(八) 六六一
- 府縣農事試驗場規程 (省)農商務第二十號(八) 六六二
- 府縣農事試驗場規程廢止 (訓)農商務第三十七號(八) 二五七
- 府縣農事講習所規程 (省)農商務第二十一號(八) 六六四
- 府縣水産試驗場規程 (省)農商務第二十二號(八) 六六六
- 府縣水産講習所規程 (省)農商務第二十三號(八) 六六八
- 府縣稅家屋稅ニ關スル件 (勅)第二百七十六號(六) 四二一
- 府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セザル事項ニ關スル件 (勅)第三百十五號(六) 四三三
- 島嶼ニ於ケル府縣行政特例ニ關スル件 (勅)第二百二十八號(六) 三三一
- 府縣費ノ分賦及不均一賦課ニ關スル件 (勅)第三百十六號(六) 四三三
- 府縣農事官典職特別任用令廢止 (勅)第三百四十七號(七) 五四三
- 地方官官制ニ依リ參事官二人ヲ附ク縣指定 (告)内務第七十號(六) 三五四
- 北海道府縣視學官俸給ノ件 (勅)第二百五十六號(六) 三八二
- 集治監典獄廳府縣典獄集治監分監長特別任用令 (勅)第三十五號(三) 三六
- 鹽稅則施行細則及之ニ附隨スル府縣命令廢止 (省)大藏第四號(三) 一〇五
- 地租條例施行細則及地租條例ノ施行ニ關シ府縣ニ於テ發シタル命令廢止 (省)大藏第十一號(四) 一八〇
- 登錄稅法施行細則及登錄稅法ノ施行ニ關シ北海道府縣ノ發シタル命令廢止 (省)大藏第三十一號(五) 二四一
- 河川工事ニ就キ認可ヲ受ケントストキ土木監督署經由ノ件 (訓)内務第十五號(五) 二二二
- 土木監督署ニ於テ河川法等ニ據ル府縣知事ノ稟何報告ヲ受領シタルトキ處理ニ關スル件 (訓)内務第十六號(五) 二二二
- 臺灣總督府府縣及廳看守定員ノ件 (勅)第五十四號(三) 六三
- 文官任用令改正 (勅)第六十二號(三) 七一
- 文官分限令制定官吏職階例及明治二十三年勅令第百八十八號(技術官ノ休職ニ關スル件)廢止 (勅)第六十三號(三) 七四
- 臺灣總督府府縣制 (勅)第三十九號(三) 三八

- 臺灣總督府府縣制施行規則 (臺府)第七十七號(四) 一七
- 公立學校職員ノ教官其他教育事務ニ從事スル文官ノ間ノ轉任ニ關スル件 (勅)第四百五十六號(三) 七七二
- 陸軍所屬特別文官俸給令改正 (勅)第三百二十五號(七) 四七六
- 韓國在勤陸軍文官及陸軍省雇員請願休暇ノ件 (達)陸軍第百十五號(二) 四〇五
- 海軍准士官下士文官志願者取扱内規 (達)海軍第百十號(六) 二〇〇
- 海軍文官考課表規則別表中改正追加 (達)海軍第百十八號(六) 二二八
- 海軍文官進級俸取取扱規則第六條中追加 (達)海軍第百九十三號(三) 四七二
- 明治三十年達第四十六號(海軍文官部内轉勤轉任ノ際俸給支給區分ノ件)廢止 (達)海軍第四十六號(三) 五三
- 海軍准士官以上ノ武官判任以上ノ文官海軍懲罰令ニ依リ及軍人軍因違背即決例ニ依リ處分ヲ受ケタル者アルトキ届出ノ件 (達)海軍第九號(二) 八
- 官立水産講習所講習科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七號(二) 一一
- 官立工業教員養成所本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十四號(三) 一四一
- 札幌農學校農藝科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十八號(五) 二九五
- 函館商業學校本科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第八十二號(六) 三六七
- 京都市立京都市美術工藝學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十一號(三) 七四〇
- 兵庫縣農學校及職業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十八號(四) 二四三
- 静岡縣中遠農學校本科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五十五號(四) 二五二
- 茨城縣農學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第八十三號(六) 三八八
- 滋賀縣農學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十二號(四) 二四四
- 長野縣上伊那郡立上伊那甲種農學校正科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百三十二號(一〇) 六二八
- 群馬縣下桐生織物學校本科專攻科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十七號(五) 二九五
- 慶手縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第四十號(四) 二四七
- 秋田縣農學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第四十八號(四) 二四九
- 福井縣農學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十號(四) 二四三

- 鳥取縣農業學校本科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十六號(七) 四六九
- 高知縣農學校本科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十一號(五) 二九四
- 高知縣高知市立高知商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十九號(二) 六一九
- 福岡縣久留米商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第八十四號(六) 三八八
- 鹿兒島縣鹿兒島商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五號(一) 一一〇
- 陸軍武官等表中改正 (勅)第四百十一號(二〇) 六六二
- 陸軍武官等表中改正ノ結果辭令書ヲ用ヒサル件 (達)陸軍第六號(二〇) 三八四
- 陸軍武官進級令中改正追加 (勅)第四百三十八號(二) 七三五
- 陸軍武官進級令中改正ノ結果辭令書ヲ用ヒサル件 (達)陸軍第三十號(二) 四二〇
- 陸軍武官進級取扱規則中改正削除 (達)陸軍第九十一號(九) 三六九
- 陸軍武官進級取扱規則中改正 (達)陸軍第三百二十二號(二) 四二五
- 陸軍武官考課表規則改正 (達)陸軍第三十八號(四) 九三
- 臺灣守備隊及同陸軍諸官衛交代武官取扱ニ關スル件 (達)陸軍第四十七號(六) 一六二
- 陸軍武官增俸給與規程制定陸軍士官及准士官下士一等給與內則廢止 (達)陸軍第三百二十三號(二) 四二四
- 明治十三年太政官達第二十二號(武官所有ノ軍用銃寶買取取扱規則)廢止 (勅)第三百八十號(九) 六二一
- 在外公使館附陸軍武官俸給令中改正 (勅)第四百十二號(四) 一八三
- 海軍武官官階表中追加 (勅)第十九號(三) 一七
- 海軍高等武官准士官服役令制定明治二十二年勅令第四百十六號(海軍將校同相當官豫備後備服役年期ノ件)海軍軍人現役年限年齡ノ件及海軍准士官服役令廢止 (勅)第六十八號(三) 八二
- 海軍高等武官進級條例中改正追加 (勅)第二十二號(三) 一八
- 海軍高等武官進級條例中改正 (勅)第六十九號(三) 八八
- 海軍高等武官補充條例中追加 (勅)第五號(二) 四
- 海軍高等武官補充條例中改正追加 (勅)第八十四號(四) 二二二
- 海軍高等武官補充條例第十五條改正 (勅)第四百六號(二〇) 六五七
- 海軍高等武官補充條例第十六條中追加 (勅)第四百四十六號(二) 七六三
- 皇族附海軍武官官制第一條中改正 (勅)第四百四十號(二) 七三八
- 外國駐在海軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二

- 外國駐在海軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍武官考課表規則第五條改正 (達)海軍第六號(二) 七
- 海軍武官考課表規則中追加 (達)海軍第二十號(三) 一七
- 海軍武官考課表規則別表中改正追加 (達)海軍第十七號(六) 二二八
- 海軍武官考課表規則第二號表改正 (達)海軍第二百二十八號(六) 三三三
- 海軍武官增俸規則第二條第四條中改正 (達)海軍第四百四十四號(七) 二六一
- 准士官以上武官ノ診斷醫證ニ關スル件 (達)海軍第七十七號(一〇) 四〇一
- 海軍武官待命休職停職者心得 (達)海軍第八十一號(二) 四三九
- 海軍武官待命休職條例廢止 (達)海軍第八十二號(二) 四四〇
- 文學
- 文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約及追加規定並解釋宣言書 (勅)七月十二日(七) 五二〇
- 文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約及追加規定並解釋宣言書ニ加入ノ件 (告)外務第九號(七) 四五七
- 文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約及追加規定並解釋宣言書ニ加入國名 (告)內務第八十一號(七) 四六一
- 明治三十二年告示第八十一號中追加 (告)內務第八十二號(七) 四六三
- モンテネグロ國文學的及美術的著作物保護萬國同盟ヲ脫ス (告)內務第八十四號(七) 四六四
- 文具
- 明治三十年訓令第七十五號特別用文具使用規則中改正 (勅)大藏第四十四號(六) 一四九
- 文具分限令制定官吏非職條例及明治二十三年勅令第二百八十六號(技術官ノ休職ニ關スル件)廢止 (勅)第六十二號(三) 七一
- 海軍將校分限令中創除 (勅)第六十六號(三) 八〇
- 海軍准士官ノ分限ニ關スル件 (勅)第六十七號(三) 八二
- 分遣
- 明治二十九年陸軍第七十二號(校園ノ喇叭手ハ各師團ヨリ分遣スルノ件)中改正創除 (達)陸軍第九十八號(一〇) 三八一
- 校園喇叭手分遣規則中改正創除 (達)陸軍第九十九號(一〇) 三八二
- 明治三十二年第一回分遣ニ係ル要塞砲兵射擊學校學生入校期ノ件 (達)陸軍第一號(二) 一

- 明治三十二年第二回分給に係る要需砲兵射擊學校學生入校差止 (達)陸海軍百二號(一〇) 三六三
- 明治三十三年第二回分給に係る砲兵射擊學校學生入校期 (達)陸海軍百四十六號(三) 四六六
- 〔分賦分配〕
- 府縣費分賦及不均一賦課三關六ル件 (勅)第三百十六號(六) 四五三
- 府縣ニ於テ市町村ニ分賦シ得ルキ費用ノ限度 (省)内務第二十九號(六) 三三七
- 京都第百十一國立銀行財團ノ分配執行ノ件 (告)大藏第六十五號(三) 七三三
- 〔分監〕
- 集治監典獄總務府監獄集治監分監長特別任用令 (勅)第三十五號(二) 三六
- 〔服制〕
- 別當家令小禮服制 (達)宮内甲第六號(一〇) 三七九
- 侍從職式部職主殿局主馬寮主殿寮及東宮殿高等官大禮服制中改正ノ件 (達)宮内甲第七號(一) 四〇五
- 海陸檢校所職員服制 (勅)第三百五十五號(七) 五五五
- 税關監吏及監吏補服制中改正 (勅)第百六十五號(四) 二二四
- 税關事務官補及鑑定官補ノ服制實施期月 (省)大藏第四十八號(二) 七七八
- 税關官吏及水夫服制 (勅)第四百二十五號(三) 六八二
- 陸軍將校服制中改正 (勅)第四百四十一號(二) 七三八
- 陸軍下士以下服制中加除 (勅)第三十二號(三) 三三
- 陸軍一等請工長計手樂手以下服制 (勅)第四百四十二號(三) 七五九
- 陸軍監獄看守長及看守服制中改正加除 (勅)第三百四十五號(六) 三六四
- 陸軍監獄看守長及看守服制改正方ノ件 (達)陸海軍第五十五號(六) 一九二
- 陸軍看護卒服制 (勅)第三百九十九號(一〇) 六四三
- 海軍服制中改正 (勅)第二百三十三號(三) 一九
- 海軍服制中改正加除 (勅)第三百六十九號(八) 五八五
- 海軍醫務服制 (勅)第百九十九號(五) 二四二
- 臺灣總督府職員服制中改正 (勅)第三百七十三號(八) 五九五
- 臺灣總督府文官服制 (勅)第三百二十九號(三) 三八
- 臺灣總督府文官服制施行規則 (達)府第十七號(四) 一七
- 臺灣總督府法院判官檢察官及書記服制ニ關スル件 (勅)第三百二十四號(七) 四七五
- 臺灣總督府法院判官檢察官及書記服制施行期月 (達)府第六十號(八) 九九
- 北海道廳森林監守服制 (勅)第二百九十四號(六) 四三〇
- 〔服裝〕
- 巡警ノ服裝ニ關スル件 (訓)内務第十八號(六) 一四七

- 北海道廳森林監守服裝帶劍並禮式ニ關スル規定適用ノ件 (訓)内務第二十二號(六) 一四七
- 陸軍服裝規則第十三條中追加 (達)陸海軍第七十三號(五) 二四三
- 陸軍服裝規則第四十七條第四十八條中改正加除 (達)陸海軍第九十號(九) 三六六
- 陸軍監獄看守長及看守服裝規則改正加除 (達)陸海軍第五十六號(六) 一九二
- 海軍服裝規則中改正追加 (達)海軍第百五十三號(八) 三五一
- 〔服料〕
- 海軍監獄看守服裝給與令中改正 (勅)第百四十六號(四) 一八九
- 〔服役〕
- 陸軍服役條例中改正加除 (勅)第四百三十六號(三) 七三三
- 明治三十三年陸軍二年志願兵官服服役許可ノ人員 (達)陸海軍第二十二號(三) 七三四
- 海軍高等武官准士官服役令制定明治二十二年勅令第百四十六號(海軍將校同相當官豫備後備服役年期ノ件)海軍軍人現役年限年數ノ件及海軍准士官服役令廢止 (勅)第六十八號(三) 八一
- 〔服務〕
- 衛士長衛士副長衛士服務規則 (省)内務第五十三號(一〇) 七六
- 師團監督部服務規則中改正加除 (達)陸海軍百十三號(一〇) 三九四
- 要需司令部服務規則中改正加除 (達)陸海軍百四十三號(三) 四四九
- 憲兵服務規則制定明治二十六年達第九十二號(海軍軍人軍團ノ途式ニ係ル事項取扱方)廢止 (達)海軍第二號(一) 三
- 海軍軍醫官服務規則第十八條改正 (達)海軍第百七十號(一〇) 三九七
- 海軍軍醫官服務規則中改正 (達)海軍第百九十二號(三) 四七三
- 海軍醫務服務規程 (達)海軍第八十五號(五) 一一二
- 〔服業〕
- 海軍醫務服務規程 (達)海軍第百九十七號(三) 四七四
- 定時間外服業シタル技手ニ日額給與ノ件 (勅)第四百四十八號(三) 七六五
- 定時間外服業ノ技手ニ給與日額ノ件 (達)海軍第百九十七號(三) 四七四
- 麵包器械工及麵包夫服業時間表 (達)海軍第五十七號(三) 六四
- 〔復職〕
- 非職及豫備理事ノ復職ニ就キ準用規定ノ件 (省)陸軍第五號(三) 二二八

〔物權〕

- 外國人又ハ外國法人ノ物權登記ニ關スル件 (法第七十一號) 二五二
- 〔物品物件〕
- 北海道官設鐵道用品資金會計法 (法第十號) 一〇
- 國有土地建物物件讓與ニ關スル件 (勅)第二百七十四號(天) 四一〇
- 明治三十年勅令第三百八十五號(協定稅率ノ便益ヲ受ケントスル輸入物品製産原地證明ニ關スル件)廢止 (勅)第三百十九號(天) 四五五
- 北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加 (訓)內務第七號(四) 七二
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(八) 五二七
- 開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル勅令第二條ニ依リ物品指定 (省)大藏第三十七號(七) 五五〇
- 要塞地帶各區内ニ於ケル物件ノ新設及變更届出ノ件 (省)陸軍第二十一號(八) 六三七
- 陸軍物品會計規程第三條第四條中加除 (達)陸軍第十六號(三) 二六
- 委任經理ニ關セサル物品中計算ノ檢査及責任解除委託ノ件 (達)陸軍第五十九號(六) 一九四

- 軍隊官衙學校其他ニ於ケル物品出納計算ノ檢査及證明手續 (達)陸軍第六十一號(天) 一九六
- 海軍通常物品會計規程第十三條中追加 (達)海軍第六十號(三) 六六
- 職工用被服物品貸與規程中追加 (達)海軍第七十號(四) 一〇三
- 通常物品出納命令官會計官吏表中加除 (達)海軍第七十二號(四) 一〇四
- 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第九十六號(五) 一三三
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第二百二十四號(天) 三二
- 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第二百二十九號(天) 三三五
- 各編守府經理部衣糧庫ニ於テ購買スヘキ被服物品糧食品區分ノ件ヲ定メ明治二十七年達第四十一號(同件)ヲ廢ス (達)海軍第九號(天) 一九九
- 〔不動産〕
- 不動産登記法 (法)第二十四號(三) 三七
- 不動産登記法施行期日 (勅)第三百三十四號(四) 一七七
- 不動産登記法施行細則 (省)司法第十一號(五) 二四八
- 不動産登記法施行細則第七十三條改正 (省)司法第五十四號(二) 八二五

- 外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル件 (勅)第三百二十九號(七) 四七九
- 外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル件中改正 (勅)第四百五十八號(三) 七七七
- 外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル登記取扱手續 (省)司法第四十一號(七) 五六九
- 內務省直轄工事ニ就キ不動産ニ關スル權利取得ノ手續ニ關スル件 (訓)內務第三十一號(九) 二六一
- 臺灣不動産登記規則 (律)第十二號(七) 一七
- 臺灣不動産登記規則ニ依リ建物ノ登記ニ關スル取扱手續ニ關スル件 (臺府)第八十一號(八) 二二六
- 臺灣不動産登記規則施行期日 (臺府)第八十二號(八) 二二六
- 〔部分林〕
- 國有林野部分林規則 (勅)第三百六十二號(八) 五六八
- 〔封皮〕
- 郵便參銀封皮發行 (省)逓信第五十號(二) 八二七
- 〔夫婦〕
- 法人及ヒ夫婦財產契約登記取扱手續ヲ定メ法人及ヒ夫婦財產契約登記取扱規則ヲ廢ス (省)司法第十五號(五) 二九四
- 法人登記簿及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手数料ノ件ヲ定メ明治三十一年省令第十號(同件)ヲ廢ス (省)司法第三十四號(六) 四〇〇

- 大阪地方裁判所管內法人及夫婦財產契約ニ關スル登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第五十七號(三) 八三三
- 法人及夫婦財產契約ニ關スル登記取扱手續ニ關スル件 (臺府)第六十八號(八) 一〇三
- 法人及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本等請求手續ノ件 (臺府)第八十五號(八) 一一七
- 〔扶助〕
- 官吏遺族扶助法第三條中改正 (法)第十六號(二) 一六
- 官吏遺族扶助法納金收入規則第一條第二條中追加 (勅)第六十號(三) 六七
- 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序第六條改正 (訓)大藏第十四號(三) 五三
- 明治二十三年省令第二十四號同三十年省令第十二號恩給、扶助料及退職料受領ノ際其證書ニ生存證書添付ノ件ヲ廢ス (省)大藏第四十六號(〇) 七二九
- 宮内省官吏准官吏恩給例施行規則及宮内省官吏准官吏遺族扶助例施行規則中削除 (達)宮内乙第二號(三) 四四三
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正加除 (法)第八十九號(三) 三三〇
- 府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中改正加除 (法)第九十號(三) 三三三
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退職料扶助料等ニ關スル件)中改正追加 (法)第九十一號(三) 三三六

○明治二十五年勅令第十八號(市町村立小學校教員退職料遺族扶助料ノ支給ニ關スル在職年數算定ノ件)第三條中改正削除 (勅)第百九十七號(五) 二五三

○明治二十五年勅令第十七號(府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ニ關スル件)改正 (勅)第百九十六號(五) 二五二

○明治二十五年勅令第三十二號(府縣立師範學校公立中學校ノ學校長正教員及市町村立小學校正教員ノ退職料遺族扶助料ニ關スル權利ノ障害出訴ノ件)中追加 (勅)第百九十八號(五) 二五四

○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法納金收入規則第一條中改正 (勅)第百九十九號(五) 二五五

○明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退職料遺族扶助料ニ關スル件)ノ施行ニ關スル件制定同年勅令第九號(同件)廢止 (勅)第百一號(五) 二五七

○明治三十二年勅令第二百一號(公立學校職員退職料等ニ關スル法律施行方ノ件)第二條中追加 (勅)第四百二十三號(二) 六八二

○明治三十二年法律第九十號同第九十一號ニ依リ國庫ニ收入スル會監書記ノ納金整理科目ノ件 (訓)大陸第三十號(四) 七七

○公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正刪除 (省)文部第二十七號(五) 二九八

○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中改正刪除 (省)文部第二十八號(五) 三〇〇

○明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退職料等ニ關スル件)施行ニ關スル規定 (省)文部第二十九號(五) 三〇一

○明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退職料等ニ關スル件)施行上準用訓令指定明治二十九年訓令第二號(同件)廢止 (訓)文部第七號(三) 三二二

○海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加 (省)海軍第七號(三) 三三二

[赴任]

○外交官及領事官赴任及賜暇規則第二條中改正 (勅)第百九十二號(三) 二四八

[浮標]

○相模國橫須賀港外夏島東方ニ設置セル北中根浮標移轉 (省)逓信第二百八十號(〇) 六四五

○羽後國船川浮標流失 (省)逓信第二百八十八號(三) 三二二

○羽後國船川浮標位置ニ變更 (省)逓信第六十三號(三) 一六〇

○島根縣八束郡千酌浦沖水底電線浮標修繕竣工 (省)逓信第八十八號(三) 一八五

○島根縣八束郡千酌浦沖水底電線浮標修繕假浮標設置 (省)逓信第二百十九號(七) 四八九

○島根縣八束郡千酌浦沖水底電線浮標修繕竣工 (省)逓信第二百二十六號(八) 四五三

○隱岐國海士郡太井村沖水底電線浮標修繕竣工 (告)逓信第二百七十四號(〇) 六二六

○備前國兒島郡日比村澁川沖水底電線浮標流失假浮標設置 (省)逓信第四十八號(二) 六八五

○備前國兒島郡日比村澁川沖水底電線浮標修繕竣工 (省)逓信第八十二號(三) 二七八

○備前國兒島郡日比村澁川沖水底電線浮標修繕假浮標設置 (告)逓信第七十二號(六) 四三二

○備前國兒島郡日比村澁川沖水底電線浮標修繕竣工 (告)逓信第二百十三號(七) 四八八

○備後國布刈瀨戸懸り瀨暗礁除却工事中浮標設置 (告)逓信第二百五十四號(五) 三三八

○安藝國安藝郡吉浦村及江田島村沖水底電線浮標修繕竣工 (告)逓信第八號(二) 一五

○安藝國安藝郡吉浦村及江田島村沖水底電線浮標修繕假浮標設置 (告)逓信第二百三十三號(七) 四八三

○安藝國安藝郡吉浦村及江田島村沖水底電線浮標修繕竣工 (告)逓信第二百十四號(七) 四八八

○周防國玖珂郡神代村大島郡蒲野村間水底電線浮標修繕假浮標設置 (省)逓信第四百十五號(五) 三三四

○周防國玖珂郡神代村大島郡蒲野村間水底電線浮標修繕竣工 (省)逓信第四百十九號(五) 三三五

○周防國玖珂郡神代村大島郡蒲野村沖水底電線浮標修繕竣工 (告)逓信第三百十七號(二) 六八三

○下ノ關海峽ノ西口及伊豫國伯方瀨戸ニ浮標設置ノ件 (省)逓信第三百十一號(二) 六八二

○下ノ關海峽門司洲北東浮標位置移轉ノ件 (省)逓信第三百三十五號(二) 六九二

○下ノ關海峽門司北東浮標位置移轉 (省)逓信第三百六十一號(三) 七六八

○下ノ關海峽「トウリ出シ」暗礁浮標設置 (省)逓信第三百五十六號(二) 七五九

○阿波國板野郡里浦沖水底電線浮標流失 (省)逓信第二百四十九號(九) 五九九

○讃岐國山田郡庵治村竹居及小豆郡土庄村水底電線浮標修繕假浮標設置 (省)逓信第四十號(二) 八〇

○讃岐國山田郡庵治村竹居及小豆郡土庄村水底電線浮標修繕竣工 (告)逓信第九十四號(三) 一八九

- 霞波阿野郡王越村乃生沖水底電線浮標修繕假浮標設置 (告) 逕信第百八十四號(六) 四四四
- 霞波阿野郡王越村乃生沖水底電線浮標修繕竣工 (告) 逕信第百八十四號(七) 四八四
- 伊豫國大下瀬神殿島ノ北方浮標流失 (告) 逕信第五號(二) 一四
- 伊豫國大下瀬神殿島ノ北方浮標設置位置ニ確定 (告) 逕信第六十一號(三) 一五九
- 伊豫國伯方瀬戸「ツンツン」瀬浮標設置 (告) 逕信第三百六十九號(二) 七七二
- 後志國小樽港防波堤築設工事中捨石極端ノ位置ヲ示ス浮標破損假浮標設置 (告) 逕信第三百九十二號(二) 七八二
- 臺北縣淡水港「ハーポール」浮標及北門洲浮標設置 (告) 臺灣總督府第二十九號(三) 二〇五
- 淡水港口「ハーポール」浮標流失 (告) 臺灣總督府第八十號(六) 五六一
- 淡水港口「ハーポール」浮標設置 (告) 臺灣總督府第八十三號(九) 六〇六
- 臺北縣淡水港南門洲浮標設置位置ニ確定 (告) 臺灣總督府第三十七號(四) 二七六
- 淡水港南門洲浮標流失 (告) 臺灣總督府第八十六號(七) 六〇八
- 淡水港南門洲浮標設置位置ニ確定 (告) 臺灣總督府第八十八號(一〇) 六五八

- 淡水港稅關波止場ニ繫船浮標設置 (告) 臺灣總督府第七號(一) 七三
- [敷設]
 - 臨時臺灣鐵道敷設部官制 (勅) 第八十一號(三) 一〇三
 - 臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令 (勅) 第八十二號(三) 一〇五
 - 臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令第二條改正 (勅) 第三百一十一號(六) 四四九
 - 臨時臺灣鐵道敷設部事務官特別任用令 (勅) 第三百十號(六) 四四八
- 明治二十九年勅令第百八十八號(臨時北海道鐵道敷設部物件ノ實質貸借隨意契約ノ件)改正 (勅) 第三百五號(六) 四四三
- [賦課]
 - 明治三十一年度ノ國稅賦課現計書同仕譯書及年期地表調製方 (訓) 大藏第二十九號(四) 七七
 - 租稅測定及月割賦課免除額算定方 (訓) 大藏第三十一號(四) 七八
 - 明治三十一年勅令第二十三號(國稅賦課現計書及報告表調製手續)廢止 (訓) 大藏第六十號(八) 二二三
 - 鐵業稅賦課ノ標準トスル鐵業製產物ノ價格改定 (告) 農商務第百四號(二) 七五七

- 臺灣地方稅賦課規則第四條第七條改正 (臺府) 第百七號(九) 一五四
- 臺灣地方稅賦課規則第一條改正 (臺府) 第百二十一號(二) 一六七
- [負擔]
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 二月二十二日(三) 一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二日(三) 二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 二九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 三九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 四九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 五九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 六九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 七九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 八九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九〇
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九一
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九二
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九三
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九四
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九五
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九六
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九七
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九八
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 九九
 - 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十日(三) 一〇〇
- 工場ニ於ケル負傷届出並警察官吏臨檢及職工數患者 敬報告ノ件 (訓) 內務第十九號(六) 一四七

- [船乘]
 - 明治三十一年府令第二十號(船乘業ヲ營ムタメ傭入トナル外國人ヲ開港市場以外ニ上陸セシメントスルトキ出願ノ件)中改正 (臺府) 第六十一號(八) 九九
 - コノ部
- [御所]
 - 東宮御所御造營局官制第十條改正 (達) 宮内甲第四號(六) 一六一
- [御料]
 - 拂下豫定御料地箇所表申刪除 (告) 宮内第三號(七) 四九七
 - 御料地ニ於ケル有害鳥獸驅除心得ノ件 (訓) 農商務第三十一號(六) 一六三
- [御造營]
 - 皇大神宮臨時御造營ニ係ル木造始祭式日時 (告) 內務第五十四號(四) 二二七
 - 東宮御所御造營局官制第十條改正 (達) 宮内甲第四號(六) 一六一
- [御獵場]
 - 靜岡縣下駿東郡ニ御獵場設定ノ件 (訓) 農商務第二十八號(六) 一六一

〔御葬送〕

○多喜子内親王殿下御葬送當日歌聲音曲停止

(閣)第一號(一) 一

〔近衛〕

○近衛海軍入營兵集合地ノ件 (省)陸軍第三十五號(二) 八一
演習及教育ノタメ近衛師團ニ召集スル者ヲ定ム (達)陸達第二十八號(三) 四四

〔國庫〕

○府縣農事試驗場國庫補助法 (法)第百二號(六) 三三九
○府縣農事試驗場國庫補助法施行規則 (省)農商務第十九號(八) 六六一

○小學校教育費國庫補助法 (法)第百七號(一〇) 三三三
○災害土木費國庫補助規定 (勅)第百六十號(四) 二〇八

○災害土木費國庫補助規定施行細則 (省)內務第九號(四) 一七四
○實業教育費國庫補助法施行規則 (省)文部第二十號(三) 一四六

○實業教育費國庫補助金交付手續並補助ヲ受クル學校ノ豫算決算ニ關スル規定 (省)文部第二十一號(三) 一四七
○明治二十八年訓令第二號(國庫)ノ補助ヲ受クル學校ノ收支計算書調製ノ件(廢止) (訓)文部第一號(三) 六八

○明治二十九年訓令第一號(國庫)ノ補助ヲ受クル學校ノ修繕費用ヲ許サ、ル件(廢止) (訓)文部第二號(四) 八一

○市町村立小學校教員恩給國庫給與金豫算調査書式ヲ定ム明治二十六年訓令第一號及第三號(同件)ヲ廢ス (訓)文部第六號(五) 二二〇

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)二月二十二日(三) 一

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二日(三) 二

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十日(三) 三

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十日(三) 四

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十日(三) 四

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十日(三) 一六

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十日(三) 一九

○新貨條例發布以前ノ舊金銀貨幣(國庫ニ於テ)ノ收受 (省)大藏第三十九號(八) 六三六

〔國寶〕

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(八) 五七七

〔國有〕

○北海道國有未開地處分法第十八條中追加 (法)第一號(一) 一

○國有林野法 (法)第八十五號(三) 三〇〇
○國有林野法施行規則 (省)農商務第二十五號(八) 六七〇

○國有土地森林原野下戻法 (法)第九十九號(四) 三三五
○國有土地森林原野下戻申請手續 (省)農商務第八號(四) 二二八

○國有土地森林原野下戻法ニ依リ下戻シタル土地ノ登記ニ關スル手續ヲ地方廳取計ノ件 (訓)內務第三十三號(一〇) 三四一

○國有林野拂下ニ係ル願書姑ク不受理ノ件 (告)農商務第四十九號(六) 三八九

○國有林野部分林規則 (勅)第三百六十二號(八) 五六八
○國有林野委託規則 (勅)第三百六十四號(八) 五七三

○國有林野及產物賣拂代金延納ノ件 (勅)第三百八十四號(九) 六二四

○國有林野及產物賣拂代金延納規則 (省)農商務第三十號(二) 八二五

○國有林野及產物賣拂代金延納ニ關スル擔保取扱方 (訓)農商務第四十六號(二) 三六六

○國有林野及產物賣拂規則制定林產物公賣規程及官有森林原野及產物特賣規程廢止 (省)農商務第二十六號(八) 六八五

○國有林野及產物賣拂規則ニ關スル保證金取扱方 (訓)農商務第三十八號(八) 二五七

○不要存置國有林野賣拂規則 (省)農商務第二十七號(八) 七〇一
○國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂ニ關スル件制定 (官)農務林原野及產物特別處分規則廢止 (勅)第三百六十三號(八) 五七二

○國有土地建物物件讓與ニ關スル件 (勅)第二百七十四號(六) 四一〇

○鐵道國有調査會規則 (勅)第四百十三號(三) 四九

○國有林事業豫定案編製規程 (訓)農商務第九號(三) 一八

○國有林野處分調査規程 (訓)農商務第二十二號(四) 一〇一

○國有林野處分調査規程中改正追加 (訓)農商務第四十四號(九) 三三六

○國有林野處分調査規程第五十三條中改正 (訓)農商務第四十八號(三) 三七二

○國有林業案編成規程制定明治二十四年訓令第十七號(森林施業ニ要スル諸案簡表附錄)廢止 (訓)農商務第四十二號(九) 二七八

○國有林野内ニ牛馬ノ放牧ヲ許可シタルトキ報告様式 (訓)農商務第三號(二) 九

〔國稅〕

○陸軍國防用防禦管造物圖書取扱規則制定要案並廢止 (達)陸達第八十五號(九) 三五九

○國防用防禦營造物出入規則制定砲臺出入規則廢止

(達)陸達第八十六號(九) 三六一

○國防用防禦營造物出入規則追加

(達)陸達第四百四號(一〇) 三八三

〔國籍〕

○國籍法

(法)第六十六號(三) 二四一

○國籍喪失者ノ權利ニ關スル件

(法)第九十四號(三) 三三三

○國籍法及明治三十二年法律第九十四號(國籍喪失者ノ權利ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス

(勅)第二百八十九號(六) 四二七

○外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲サントスル者及歸化ヲ爲シ又ハ國籍ヲ回復セントスル者出願方ノ件

(省)內務第五十一號(九) 七二六

○明治二十二年省令第三號(墨西哥合衆國人民ノ國籍證明書規則)同二十七年省令第五號(布哇國人民ノ國籍證明ニ關スル件)廢止

(省)外務第五號(七) 五二五

〔國語〕

○臺灣總督府國語學校ハカノ部學校ノ項ニ同國語傳習所ハテノ部傳習ノ項ニ並ス

(國債)

○國債ヲ外國ニ募集スル場合ニ關スル件

(法)第一百一號(四) 三三八

○國債元利金仕拂證明規程廢止

(達)會計検査院第三號(五) 一五二

〔告示〕

○河川法等ニ依ル告示方法ノ件

(省)內務第十三號(五) 二三四

〔極印〕

○官有森林原野產物賣渡及官有森林原野貸渡ニ用井ル極印規則

(臺府)第十四號(三) 一五

〔薨去〕

○多喜子內親王殿下薨去

(告)宮內第二號(一) 一

○多喜子內親王殿下御葬送當日歌舞音曲停止

(關)第一號(一) 一

○多喜子內親王殿下薨去

(告)臺灣總督府第十一號(一) 二六

〔公使〕

○公使館領事館費用條例中改正加除

(勅)第二百一十一號(四) 一五五

○公使館領事館費用條例中改正加除

(勅)第二百八十三號(六) 四二〇

○公使館領事館費用條例施行細則中改正加除

(省)外務第二號(四) 一六五

○在外公使館附陸海軍武官俸給令中改正

(勅)第四百二十二號(四) 一八三

〔公館〕

○在外公館職員定員令制定外交官領事官書記生通譯生定員令廢止

(勅)第二百八十一號(六) 四一八

〔公債〕

○價金ヲ公債費途ニ繰替運用ノ件

(法)第八號(三) 九

○明治二十三年法律第十四號(整理公債ニ關スル特別會計設置)廢止

(法)第十四號(三) 一三

○事業公債及鐵道公債特別會計法制定鐵道公債會計法廢止

(法)第十三號(三) 一一

○事業公債及鐵道公債特別會計法第一條改正

(法)第七十八號(三) 二六七

○臺灣事業公債法

(法)第七十五號(三) 二五八

○英國倫敦ニ於テ募集ノ公債ニ關スル手續方法等ノ件

(省)大藏第二十二號(五) 二四一

○公債整理金政府紙幣交換基金銀行紙幣交換基金支出計算書格式廢止

(達)會計検査院第一號(五) 二二八

○軍事公債發行金額及價格

(告)大藏第五號(三) 一〇三

○軍事公債發行金額及價格

(告)大藏第七號(三) 一二四

○軍事公債發行金額及價格

(告)大藏第十四號(三) 一三八

○金庫及整理公債買入銷却ノ件

(告)大藏第五十八號(一〇) 六二二

○整理公債買入銷却ノ件

(告)大藏第一號(一) 五

○金庫公債買入銷却ノ件

(告)大藏第八號(三) 二二四

○金庫及海軍公債買入銷却ノ件

(告)大藏第十八號(四) 二二八

○整理、軍事公債買入銷却ノ件

(告)大藏第三十號(五) 二八四

○代公債證書交付ノ件

(告)大藏第五十號(九) 五七三

(告)大藏第二號(二) 五

○在外公館職員官等令制定外交官領事官及貿易事務官官等令廢止

(勅)第二百八十二號(六) 四一九

〔公醫〕

○臺灣總督府囑托員履員及公醫手當金支給ニ關スル件

(勅)第四十號(三) 四七

〔公民〕

○北海道區公民名譽職ヲ擔任セス又ハ執行セザル者處分ノ件

(省)內務第五十號(九) 七二五

〔公試〕

○艦船公試規則中追加

(達)海軍第七十四號(四) 一〇四

○艦船公試規則第八條中追加

(達)海軍第二百二十六號(六) 三二一

〔公課〕

○砂防法第十一條ノ地租其他ノ公課減免ニ關スル件

(勅)第三百七十四號(八) 五九五

〔公證〕

○廣島控訴院ニ於テ公證人試驗執行

(告)司法第二號(三) 三三

○公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ關スル登記取扱手續

(省)司法第十二號(五) 二六七

○船舶書入質ノ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ關スル登記取扱手續

(省)司法第三十六號(六) 四〇九

〔公賣〕

○林產物公賣規程廢止

(省)農商務第二十六號(八) 六八五

- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第十一號(三) 二二七
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第十二號(三) 二二七
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第二十五號(五) 二八二
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第二十六號(五) 二八四
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第三十四號(六) 三六四
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第三十五號(六) 三六四
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第三十八號(六) 三六五
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第三十九號(六) 三六六
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第四十六號(八) 五二九
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第五十二號(九) 五七六
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第五十五號(九) 五七七
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第六十號(二) 六六九
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第六十四號(二) 七三一
- 代公債證書交付ノ件 (告)大藏第三十一號(五) 二八五
- 代公債利札交付ノ件 (告)大藏第二十四號(五) 二八一
- 公債利札無効ノ件 (告)大藏第四十二號(七) 四六六
- 公債利札無効ノ件 (告)大藏第六十三號(三) 七三〇
- 公債利札無効ノ件 (告)大藏第六十三號(三) 七三〇
- 〔公學校〕○カノ部學校ノ項ニ關ス
- 〔工長〕
- 陸軍一等諸工長計手、樂手以下服制 (勅)第四百四十二號(一) 七三九
- 陸軍工下長適任證書附與規則中改正創除 (達)陸軍第四百四十二號(三) 四四四
- 三等陸軍工長、陸軍工長、靴工長進級ノ件 (達)陸軍第五百五十七號(三) 四六八
- 〔工兵〕
- 陸軍工兵會議條例中改正追加 (勅)第十三號(一) 一三
- 工兵用精火藥ヲ黃色藥ニ改ム (達)陸軍第五百五號(〇) 三八四
- 獨立工兵中隊換稱ニ依リ職名換稱ノ件 (達)陸軍第七號(〇) 三八四
- 〔工手〕
- 臨時電信部建築工手採用規則 (達)陸軍第三百一十一號(一) 四二〇
- 〔工廠〕
- 砲兵工廠軍用銃及火藥類拂下手續ヲ定メ明治十八年 達甲第十號同二十三年訓令甲第九號拂下火藥取扱ノ 件ヲ廢ス (省)陸軍第二十三號(六) 六四一
- 砲兵工廠派出所設置ノ件 (達)陸軍第五百五十八號(三) 四六九
- 〔工場〕
- 工場ニ於ケル負傷届出並警察官吏臨檢及職工救急者 數報告ノ件 (訓)內務第十九號(六) 一四七
- 建築工場監督任官以下執務時間ノ件 (達)海軍第九十八號(三) 四七五
- 〔工事〕
- 臨時稅關工事部官制 (勅)第二百七號(五) 二六三

- 臨時稅關工事部職員官等俸給ノ件 (勅)第二百八號(五) 二六四
- 製鐵所用地先渡渡及荷揚場設置工事請負隨意契約ノ件 (勅)第二十五號(三) 二四
- 政府直接ニ從事スル官設鐵道工事一部ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第三百七十五號(六) 五九六
- 海水ニ觸接スル工事及水道工事ニ要スル「セメント」ノ購入隨意契約ノ件 (勅)第四百三十七號(一) 七三五
- 認可ヲ經ルヲ要セサル砂防工事ニ關スル件 (省)內務第十一號(四) 一七九
- 認可ヲ經ルヲ要セサル河川工事ニ關スル件 (省)內務第十二號(五) 二三三
- 河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用補助ノ件 (省)內務第二十一號(五) 二三八
- 利根川改修工事ニ要スル汽機汽鍋等供給競争資格ノ件 (省)內務第三十七號(七) 五二五
- 河川工事ニ就キ認可ヲ受ケントストキ土木監督署 經由ノ件 (訓)內務第十五號(五) 二二二
- 土木監督署ニ於テ河川法等ニ據ル府縣知事ノ稟例、 報告ヲ受領シタルトキ處理ニ關スル件 (訓)內務第十六號(五) 二二二
- 內務省直轄工事ニ就キ不動産ニ關スル權利取得ノト、 并登記ノ件 (訓)內務第三十三號(九) 二六一
- 官舎改築工事請負競争者資格ノ件 (省)大藏第二十七號(六) 三五九
- 神戸稅關新營工事並船舶購買ニ付キ競争者資格ノ件 (省)大藏第十八號(五) 二二九
- 神戸稅務管理局及神戸稅務署聯合新營工事請負競争 者資格ノ件 (省)大藏第三十三號(七) 五四三
- 名古屋稅務管理局及同稅務署聯合新營工事請負競争 者資格ノ件 (省)大藏第四十四號(九) 七二七
- 〔工務〕
- 造船工務規程附屬第三號甲表改正 (達)海軍第七十一號(四) 一〇四
- 〔工業〕○工業學校ハカノ部學校ノ項ニ關ス
- 醫藥用工業用酒精ニ關スル法律施行期日 (勅)第五十七號(三) 六六
- 萬國工業所有權保護同盟條約 (勅)七月十二日(七) 四九九
- 萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入ノ件 (告)外務第九號(七) 四七七
- 萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入國名 (告)農商務第七十一號(七) 四七五
- 萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入國名ノ件中追加 (告)農商務第七十三號(二) 七五六
- 實業學校教員養成規程制定工業教員養成規程廢止 (省)文部第十三號(三) 一三七

- 官立工業教員養成所本科ノ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十四號(三) 一四二
- 工業教員養成所募集生徒員數 (告)文部第七十五號(五) 二九六
- 〔候補〕
- 陸軍衛生部下士候補者教育令 (達)陸軍第二百一十一號(二) 二四一
- 調劑手候補者教育手續廢止 (達)陸軍第二百一十二號(二) 二四四
- 陸軍管區表中改正近衛師管廢止ニ付本年召集ノ士官候補生地方幼年學校生徒志願者等検査ニ係ル師團長取扱方 (告)陸軍第二號(三) 二二八
- 明治三十三年召集スヘキ士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得竝一年志願兵志願者試験格等ノ件 (告)陸軍第十二號(一〇) 六二二
- 海軍少主計候補生採用試験規則 (省)海軍第十一號(四) 三三二
- 海軍主計官練習所規則制定海軍少主計候補生實務練習規則廢止 (達)海軍第九十一號(五) 二二八
- 海軍少尉候補生實務練習規則中改正加除 (達)海軍第三百一十一號(七) 二四七
- 海軍少軍醫候補生實務練習規則中改正追加 (達)海軍第九十三號(五) 三三三
- 海軍少藥劑士候補生實務練習規則改正 (達)海軍第十號(二) 九
- 海軍少軍醫候補生採用 (告)海軍第五號(三) 三三
- 海軍少軍醫候補生採用 (告)海軍第二十號(八) 五四四
- 海軍少主計候補生採用 (告)海軍第十六號(五) 二八六
- 明治三十二年告示第十六號(海軍少主計候補生採用ノ件)中改正 (告)海軍第十八號(六) 三八五
- 〔後備〕
- 明治二十二年勅令第四百十六號(海軍將校同相當官豫備後備服役年期ノ件)廢止 (勅)第六十八號(三) 八二
- 〔講習〕
- 蠶業講習所官制改正 (勅)第八十九號(三) 一一二
- 蠶業講習所處務規程改正 (訓)農商務第十七號(四) 九四
- 蠶業講習所ノ巡迴講話蠶種配布、質問應答等ニ關スル事務取扱區域ノ件 (告)農商務第六十六號(七) 四七〇
- 蠶業講習所位置及名稱 (告)農商務第六十一號(六) 四三八
- 京都蠶業講習所事務取扱場所移轉 (告)農商務第七十四號(八) 五四七
- 府縣農事講習所規程 (省)農商務第二十一號(八) 六六四
- 府縣水產講習所規程 (省)農商務第二十三號(八) 六六八
- 地方水產試驗場及地方水產講習所規程廢止 (省)農商務第二十四號(八) 六七〇
- 官立水產講習所講習科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七號(二) 一一

- 〔講座〕
- 明治二十六年勅令第九十三號(帝國大學講座ノ件)中追加 (勅)第四百三十號(二) 七〇四
- 明治三十年勅令第二百十九號(京都帝國大學理工科大學講座ノ件)中改正 (勅)第二百三號(五) 二五九
- 京都帝國大學法科及醫科大學講座ノ件 (勅)第三百二十一號(七) 四七一
- 〔講和〕
- 北米合衆國ト西班牙國トノ講和條約交換濟ノ件 (告)外務第四號(四) 二〇七
- 〔拘禁〕
- 明治三十年省令第二十三號(警察署同分署ニ拘禁留置者食料金額)中改正 (省)內務第三十三號(七) 五二九
- 〔古社寺〕
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第四十五號(四) 二二〇
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(八) 五二七
- 〔顧問〕
- 明治二十九年勅令第二百二十四號(血清醫院ニ顧問ヲ置ク)中改正 (勅)第五十八號(三) 六六
- 痘苗製造所ニ顧問ヲ置ク (勅)第二百二十九號(四) 一七四
- 蠶業講習所ニ顧問ヲ置ク (勅)第二百三十九號(六) 三六〇
- 〔雇員〕
- ヤノ部雇、備ノ項ニ載ス
- 〔戸長〕
- 船員法ニ依リ管海官職ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ進スヘキ者指定 (省)逓信第二十六號(六) 五〇九
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官職ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ進スヘキ者指定)中追加 (省)逓信第四十號(九) 七三三
- 〔戸籍〕
- 明治三十二年省令第三十二號ニ依リ警察官署ノ登録シタル事項ヲ戸籍吏ニ通知等ノ件 (訓)內務第二十五號(七) 一六九
- 東京市京橋區戸籍役場備付ノ登記簿紛失ノ件 (告)司法第三十五號(九) 五八五
- 大阪市西區戸籍役場保管ノ戸籍簿登記簿等焼失ノ件 (告)司法第二十二號(五) 二八七
- 大阪市西區戸籍役場保管ノ寄留簿焼失ノ件 (告)司法第二十三號(五) 二八八
- 兵庫縣揖保郡太市村戸籍役場保管ノ戸籍簿登記簿等焼失ノ件 (告)司法第三十二號(九) 五八四
- 甲斐國南巨摩郡西山村戸籍役場保管ノ戸籍簿登記簿等焼失ノ件 (告)司法第二十四號(五) 二八九

- 常陸國行方郡秋津村戸籍役場備附戸籍簿登記簿等
燒失ノ件 (告)司法第十五號(四) 二四一
- 常陸國鹿島郡波野村戸籍役場備附戸籍簿中紛失ノ
件 (告)司法第四十一號(二) 六七三
- 栃木縣足利郡菱村戸籍役場備附ノ本籍人身分登記簿
滅失ノ件 (告)司法第四十號(二) 六七三
- 羽前國東村山郡長崎町戸籍役場備附戸籍簿紛失ノ
件 (告)司法第一號(二) 八
- 石川縣羽咋郡瀧浦村戸籍役場備附戸籍簿登記簿等
燒失ノ件 (告)司法第二十七號(三) 三八六
- 島根縣美濃郡都茂村戸籍役場備附ノ登記簿燒失ノ件
(告)司法第四十六號(二) 七三八
- 石見國安濃郡長久村戸籍役場備附戸籍簿登記簿等
燒失ノ件 (告)司法第十三號(四) 二四〇
- 豐前國宇佐郡津房村戸籍役場備附戸籍簿紛失ノ件
(告)司法第十一號(三) 一四〇
- 大隅國大島郡戸籍役場備附戸籍簿滅失ノ件
(告)司法第六號(三) 一三九
- 〔小商人〕
○小商人ノ範圍ニ關スル件 (勅)第二百七十一號(六) 四〇七
〔小爲替〕○カノ部爲替ノ項ニ關ス
- 〔小荷物〕
○奧羽南線時限ニ於テ旅客及小荷物ノ取扱開始
(告)遞信第二百十七號(七) 四八九
- 〔小包〕
○明治二十五年勅令第五十七號(小包郵便物ニ關スル
件)中追加 (勅)第四百五十九號(三) 七七九
- 小包郵便法施行細則第五十九條第六十條中改正
(省)遞信第三十六號(七) 六二五
- 日本加那太間ニ交換スル小包郵便規則、日本帝國及
獨逸國間交換小包郵便規則、日本帝國及大不列顛及愛
爾蘭合王國間交換小包郵便規則、帝國ト佛蘭西國及
同國經由諸外國トノ間ニ交換スル小包郵便規則中改
正追加 (省)遞信第三十七號(七) 六二六
- 代金引換小包郵便規則第三條中改正
(省)遞信第八號(三) 一五五
- 代金引換小包郵便規則第十二條中追加
(省)遞信第四十五號(九) 七三三
- 代金引換小包郵便物ヲ取扱ハサル郵便及電信局出張
所ノ件 (告)臺灣總督府第四十四號(五) 三四一
- 相模國片瀨郵便電信局小包事務開始
(告)遞信第六十六號(六) 四一九
- 陸奥國油川郵便局小包郵便事務開始
(告)遞信第二百三十七號(六) 五五六

- 武藏國隅田大島、目黒郵便局小包郵便事務開始
(告)遞信第二百六十六號(九) 六〇四
- 郵便電信局及郵便局小包郵便事務取扱開始ノ件
(告)遞信第三百五十五號(二) 七〇〇
- 在清國天津及厦門帝國郵便局小包郵便事務開始
(告)遞信第七十三號(三) 一六五
- 相模國橫須賀郵便電信局加那太獨逸大不列顛及同國
經由諸外國並佛蘭西及同國經由諸外國ト交換スル小
包郵便物ノ取扱開始 (告)遞信第三百八十四號(三) 七七八
- 英國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正
(告)遞信第二十九號(二) 三三
- 英國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正
(告)遞信第三十八號(三) 八〇
- 英國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正
(告)遞信第八號(三) 一九八
- 英國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正
(告)遞信第一百五十五號(五) 三三九
- 南亞弗利加トランスマニヤ其地他擾亂ノ地ニ宛テタ
ル英國經由ノ小包郵便物無責任ノ件
(告)遞信第三百六十五號(二) 七三〇
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正
(告)遞信第四十二號(三) 八一
- 〔愛媛縣〕
○愛媛縣下郡界變更
(法)第二十二號(三) 三五
- 〔要塞〕
○要塞地帶法
(法)第二百五號(七) 三四一
- 要塞地帶法施行規則
(省)陸軍第二十二號(八) 六三九
- 要塞地帶法施行規則
(省)海軍第二十號(八) 六四三
- 要塞地帶法規定ノ要塞司令官ノ職務ニ關スル件
(勅)第三百五十八號(八) 五六一
- 〔英照皇太后〕
○英照皇太后御靈筵並御陵祭御執行期日
(告)宮内第一號(二) 一
- 〔愛媛縣〕
○愛媛縣下郡界變更
(法)第二十二號(三) 三五
- 〔要塞〕
○要塞地帶法
(法)第二百五號(七) 三四一
- 要塞地帶法施行規則
(省)陸軍第二十二號(八) 六三九
- 要塞地帶法施行規則
(省)海軍第二十號(八) 六四三
- 要塞地帶法規定ノ要塞司令官ノ職務ニ關スル件
(勅)第三百五十八號(八) 五六一
- 佛國及同國經由諸外國行小包郵便物料金表中改正
(告)遞信第二百八號(七) 四八五
- 〔互選〕
○高等教育會議議員互選人名 (告)文部第二百二十號(九) 五八八
- 〔虎列刺〕
○虎列刺流行地方ヨリ來ル船舶検査規則廢止
(法)第十九號(三) 二六
- 明治二十二年勅令第十一號(從僕刺夫刺死死亡者ク
ハ虎列刺病ニ罹ルトキ取扱ノ件)廢止
(訓)海軍第一號(二) 一
- 工ノ部

○ 要塞地帯法及其附屬命令ニ規定スル要塞司令官ノ職務執行者ノ件 (告)陸軍第九號(八) 五四三	○ 要塞地帯法及其附屬命令ニ規定スル要塞司令官ノ職務執行者ノ件 (告)陸軍第十七號(二) 七三三	○ 要塞地帯法施行ノ事務ニ關シ命令及協議ノ件 (達)陸軍第七十八號(八) 三四三	○ 要塞地帯各區内ニ於ケル物件ノ新設及變更届出ノ件 (省)陸軍第二十一號(八) 六三七	○ 各要塞地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域ノ件 (告)陸軍第八號(八) 五四一	○ 要塞地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域ノ件 (告)陸軍第十六號(二) 六七二	○ 要塞司令部服務規則中改正削除 (達)陸軍第四十三號(二) 四四五	○ 要塞堡壘砲臺圖籍取扱規則廢止 (達)陸軍第八十五號(九) 三五九	○ 要塞通信員及電燈使用員學術修得證書頒布 (達)陸軍第九十三號(九) 三六九	○ 要塞通信員及電燈使用員教育假規則第十條中追加 (達)陸軍第九十四號(九) 三七一	○ 要塞火工器具制式 (達)陸軍第十一號(二) 一五	○ 要塞火藥罐制式 (達)陸軍第九十九號(二) 四二一	○ 要港部條例中改正追加 (勅)第三百二十八號(七) 四七八	○ 竹敷要港規則中追加 (省)海軍第十八號(七) 五五六	○ 海軍艦團部下士卒教育令第九條中改正 (達)海軍第三十六號(三) 四七	○ 艦團部隊金繰出納規程第十四條改正 (達)海軍第七十三號(二) 三九九	○ 艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第三十五號(三) 四七	○ 艦團部隊需用品定額表中改正 (達)海軍第五十五號(五) 一二七	○ 艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第八十七號(五) 二一七	○ 艦團部隊需用品定額表中改正 (達)海軍第三十二號(七) 二四七	○ 艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第八十三號(二) 四四〇	○ 幼稚園保育及設備規程 (省)文部第三十二號(六) 四二二	○ 衛戍醫院條例中追加 (勅)第四百十二號(四) 一三七	○ 衛戍醫院條例中改正削除 (勅)第四百十七號(二) 六六八	○ 衛戍醫院條例細則中改正追加 (達)陸軍第九號(二) 三九五	○ 臺灣及海外駐衛部隊ヨリ廣島衛戍病院へ航送スル患者取扱方 (達)陸軍第三十三號(四) 八九	○ 明治三十二年陸軍第三十三號(臺灣及海外駐衛部隊ヨリ廣島衛戍病院へ航送スル患者取扱方)中改正削除 (達)陸軍第五十三號(二) 四六六
--	---	---	--	--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	---	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	---	---	-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	---	--

○ 衛戍病院條例、屯田兵移住給與規則外一件ニ據ル治療費等定額 (達)陸軍第三十號(三) 四四	○ 衛士長衛士副長衛士服務規則 (省)內務第五十三號(二) 七二六	○ 中央衛生會官制第五條第七條改正 (勅)第二百九十六號(六) 四三七	○ 陸軍衛生材料廠條例改正 (勅)第四百十六號(二) 六六七	○ 陸軍衛生材料廠條例並同廠編制表改正ニ依リ職名換稱ノ件 (達)陸軍第八號(二) 三八五	○ 衛生材料取扱規則 (達)陸軍第十號(二) 三八六	○ 衛生材料獸醫材料取扱規則廢止 (達)陸軍百十二號(二) 三九四	○ 陸軍衛生部士官適任證書付與規則改正 (達)陸軍第七十五號(七) 二四三	○ 陸軍衛生部下士候補者教育令 (達)陸軍百二十一號(二) 四二一	○ 海軍主計官練習所ノ醫務衛生事務管掌者ノ件 (達)海軍第一號(五) 二二六	○ 海軍軍醫學校ノ醫務衛生事務管掌者ノ件 (達)海軍第六十五號(九) 三七四	○ 陸軍國防用防禦營造物圖書取扱規則制定要堡壘砲臺圖籍取扱規則廢止 (達)陸軍第八十五號(九) 三五九	○ 國防用防禦營造物出入規則制定砲臺出入規則廢止 (達)陸軍第八十六號(九) 三六一	○ 國防用防禦營造物出入規則中追加 (達)陸軍第四號(二) 三八三	○ 東京灣吳佐世保舞臺及對馬ニ於ケル陸軍防禦營造物ノ地帯並區域ノ件 (告)陸軍 兩省八月十一日(八) 五三〇	○ 長崎ニ於ケル陸軍防禦營造物ノ地帯並區域ノ件 (告)陸軍 兩省八月十一日(八) 五三〇	○ 下ノ關函館由瓦崎門及巖豫ニ於ケル陸軍防禦營造物ノ地帯並區域ノ件 (告)陸軍第七號(八) 五三六	○ 隊附現役下士及現役兵卒中營外居住又ハ外泊セシムヘキ人員ノ件ヲ定メ明治二十九年陸軍第六號(特務曹長以下外泊又ハ營外居住ニ係ル取扱方)ヲ廢ス (達)陸軍百三十四號(二) 四二六	○ 營業稅法中追加 (法)第三十二號(三) 八三	○ 藥品營業並藥品取扱規則第四十六條中追加 (法)第六號(三) 七
---	--------------------------------------	--	-----------------------------------	---	-------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------------	---	---	--	---	--------------------------------------	---	---	--	---	-----------------------------	--------------------------------------

- 酒類營業稅法廢止法律及醫藥用工業用酒精ニ關スル法律施行期日 (勅)第五十七號(三) 六六
- 條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件制定明治二十七年勅令第三百七十七號(帝國内居住清國臣民ニ關スル件)廢止 (勅)第三百五十二號(七) 五五二
- 條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件施行細則 (省)内務第四十二號(七) 五四三
- 外國會社又ハ外國人新條約實施後銀行營業ヲ繼續セントスルモノ認可申請手續 (省)大藏第三十號(六) 三六一
- 明治二十九年省令第十八號(營業稅法ニ關スル營業者及課稅標準屆書格式)廢止 (省)大藏第二十五號(六) 三九九
- 保險會社ニ關スル細則制定明治三十一年省令第五號(保險營業許可申請方等ノ件)廢止 (省)農商務第十一號(六) 四二〇
- 明治二十六年省令第十一號(官廳ノ許可ヲ受クヘキ營業ヲ爲サントスル株式會社ニ關スル件)廢止 (省)農商務第十二號(六) 四二六
- 演習及教育ノタメ近衛師團ニ召集スヘキ者ヲ定ム (達)陸路第二十八號(三) 四四
- 軍事費演習費支出規程第二條中追加 (達)海軍第八十五號(二) 四四一
- 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第七號(三) 一三八
- 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及碇泊禁止ノ件 (告)海軍第十七號(六) 三八四
- 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第二十一號(九) 五八二
- 吳鎮守府ニ於テ小演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第二十六號(三) 七三六
- 佐世保鎮守府ニ於テ小演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第一號(二) 二九
- 佐世保水雷團ニ於テ四季演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十五號(五) 二八六
- 澎湖島島公水雷布設隊ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)臺灣總督府第八十四號(九) 六〇六
- 遠洋漁業獎勵法第三條第五條中改正 (法)第四十五號(三) 一一六

- 明治三十年勅令第七十六號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁獲ノ種類及場所並船舶乘組定員ノ件)第三條改正 (勅)第二百六十六號(四) 一七〇
- 鹽業
- 鹽業調查會規則廢止 (勅)第九十號(三) 一一三
- 鹽業調查所官制 (勅)第九十一號(三) 一一三
- 鹽業調查所ニ顧問ヲ置ク (勅)第二百三十九號(六) 三六〇
- 鹽業調查所處務規程 (訓)農商務第三十三號(六) 二六三
- 鹽業調查所處務規程中加除 (訓)農商務第四十號(八) 二五九
- 鹽務
- 臺灣鹽務局官制 (勅)第五十一號(三) 五九
- 臺灣鹽務局職員官等俸給令 (勅)第五十二號(三) 六〇
- 臺灣鹽務局名稱位置及管轄區域 (臺府)第二十五號(四) 二二
- 臺灣鹽務局名稱位置並其管轄區域改正 (臺府)第三十三號(五) 四三
- 臺灣鹽務局名稱位置並其管轄區域中改正 (臺府)第百三號(九) 一四九
- 鹽務總館役員ノ件 (告)臺灣總督府第七十三號(七) 五〇九
- 鹽務總館役員中改正 (告)臺灣總督府第九十九號(一〇) 六六一
- 鹽田
- 臺灣鹽田規則 (律)第十四號(七) 一七
- 臺灣鹽田規則施行細則 (臺府)第七十二號(八) 一〇六
- 臺灣鹽田規則施行細則中改正 (勅)第二百四十四號(六) 三六三
- 鹽田開設許可區域ノ件 (告)臺灣總督府第七十六號(八) 五五八
- 外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法 (法)第六十八號(三) 二四六
- 外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法施行ス (勅)第二百八十九號(六) 四二七
- 延納
- 國有林野及產物賣拂代金延納ノ件 (勅)第三百八十四號(九) 六二四
- 國有林野及產物賣拂代金延納規則 (省)農商務第三十號(二) 八二五
- 國有林野及產物賣拂代金延納ニ關スル擔保取扱い (訓)農商務第四十六號(二) 三六六
- テノ部
- 鐵道公債ハコノ部公債ノ項ニ職ス (鐵道)○鐵道停車場電信取扱所ハテノ部電信ノ項ニ職ス (法)第十號(三) 一〇
- 北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル件 (法)第百八號(三) 三五五
- 作樂及鐵道會計規則中改正 (勅)第百九號(三) 一三〇
- 鐵道作業局官制第七條中改正 (勅)第二百四十四號(六) 三六三

- 鐵道國有調査會規則 (勅)第四十三號(三) 四九
- 臺灣總督府鐵道部官制 (勅)第四百二十六號(二) 六九九
- 臺灣總督府鐵道部職員官等俸給令 (勅)第四百二十七號(二) 七〇一
- 臺灣總督府鐵道部事務官特別任用令 (勅)第四百二十八號(二) 七〇二
- 臨時臺灣鐵道敷設部官制 (勅)第八十二號(三) 一〇三
- 臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令 (勅)第八十二號(三) 一〇三
- 臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令第二條改正 (勅)第三百一十一號(六) 四四九
- 臨時臺灣鐵道敷設部事務官特別任用令 (勅)第三百十號(六) 四四八
- 北海道鐵道部官制改正 (勅)第二百九十七號(六) 四三八
- 北海道鐵道部鐵道事務官任用ノ件 (勅)第三百九十七號(二〇) 六二九
- 政府直接ニ從事スル官設鐵道工事一部ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第三百七十五號(八) 五九六
- 臺灣總督府ニ於テ施行スル鐵道敷設燈臺建築及築港其他直營事業ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第三百三號(六) 四四二
- 臺灣總督府鐵道用品ノ買賣貸借隨意契約ノ件 (勅)第三百二十三號(七) 四七四
- 明治二十九年勅令第八十八號(臨時北海道鐵道敷設部物件ノ買賣貸借隨意契約ノ件)改正 (勅)第三百五號(六) 四四三
- 北海道鐵道敷設部試驗規則第一條中改正 (省)內務第三號(三) 一〇三
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱ノ件中改正 (告)內務第二號(二) 一
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱ノ件中改正 (告)內務第九號(二) 三
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船賃ノ無賃及割引並其取扱ノ件中追加 (告)內務第九十二號(八) 五二八
- 明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依リ要スル諸報告書帳簿等書式)中改正 (省)大藏第七號(三) 二一七
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓)大藏第二十二號(四) 七三
- 北海道官設鐵道用品資金會計歲入歲出ノ出納ニ關スル件 (訓)大藏第十五號(三) 五三
- 鐵道大隊ノ特別教育ヲ參謀總長ノ統監ニ關スル件 (達)陸運第五號(二) 二

- 鐵道貨物運送補則賃金表中改正 (告)遞信第二十一號(二) 一八
- 鐵道貨物運送補則第三十一號中追加 (告)遞信第九十七號(三) 一九五
- 官設鐵道旅客賃金改正 (告)遞信第百號(三) 一九六
- 官設鐵道旅客賃金中改正 (告)遞信第六十號(三) 一四七
- 品川停車場貨切車取扱貨物ノ取扱開始 (告)遞信第三百三十號(四) 二六五
- 程ヶ谷停車場貨切車取扱貨物ノ取扱開始 (告)遞信第三百八十五號(二) 七七八
- 沼津停車場支線蛇松ニ於テ貨切車取扱貨物ノ取扱開始 (告)遞信第三百三十六號(二) 六九三
- 東海道鐵道深谷長濱間線路廢止 (告)遞信第三百九十三號(三) 七八一
- 奧羽南線福島米澤間運輸營業開始 (告)遞信第百五十號(五) 三三五
- 奧羽北線碓ヶ關白澤間運輸營業開始 (告)遞信第百七十九號(六) 四三三
- 奧羽線白澤大館間運輸營業開始 (告)遞信第三百二十號(二) 六八四
- 北陸線富岡富山間運輸營業開始 (告)遞信第九十號(三) 一八六
- 明治二十八年省令第七十四號(青森碓ヶ關間旅客切手通用期限ヲ一日トシ弘前ヲ下車驛トス)廢止 (告)遞信第三百二十三號(二) 六九〇
- 奧羽南線碓ヶ關ニ於テ旅客及小荷物ノ取扱開始 (告)遞信第二百十七號(七) 四八九
- 臺灣總督府鐵道部出張所設置 (告)臺灣總督府第百十號(二) 七二四
- 臺北縣新車假乘降場改稱 (告)臺灣總督府第四號(二) 二五
- 臺北縣八堵南港打鐵坑及龜崙嶼ニ各假乘降場設置 (告)臺灣總督府第七十四號(七) 五二〇
- 臺北縣楊梅嶼ニ停車場設置 (告)臺灣總督府第七十五號(七) 五二〇
- 臺北縣紅毛田ニ假停車場設置 (告)臺灣總督府第十四號(三) 九四
- 臺北縣新車、紅毛田、新竹停車場ニ於テ輕便鐵道旅客貨物ノ取扱開始 (告)臺灣總督府第十五號(三) 九四
- 鐵道規則ヲ新車新竹間輕便鐵道ニ適用ス (告)臺灣總督府第十六號(三) 九四
- 作業及鐵道會計支出證明規程及官設鐵道用品資金會計支出證明規程廢止 (達)會計檢査院第一號(五) 二一八
- 建築河川改修鐵道建設鐵道作業及電信線並電話線架設ニ關スル竣工明細書樣式 (達)會計檢査院第四號(七) 二七五

〔鐵鑛〕

○新潟縣下ニ於ケル製鐵所所屬鐵鑛探採區域ノ件

(告)農商務第五十號(ホ) 三九〇

〔電信〕

○郵便電信學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス

○電信線浮標ハフノ部浮標ノ項ニ載ス

○固定軍用電信ヲ公衆通信用ニ供スル件

(勅)第百八十七號(四) 二四〇

○固定軍用電信公衆通信取扱規則

(省)逓信第十八號(五) 三〇四

○臺灣總督府三等郵便電信局長身元擔保ニ關スル件

(勅)第百四十七號(三) 五〇六

○領事官ノ在外各地郵便電信局長郵便局長兼任ニ關スル件

(勅)第百八十號(四) 二三〇

○郵便及電信局、在外郵便電信局郵便局、郵便爲替貯金

管理所及電話交換局職員定員中改正

○郵便及電信局、在外郵便電信局郵便局、郵便爲替貯金

管理所及電話交換局職員定員第一條中改正

○電信取扱規則中改正加除

(勅)第三百八號(六) 四四七

○電信取扱規則第十八條中改正追加

(省)逓信第四號(三) 一五〇

○電信取扱規則第百十六條中改正

(省)逓信第二十三號(六) 四六二

○明治二十九年省令第十四號(鐵道所屬ノ電信取扱所ニ於テ公衆ノ通信ヲ取扱ハシメタルトキ逓信省ヨリ交付ス、ヘキ手数料規程)中改正追加 (省)逓信第七號(三) 一五四

○明治二十四年訓令第六號(電信電話線ノ柱木敷地手當金ノ交付ヲ望マサル分報告ノ件)中追加 (勅)逓信第一號(五) 一四四

○電信柱敷地手當金仕拂取扱順序中改正追加 (勅)逓信第二號(五) 一四五

○電信柱敷地手當金仕拂取扱順序中追加 (勅)逓信第四號(六) 一六七

○電信柱敷地手當金仕拂ニ關シ送付スル帳出金月計對照表及帳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明取扱手續準據ノ件 (勅)逓信第五號(六) 一六七

○明治二十三年告示第六十八號(電信柱敷地手當金附乘方)中改正 (省)逓信第五十一號(五) 三三六

○明治二十三年告示第四十二號(電信爲替料)ヲ廢ス (省)逓信第七十一號(三) 一六三

○明治二十七年告示第六十號(至急電報ニ依ル電信爲替料ノ件)廢止 (省)逓信第八十四號(三) 一七八

○郵便爲替ヲ取扱フ郵便電信局及郵便局ニ於テ電信爲替事務開始 (省)逓信第八十五號(三) 一八三

○郵便電信局郵便局及郵便受取所ニ於テ收入印紙ノ取下一ヲ爲ス (省)逓信第九十八號(三) 一九六

○稅務署並郵便及電信局準備ノ收入印紙缺乏等ノ場合保管轉換ノ件 (勅)大藏第四十二號(五) 二二〇

○内地及臺灣間ニ取組ム電信爲替料ノ件 (省)逓信第三百六號(二) 六八〇

○郵便爲替ヲ取扱フ郵便電信局内地及臺灣間ニ取組ム電信爲替事務開始ノ件 (省)逓信第三百五號(二) 六八〇

○電信爲替ヲ外國ニ於ケル女性受取人ニ宛テ振出サントスル者記載方ノ件 (省)逓信第三百三十三號(二) 六九二

○臨時電信部建築工手採用規則 (達)陸軍第三百一十一號(二) 四二〇

○建築、河川改修、鐵道建設、鐵道作業及電信線並電話線架設ニ關スル竣工明細書樣式 (達)會計検査院第四號(七) 二七五

○韓國釜山郵便電信局馬山出張所設置 (告)逓信第三百二十四號(二) 六九〇

○明治二十五年告示第五十八號(中南亞米利加地方電信局ノ中電報ノ傳送及交付ニ關スル照會並ニ料金選付ノ請求ニ應セサル件)中改正追加 (省)逓信第百八十二號(六) 四三四

○萬國電信條約附屬細目規則中改正追加 (省)逓信第九號(二) 一五

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省)逓信第二十四號(二) 一九

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省)逓信第五十二號(三) 八九

○萬國電信條約附屬細目規則中追加 (省)逓信第五十四號(二) 八九

○萬國電信條約附屬細目規則中加除 (省)逓信第四百十三號(五) 三三四

○萬國電信條約附屬細目規則中改正追加 (省)逓信第五百五十六號(五) 三三九

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省)逓信第百八十六號(六) 四四四

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省)逓信第二百三十二號(八) 五五四

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省)逓信第二百八十六號(一〇) 六四七

○萬國電信條約附屬細目規則中加除 (省)逓信第三百十二號(二) 六八一

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省)逓信第三百三十七號(二) 六九三

○明治三十年告示第七十三號(萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定シ得ル事項)中改正 (省)逓信第九十五號(三) 一九五

○萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定シ得ル事項ニ關スル外國電信主管局ノ決定中改正 (省)逓信第二百五十號(九) 六〇〇

○萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定シ得ル事項ニ關スル外國電信主管局ノ決定中削除

○山城國京都郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百十二號(二) 六八二

○大和國橿原郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○和泉國堺郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百七十一號(三) 七七一

○和泉國岸和田郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○和泉國岸和田郵便電信局移轉 (告) 遞信第三百十三號(二) 六八二

○攝津國大阪及神戸郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十二號(二) 七二〇

○伊勢國六軒郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百八十五號(一〇) 六四七

○志摩國の矢郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百四十五號(二) 六九八

○尾張國名古屋郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○尾張國祖父江郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十四號(二) 七三三

○遠江國蒲川郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十一號(二) 七三二

○相模國横須賀郵便電信局加那大獨逸大不列顛及同國經由諸外國並佛蘭西及同國經由諸外國ト交換スル小包郵便物ノ取扱開始 (告) 遞信第三百八十四號(三) 七七六

○相模國上流郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十四號(三) 七七三

○相模國片瀨郵便電信局設置 (告) 遞信第六十五號(六) 四二九

○相模國片瀨郵便電信局小包郵便爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第六十六號(六) 四二九

○武藏國東京及横濱郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○武藏國東京郵便電信局青山支局移轉 (告) 遞信第八十三號(三) 一七八

○安房國千倉郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第五百五號(三) 一九八

○安房國布真海岸望樓電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第五百十九號(五) 三四〇

○下總國古河郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三號(二) 一四

○下總國成田郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百四十五號(二) 六九八

○下總國結城郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十一號(三) 七三二

○常陸國潮來郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百二十一號(二) 六八四

○常陸國笠間郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百四十七號(二) 六九八

○近江國米原郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百二十七號(八) 五五三

○近江國土山郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百四十五號(二) 六九八

○美濃國垂井郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十四號(三) 七三三

○飛騨國萩原郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百十六號(二) 六八三

○信濃國長野郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○信濃國別所郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第五十九號(三) 九〇

○信濃國湯田中郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百七十五號(二〇) 六二八

○信濃國妻籠郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百四十五號(二) 六九八

○下野國宇都宮郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○下野國鹽原電信取扱所設置 (告) 遞信第二百十二號(七) 四八八

○下野國中宮郵便電信取扱所設置 (告) 遞信第五百十三號(五) 三三八

○下野國中宮廟及鹽原電信取扱所閉鎖 (告) 遞信第二百六十八號(九) 六〇五

○磐城國丸森、四ツ倉郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百八十號(三) 七七五

○岩代國關川郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百五十七號(三) 七五九

○陸前國仙臺郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○陸前國村田郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百八十號(三) 七五五

○陸奥國青森郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

○陸奥國油川、金木郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百八十號(三) 七五五

○越前國金津郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第八十九號(三) 一八六

○越前國金山郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十一號(二) 七三二

○加賀國金澤郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 遞信第三百五十三號(二) 七三〇

- 加賀國山中郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十一號(三) 七七一
- 能登國小水郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十一號(三) 七七一
- 越中國富山郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七一〇
- 越後國新潟郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七一〇
- 越後國新井郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第四百十五號(二) 八四
- 越後國新井郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逡信第五百十八號(三) 九〇
- 但馬國湯村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百四十七號(二) 六九八
- 石見國三隅郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十一號(三) 七二二
- 播磨國瀧野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百四十七號(二) 六九八
- 備前國岡山郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七一〇
- 安藝國廣島郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七一〇
- 安藝國海田市郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十九號(三) 七七四
- 長門國西市郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百八十號(三) 七七五
- 長門國角島海岸望樓電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 逡信第六十九號(六) 四三〇
- 紀伊國和歌山郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 紀伊國田並郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第五百十三號(二) 八九
- 紀伊國印南郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十一號(三) 七七一
- 阿波國德島郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 讚岐國多度津郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 讚岐國長尾郵便電信局移轉 (告) 逡信第三十一號(二) 二二三
- 讚岐國佛生山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百五十七號(三) 七五九
- 筑前國福岡郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇

- 豊後國阪野市郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百四十五號(二) 六九八
- 肥前國長崎郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 肥前國温泉電信取扱所設置 (告) 逡信第二百二號(七) 四八三
- 肥前國温泉電信取扱所閉鎖 (告) 逡信第二百九十號(一〇) 六五二
- 肥後國熊本郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 肥後國植木郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百四十五號(二) 六九八
- 日向國佐土原郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十四號(二) 七七三
- 大隅國古仁屋郵便電信局歐文電報、歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逡信第五百五十八號(五) 三三九
- 大隅國古仁屋郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第五百五十七號(五) 三三九
- 薩摩國鹿児島郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 薩摩國米ノ津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百七十四號(二) 七七三
- 琉球國西表島電信局設置 (告) 逡信第七十三號(六) 四三二
- 波島國函館郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 後志國小樽郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 石狩國札幌郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始 (告) 逡信第三百五十三號(二) 七二〇
- 石狩國長沼郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百三十八號(二) 六九三
- 天鹽國劍淵郵便電信局設置 (告) 逡信第十五號(二) 一七
- 天鹽國劍淵郵便電信局郵便、電信爲替及貯金事務開始 (告) 逡信第六十八號(三) 一六三
- 天鹽國天鹽郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百三十八號(二) 六九三
- 北見國鬼脇郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百三十八號(二) 六九三
- 釧路國俱知安郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百三十八號(二) 六九三
- 十勝國洞爺郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三百三十八號(二) 六九三
- 根室國花咲電信取扱所閉鎖 (告) 逡信第二百二十號(四) 二五九
- 根室國花咲電信取扱所設置 (告) 逡信第三百六十號(二) 七六八

- 郵便及電信局出張所設置ノ件ヲ定メ明治二十九年府令第三十四號(郵便受取所設置ノ件)ヲ廢ス (臺灣)第二十號(四) 二一九
- 臺灣總督府石碇郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第六號(二) 一四
- 代金引換小包郵便物ヲ取扱ハサル郵便及電信局出張所ノ件 (告)臺灣總督府第四十四號(五) 三四二
- 臺灣及内地間ニ取組ム電信爲替料 (告)臺灣總督府第百十二號(三) 七八二
- 郵便電信局所ニ於テ臺灣及内地間ニ取組ム電信爲替事務開始 (告)臺灣總督府第百十一號(三) 七八二
- 臺南郵便電信局大穆降出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二
- 臺南郵便電信局開帝廟及大穆降出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第九十四號(二〇) 六六〇
- 臺南郵便電信局鴨嘴岬出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第七十八號(八) 五六二
- 臺北郵便電信局板橋支局電信事務開始 (告)臺灣總督府第六十號(六) 四五四
- 臺北郵便電信局三角湧出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二
- 臺北郵便電信局三角湧出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第六十五號(七) 五〇二

- 臺北縣景尾郵便電信局廢止 (告)臺灣總督府第百二號(二) 七三三
- 臺北郵便電信局景尾出張所設置 (告)臺灣總督府第百三號(二) 七三三
- 臺北郵便電信局坪林出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第百十七號(三) 八七三
- 臺中縣塗葛堀郵便電信局設置 (告)臺灣總督府第三十二號(四) 二七四
- 臺中縣他里霧郵便局ヲ郵便電信局トス (告)臺灣總督府第四十八號(五) 三四三
- 臺中郵便電信局小北門外出張所設置 (告)臺灣總督府第九十六號(〇) 六六〇
- 臺東郵便電信局巴里衛出張所設置 (告)臺灣總督府第百十八號(三) 七八三
- 景尾郵便電信局深坑出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二
- 景尾郵便電信局深坑出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第六十五號(七) 五〇二
- 景尾郵便電信局坪林尾、深坑出張所ヲ臺北郵便電信局ノ出張所トス (告)臺灣總督府第百四號(二) 七三三
- 鳳山郵便電信局萬丹、潮州庄出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第四十號(五) 三四一

- 鳳山郵便電信局阿猴出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第七十八號(八) 五六二
- 阿公店郵便電信局楠梓坑出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二
- 阿公店郵便電信局楠梓坑出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第六十五號(七) 五〇二
- 新營庄郵便電信局店仔口出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第五十七號(六) 四五三
- 新營庄郵便電信局鹽水港、北門嶼、布袋嘴出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二
- 新營庄郵便電信局鹽水港、北門嶼、布袋嘴出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第六十五號(七) 五〇二
- 大甲及水返脚郵便電信局廢止 (告)臺灣總督府第六十二號(七) 五〇二
- 大甲及水返脚郵便電信局設置 (告)臺灣總督府第六十三號(七) 五〇二
- 新竹郵便電信局北埔出張所郵便爲替及貯金事務開始 (告)臺灣總督府第七十八號(八) 五六二
- 恆春郵便電信局車城出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二
- 曾文溪郵便電信局蘆荳出張所設置 (告)臺灣總督府第六十四號(七) 五〇二

- 苗栗郵便電信局大湖出張所及澎湖島郵便電信局小池角出張所廢止 (告)臺灣總督府第百五號(二) 七三三
- 宜蘭郵便電信局羅東出張所電信事務取扱開始 (告)臺灣總督府第百十五號(二) 七八三
- 山城國玉水鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百十一號(三) 一九九
- 山城國嵯峨鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百六十四號(二) 七三〇
- 攝津國寶塚鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百五十六號(九) 六〇二
- 伊勢國津鐵道停車場電信取扱所公衆電報及留置著信電報取扱開始 (告)遞信第百六十三號(二) 七六九
- 伊勢國四日市及龜山鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百二號(三) 一九七
- 三河國豐橋鐵道停車場電信取扱所公衆電報及留置著信電報取扱開始 (告)遞信第百六十三號(三) 七六九
- 遠江國天龍川鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百四十九號(二) 六九九
- 駿河國鈴川鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百四十九號(二) 六九九
- 相模國大船及山北鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告)遞信第百二十四號(四) 二六〇

- 相模國茅ヶ崎鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第二百三十號(八) 五五三
- 武藏國東京秋葉原鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第七十七號(三) 一六六
- 武藏國東京本所鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第二百六十七號(九) 六〇四
- 武藏國東京飯田町、牛込、市ヶ谷、四ッ谷及信濃町鐵道停車場電信取扱所公衆電報及留置著信電報取扱開始 (告) 遞信第三百四十八號(二) 六九八
- 武藏國入間川鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 武藏國程ヶ谷鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第二百二十四號(四) 二六〇
- 上總國成東、大網鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 下總國古河鐵道停車場電信取扱所公衆電報及直配送及別使配送取扱開始 (告) 遞信第四號(一) 二四
- 下總國旭町鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百四十九號(二) 六九九
- 下總國結城鐵道停車場電信取扱所公衆電報、別使及直配送取扱開始 (告) 遞信第三百七十二號(二) 七七二
- 常陸國笠間鐵道停車場電信取扱所公衆電報、直配送及別使配送取扱開始 (告) 遞信第三百五十一號(一) 七〇五
- 常陸國友部鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百九十五號(三) 七八二
- 近江國米原鐵道停車場電信取扱所公衆電報、直配送及別使配送取扱開始 (告) 遞信第二百二十八號(八) 五五三
- 美濃國垂井鐵道停車場電信取扱所公衆電報、別使及直配送取扱開始 (告) 遞信第三百七十五號(二) 七七三
- 信濃國幸禮鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 信濃國田中鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百七十六號(三) 七七三
- 上野國橫川鐵道停車場電信取扱所配送區域改定 (告) 遞信第九十四號(六) 四三三
- 上野國高崎鐵道停車場電信取扱所公衆電報及留置著信電報取扱開始 (告) 遞信第三百九十四號(三) 七八一
- 下野國宇都宮鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 磐城國綴羅鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 磐城國矢吹鐵道停車場電信取扱所通信取扱時限改定 (告) 遞信第三百四十號(二) 六九四
- 陸前國增田鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九

- 陸前國小牛田、増田鐵道停車場電信取扱所通信取扱時限改定 (告) 遞信第三百四十號(二) 六九四
- 陸前國花巻、石巻谷鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十八號(四) 二五八
- 陸前國滝田、小湊鐵道停車場電信取扱所通信時限改定 (告) 遞信第二百五十八號(九) 六〇二
- 陸前國大槲湖鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百四十九號(二) 六九九
- 越後國新井鐵道停車場電信取扱所公衆電報、直配送及別使配送取扱開始 (告) 遞信第四十六號(三) 八四
- 播磨國舞子鐵道停車場電信取扱所改稱 (告) 遞信第六十六號(三) 一九八
- 備中國鴨方鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 安藝國本郷鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 周防國三田尻、福川鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百八十一號(二) 七七五
- 讃岐國善通寺鐵道停車場電信取扱所直配送區域改定 (告) 遞信第七十號(三) 一六三
- 伊豫國道後鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百四十九號(二) 六九九
- 筑前國植木鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第二百二十六號(四) 二六四
- 筑前國折尾鐵道停車場電信取扱所直配送區域改定 (告) 遞信第二百二十二號(八) 五五三
- 筑前國折尾、小竹、植木鐵道停車場電信取扱所別使配送取扱開始 (告) 遞信第二百二十三號(八) 五五三
- 筑前國折尾鐵道停車場電信取扱所時限外至急電報取扱開始 (告) 遞信第三百十九號(二) 六八三
- 豐前國豐津鐵道停車場電信取扱所別使配送區域、制限止 (告) 遞信第四百十八號(五) 三三三
- 豐前國後藤寺鐵道停車場電信取扱所別使配送區域、件 (告) 遞信第九十七號(七) 四八二
- 肥前國北方鐵道停車場電信取扱所別使配送取扱開始 (告) 遞信第六十八號(六) 四三九
- 後志國手宮鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十一號(三) 一九九
- 後志國住吉鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第一百十二號(三) 二〇〇
- 後志國鏡國鐵道分、白老、登別及幌別鐵道停車場電信取扱所別使配送取扱開始 (告) 遞信第六十七號(六) 四三九
- 石狩國奈井江、栗山鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百十號(二) 六八一
- 石狩國美瑛、間宮鐵道停車場電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 遞信第三百六十二號(三) 七六九

- 安藝國忠海町、大久野島間ニ海底電線敷設 (省) 陸軍第三號(四) 三三三
- 安藝國廣島市宇品町金輪島間ニ海底電線敷設 (省) 陸軍第十號(九) 五七七
- 肥後國天草郡志柿村同倫場村間ニ水底電線布設 (省) 逓信第九十二號(三) 一八八
- 北見國宗谷、利尻、禮文郡間ニ水底電線布設ノ件 (省) 逓信第二百九十七號(二〇) 六五三
- 千島國國後島安渡移矢岬及丹根間布設ノ水底電線位置變更明治三十年告示第二百六十二號(本電線布設ノ件) 廢止 (省) 逓信第二百九十八號(二〇) 六五四
- 臺灣臺北縣淡水ヨリ清國福建省川石山ニ至ル海底電線通信使用ニ關スル件 (省) 逓信第三百二十六號(一) 六九〇
- 臺灣下清國川石山間海底電線通信開始 (省) 逓信第三百二十七號(一) 六九一
- 〔電報〕
- 明治二十六年省令第十一號(爲警事事故電報照會ノ件) 廢止 (省) 逓信第九號(三) 一五五
- 明治三十年省令第十七號(海外電報ニ就キ心得ノ件) 中改正追加 (省) 逓信第十七號(五) 三〇三
- 外國新聞電報規則中改正追加 (省) 逓信第十五號(四) 三三三
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省) 逓信第二十八號(六) 五二一
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省) 逓信第四十一號(九) 七三三
- 外國新聞電報規則中改正追加 (省) 逓信第五十二號(三) 八四二
- 電話依託電報規則第二條第三條中改正削除 (省) 逓信第一號(一) 二四
- 電話依託電報發受心得 (省) 逓信第九十二號(六) 四四九
- 電話依託電報發受局追加 (省) 逓信第九十九號(三) 一九九
- 電話依託電報發受局追加 (省) 逓信第三百三十四號(四) 二六七
- 電話依託電報發受局追加 (省) 逓信第三百三十九號(五) 三一一
- 電報發信人注意ノ件 (省) 逓信第七十二號(三) 一六四
- 和文電報發信人名所記職方ノ件ヲ定メ明治三十二年告示第七十二號中取消 (省) 逓信第七十一號(六) 四三〇
- 明治三十年告示第七十四號(臺灣島各地宛電報料金) 中改正 (省) 逓信第一號(一) 一三
- 長崎上海間海底電信線ヲ經テ臺灣ニ著スル電報料ヲ定メ明治三十年告示第七十四號(同件)ヲ廢ス (省) 逓信第三百六十八號(三) 七七一
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第二十二號(二) 一八
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第二十六號(二) 一九
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第六十二號(三) 一五八
- 海外電報料金表中改正削除 (省) 逓信第七十七號(三) 一九九

- 海外電報料金表中第五表追加 (省) 逓信第三百三十五號(四) 二六七
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 逓信第三百三十七號(四) 二六九
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第三百八十八號(六) 四四五
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第二百二十一號(八) 五五一
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第二百四十六號(九) 五九八
- 海外電報料金表中追加 (省) 逓信第二百六十一號(九) 六〇三
- 海外電報料金表中追加 (省) 逓信第二百九十一號(一〇) 六五一
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第三百四十二號(一) 六九四
- 海外電報料金表中改正 (省) 逓信第三百六十七號(三) 七七一
- 海外電報料金表中追加 (省) 逓信第三百七十號(三) 七七二
- 郵便爲替ノ受拂ニ就キ電報照會方準據ノ件ヲ定メ明治二十九年告示第十五號(同件)ヲ廢ス
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第二十七號(三) 二〇四
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第十八號(三) 一九四
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第二十四號(三) 二〇一
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第三十一號(四) 二七三
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正削除 (省) 臺灣總督府第四十五號(五) 三三四
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第六十八號(七) 五〇三
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第七十七號(八) 五五九
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第九十一號(一〇) 六五八
- 臺灣發福州經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第九十五號(一〇) 六六〇
- 臺灣發川石山經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第一號(一) 七二〇
- 臺灣發川石山經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第六號(二) 七三三
- 臺灣發川石山經過海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第九號(二) 七三四
- 臺灣發川石山經過海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第十九號(三) 七八四
- 臺灣發川石山經過海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第二十號(三) 七八七
- 英國ニ於ケル陸線不通ノタメ海外電報運送ノ件 (省) 逓信第二十三號(二) 一九
- 馬尼刺ニ發著スル電報中政治ニ關スルモノ検査ノ件 (省) 逓信第二十五號(二) 一九
- フサリソピン諸島宛私用暗號電報検査ノ件 (省) 逓信第三十四號(三) 一八

〔定時間外〕

- 定時間外ニ服業シタル技手ニ日額給與ノ件 (勅)第四百四十八號(二) 七六五
- 定時間外服業ノ技手ニ給與日額ノ件 (達)海軍第九十七號(三) 四七四

〔停年〕

- 停年計算規則第六條中改正 (達)海軍第五十四號(三) 六二
- 停年計算規則第十六條中追加 (達)海軍第五十八號(八) 三五五

- 第二豫備艦停年計算規則第六條第六ニ該當スルトキ 通知ノ件 (達)海軍第七號(二) 七
- 四等水兵同機關兵實役停年最下期限ノ件 (達)海軍第六十一號九 三七二

〔停職〕

- 海軍武官待命休職停職者心得 (達)海軍第八十一號(二) 四三九

〔停船〕

- 檢疫停船規則廢止 (法)第十九號(三) 二六

〔抵當〕

- 外國人ノ抵當權ニ關スル件 (法)第六十七號(三) 二四六

〔蹄鐵〕

- 陸軍蹄鐵敷範制定陸軍蹄鐵敷範第一節及同附錄廢止

- 止 (達)陸達第六十二號(八) 一九七

- 蹄鐵工下長適任證書附與規則中改正削除 (達)陸達第四百四十二號(三) 四四四
- 二等蹄鐵工長縫工長靴工長進級ノ件 (達)陸達第五百五十七號(三) 四六八

- 第二十八回獸醫第十八回蹄鐵工免許試驗舉行地及期 (告)農商務第五十七號(八) 四三五
- 第二十九回獸醫第十九回蹄鐵工免許試驗舉行地及期 (告)農商務第九十九號(三) 七四

- 集治監典獄府縣典獄集治監分監長特別任用令 (勅)第三百五十五號(三) 三六
- 府縣參事官典獄特別任用令廢止 (勅)第三百四十七號(七) 五四三

- 公立學校職員ト教官其他教育事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件 (勅)第四百五十六號(三) 七七
- 明治三十年達第四十六號(海軍文官部内轉勤轉任ノ際停給支給區分ノ件)廢止 (達)海軍第四十六號(三) 五三

〔轉任、轉勤〕

- 明治二十九年勅令第三百五號(臺灣總督府國語學校同附屬學校及國語傳習所生徒ニ學資金、旅費日當支給ノ件)中追加 (勅)第四百號(三) 一一三

〔傳習〕

- 傳染病預防ノタメ物件輸入禁止ニ關スル件 (勅)第四百三十四號(二) 七一九
- 傳染病預防法施行規則第六條中加除 (省)內務第五十五號(三) 八三二
- 行軍宿營中傳染病者取扱ノ件 (達)陸達第八十二號(八) 三四八
- 學校傳染病預防及消毒方法中改正追加 (省)文部第四十四號(二) 八三三

- 明治二十九年勅令第三百五號(臺灣總督府國語學校同附屬學校師範學校及國語傳習所生徒ニ學資金旅費日當支給ノ件)中追加 (勅)第二百九十二號(八) 四二九
- 臺灣總督府國語學校並國語傳習所給與生支給規則第十三條改正 (臺府)第三十八號(五) 四九
- 臺灣總督府國語學校並國語傳習所給與生支給規則第一條中追加 (臺府)第五十八號(七) 九八
- 臺灣總督府國語學校並國語傳習所給與生支給規則第一條中追加 (臺府)第五十五號(一〇) 一五八
- 航路標識看守業務傳習生規程第十七條中改正 (告)遞信第三百一十一號(四) 二六六

- 通船ノ名稱ヲ廢シ傳馬船ト稱ス (達)海軍第七十三號(四) 一〇四

- 明治二十七年勅令第五十六號(清國及香港ニ於テ流布スル傳染病ニ對シ船積檢疫ノ件)廢止 (法)第十九號(三) 二六
- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病研究所官制 (勅)第九十三號(三) 一一五
- 傳染病研究所職員官等停給ノ件 (勅)第九十四號(三) 一二六
- 傳染病研究所設置 (告)內務第四十一號(四) 二〇七
- 傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許ノ件 (告)內務第六十號(五) 二八一

- 傳染病預防ノタメ物件輸入禁止ニ關スル件 (勅)第四百三十四號(二) 七一九
- 傳染病預防法施行規則第六條中加除 (省)內務第五十五號(三) 八三二
- 行軍宿營中傳染病者取扱ノ件 (達)陸達第八十二號(八) 三四八
- 學校傳染病預防及消毒方法中改正追加 (省)文部第四十四號(二) 八三三

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

- 不用手形用紙處分ニ關スル件 (勅)第五十六號(三) 六五
- 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手數料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 千島國在勤ノ北海道廳支廳長以下手當給與細則 (省)內務第一號(二) 一
- 外國駐在軍武官手當金規則 (勅)第七十二號(三) 九二
- 外國駐在軍武官手當金支給細則 (達)海軍第五十五號(三) 六三
- 海軍下士手當金規則第四條改正 (勅)第七十三號(三) 九三
- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 一三〇

臨時職醫備入手當金額改正 (訓)農商務第十四號(三) 六九	職役豫防規程ニ依リ撲殺セル獸類ニ對シテ下付スヘキ手當金額標準額 (告)臺灣總督府第五十三號(五) 三四四
航路標識看守月手當ノ件 (訓)農商務第十五號(三) 六九	〔手帳料〕
交通至難ノ場所ニ在勤スル航路標識看守月手當金額與細則 (省)遞信第二十一號(五) 三三〇	○ 鐵業及砂鐵採取業ニ關スル手帳料ノ件制定明治二十七年勅令第百號(同件)廢止 (勅)第四號(二) 二
○ 明治二十四年訓令第六號(電信電話線ノ柱木敷地手當金ノ交付ヲ望マサル分報告ノ件)中追加 (訓)遞信第一號(五) 一四四	○ 輸納地金ノ精製手帳料ニ關スル件 (勅)第三十八號(三) 三八
○ 電信柱敷地手當金仕拂取扱順序中改正追加 (訓)遞信第二號(五) 一四五	○ 特許意匠及商標ニ關スル手帳料ノ件 (勅)第九十五號(五) 二五一
○ 電信柱敷地手當金仕拂取扱順序中追加 (訓)遞信第四號(六) 一六七	○ 特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手帳料ノ件 (省)農商務第十六號(六) 四六一
○ 電信柱敷地手當金仕拂ニ關シ送付スル歳出金月計對照表及歳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明取扱手續準據ノ件 (訓)遞信第五號(六) 一六七	○ 船員手帖ノ交付、訂正又ハ書換等ニ關スル手帳料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
○ 明治二十三年告示第六十八號(電信柱敷地手當金請求方)中改正 (省)遞信第百五十一號(五) 三三六	○ 船員法施行細則ニ依リ手帳料納付場所ノ件 (省)遞信第百七十七號(六) 四三三
○ 臺灣總督府囑托員雇員及公醫手當金支給ニ關スル件 (勅)第四十號(三) 四七	○ 明治二十九年省令第十四號(鐵道所屬ノ電信取扱所ニ於テ公衆ノ通信ヲ取扱ハシメタルトキ遞信省ヨリ交付スヘキ手帳料規程)中改正追加 (省)遞信第七號(三) 一五四
○ 臺灣總督府師範學校生徒食費手當金旅費及治療費支給ノ件 (臺府)第三十號(四) 二八	○ 明治二十五年省令第五號(手帳料トシテ納ムル登記印紙貼用方)改正 (省)遞信第十四號(四) 一三一

○ 明治三十年省令第二十八號(登記印紙ヲ以テ納ムル手帳料及代價ノ種目)中追加 (省)內務第十五號(五) 二三五	○ 建物及商業登記簿ノ謄本、抄本等請求手帳料ノ件 (臺府)第八十三號(八) 一一六
○ 明治三十年省令第二十八號(登記印紙ヲ以テ納ムル手帳料及代價ノ種目)中追加 (省)內務第三十號(七) 五二五	○ 法人及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本等請求手帳料ノ件 (臺府)第八十五號(八) 一二七
○ 關稅法施行規則ニ依リ稅關ニ納付スヘキ手帳料ノ件ヲ定メ明治三十年省令第十一號(同件)ヲ廢ス (省)大藏第三十四號(七) 五四四	○ 臺灣關稅規則施行細則ニ依ル手帳料ノ件ヲ定メ明治三十年省令第五十九號(同件)ヲ廢ス (臺府)第九十三號(八) 一三六
○ 土地、建物及商業登記簿ノ謄本、抄本ノ請求等ニ關スル手帳料ノ件 (省)司法第十四號(五) 二九三	○ 臺灣稅關規則施行細則ニ依ル手帳料ノ件中追加 (臺府)第百十號(九) 一五五
○ 法人登記簿及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手帳料ノ件ヲ定メ明治三十一年省令第十號(同件)ヲ廢ス (省)司法第三十四號(六) 四〇〇	○ 手帳料トシテ納ムル收入印紙貼用方 (臺府)第十二號(三) 一三
○ 船舶登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手帳料ノ件 (省)司法第三十七號(六) 四一〇	○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手帳料種目 (臺府)第十一號(三) 一三
○ 明治三十二年勅令第三百二十九號ニ依ル登記ノ謄本、抄本ノ交付及登記簿等閱覽請求ニ關スル手帳料ノ件 (省)司法第四十二號(七) 五七四	○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手帳料種目中追加 (臺府)第七十七號(八) 一一四
○ 登錄稅及手帳料報告様式 (訓)司法第五號(二) 三五八	○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手帳料種目中追加 (臺府)第八十號(八) 一二六
○ 明治二十五年省令第十七號(教科用圖書檢定手帳料登記印紙ヲ以テ納付ノ件)廢止 (省)文部第四十一號(二) 八二	○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手帳料種目中追加 (臺府)第百六號(九) 一五四
	○ 鐵道國有調查會規則 (勅)第四十三號(三) 四九

- 法典調査會規則中改正 (勅)第四十八號(三) 五七
- 議院建築調査會規則 (勅)第五百十九號(四) 二〇七
- 鹽業調査會規則廢止 (勅)第九十號(三) 一一三
- 鹽業調査所官制 (勅)第九十一號(三) 一一三
- 鹽業調査所ニ顧問ヲ置ク (勅)第二百三十九號(六) 三六〇
- 鹽業調査所處務規程 (訓)農商務第三十二號(六) 一六三
- 鹽業調査所處務規程中加除 (訓)農商務第四十號(八) 二五九
- 國有林野處分調査規程 (訓)農商務第二十二號(四) 一〇一
- 國有林野處分調査規程中改正追加 (訓)農商務第四十四號(九) 三三六
- 國有林野處分調査規程第五十三條中改正 (訓)農商務第四十八號(二) 三七二
- 林野下展審查委員規則制定林野官民有區分調査會組織及調査方法廢止 (訓)農商務第二十六號(五) 一四三
- 臨時鐵區調査處務規定 (訓)農商務第一號(一) 七
- 所得稅調查委員日當及旅費支給規程 (省)大藏第十二號(四) 一八〇
- 所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數 (省)大藏第十三號(四) 一八〇
- 馬匹調査及検査施行規則並馬匹徵發事務規則ノ附表 (省)陸軍第二號(一) 四
- 馬匹調査及検査施行規則中改正加除 (省)陸軍第三十號(一〇) 七五
- 臨時臺灣土地調査局官制中改正削除 (勅)第六十四號(三) 七六
- 高等土地調査委員會規程 (臺府)第二十七號(四) 二二
- 土地調査ニ著手地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十一號(五) 三四四
- 支出證明書調理順序改正 (訓)司法第二號(六) 一五一
- 租稅調定及月割賦課免除額算定方 (訓)大藏第三十一號(四) 七六
- 明治三十年滄第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中改正 (達)海軍第二十二號(三) 一八
- 明治三十年滄第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中追加 (達)海軍第九十七號(五) 一三三
- 明治三十年滄第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中改正 (達)海軍第二百二十七號(六) 三三二

- 調劑手候補者教育手續廢止 (達)陸軍第二百二十二號(二) 四二四
- 鳥獸 (訓)農商務第三十一號(六) 一六三
- 御料地ニ於ケル有害鳥獸驅除心得ノ件 (訓)農商務第三十一號(六) 一六三
- 剔毛 (達)陸軍第二百二十號(二) 四二一
- 裝飾及剔毛器械制式中及定數表改正 (達)陸軍第二百二十號(二) 四二一
- 適任 (達)陸軍第七十五號(七) 二四三
- 陸軍衛生部士官適任證書付與規則改正 (達)陸軍第七十五號(七) 二四三
- 蹄鐵工下長適任證書付與規則中改正削除 (達)陸軍第四百二十二號(二) 四四四
- アノ部
- 亞米利加 (告)外務第一號(二) 二七
- 在米國タコマ帝國領事館シヤトル分館開設 (告)外務第一號(二) 二七
- 北米合衆國ト西班牙國トノ姉和條約交換濟ノ件 (告)外務第四號(四) 二〇七
- 明治三十一年告示第三十五號(中央亞米利加ニカラテラ國宛電報無責任ノ件)中改正 (告)逓信第二號(二) 一四
- 南亞米利加ガリヅガヤ國ニ於テ姑ク隱語電報取扱ハス (告)逓信第三十七號(三) 八〇
- 南亞米利加ガリヅガヤ國宛隱語電報ノ禁止解除 (告)逓信第二百十八號(七) 四八九
- 米國桑港ニ於テ廢止セラレタル外國海員ノ資格喪失ノ件 (告)逓信第七十四號(六) 四三一
- 明治二十五年告示第五十八號(中南亞米利加地方電信局ノ中電報ノ傳送及交付ニ關スル照會並ニ料金還付ノ請求ニ應ゼサル件)中改正追加 (告)逓信第八十二號(六) 四三四
- 南亞米利加コロムビヤ國電報検査並ニ取扱ノ件 (告)逓信第三百九號(二) 六八一
- 亞弗利加 (告)外務第十五號(二) 六六七
- 英國ト南亞弗利加共和國及オレンジ自由國ト戰爭ノ狀態成立ノ件 (告)外務第十五號(二) 六六七
- 南亞弗利加那多兒ニ發著ノ電報検査ノ件 (告)逓信第二百八十三號(一〇) 六四六
- 南亞弗利加ト往復スル電報検査ノ件 (告)逓信第二百八十九號(一〇) 六五一
- 南亞弗利加喜望峯及葡萄牙領マテール島宛暗號電報禁止ノ件 (告)逓信第二百八十四號(一〇) 六四六
- 南亞弗利加喜望峯及葡萄牙領マテール島宛暗號電報禁止ノ件中改正 (告)逓信第三百三十二號(二) 六九二

- 亞弗利加宛電報ニ關スル件 (告) 遞信第三百四十一號(一) 六九四
- 南亞弗利加トランスヴァール國トノ電氣通信停止ノ件 (告) 遞信第三百十四號(二) 六八三
- 南亞弗利加トランスヴァール其他擾亂ノ地ニ宛テタル英國經由ノ小包郵便物無責任ノ件 (告) 遞信第三百六十五號(三) 七七〇
- 軍衙間囚人及刑事被告人押送規則 [押送] (勅) 第四百五號(一〇) 六五四
- 阿片 [阿片] (勅) 第四百五號(一〇) 六五四
- 阿片賣下代價ハ收入印紙ヲ以テ納付セシム (勅) 第六十五號(三) 七九
- 阿片法施行規則第九條中改正追加 (省) 內務第十四號(五) 二三四
- 荒地 [荒地] (勅) 第六十五號(三) 七九
- 明治二十六年訓令第十六號(荒地年期ヲ定メ若クハ稟議スル場合心得方) 廢止 (訓) 大藏第二十七號(四) 七六
- サノ部 [參內、參入] (達) 官內乙第三號(二) 四四四
- 「ベスト」病流行地方ヨリ著京ノ者參內參入方ノ件 (達) 官內乙第三號(二) 四四四
- 靖國神社例祭參拜等ニ關スル件 (達) 海軍第九十號(二) 四七一
- 參謀本部條例改正 (勅) 第六號(一) 四
- 鐵道大隊ノ特別教育ヲ參謀總長ノ統監ニ關ス (達) 陸軍第五號(一) 二
- 海軍參謀將校タル職員ノ件 (達) 海軍第二百二十二號(六) 三三〇
- 明治二十八年達第九十八號(海軍參謀將校タル職員ノ件) 廢止 (達) 海軍第二百二十三號(六) 三三〇
- 府縣參事官典獄特別任用令廢止 [參事] (勅) 第三百四十七號(七) 五五三
- 地方官官制ニ依リ參事官二人ヲ置ク縣指定 (告) 內務第七十號(六) 三五四
- 市部會郡部會市部參事會郡部參事會ノ特別ニ關スル件 (勅) 第二百八十五號(六) 四二四
- 市部會郡部會及市部參事會郡部參事會ヲ設クヘキ府縣 (省) 內務第二十五號(六) 三九
- 裁判 [裁判] (法) 第二十號(三) 三
- 裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル件 (法) 第二十號(三) 三

- 領事官ノ職務ニ關スル件制定清國並朝鮮國駐在領事裁判規則廢止 (法) 第七十號(三) 二四八
- 帝國政府ト英國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅) 六月十日(六) 三七〇
- 帝國政府ト佛蘭西國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅) 六月三十日(七) 四六九
- 帝國政府ト白耳義國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅) 六月三十日(七) 四七〇
- 帝國政府ト伊太利國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅) 七月七日(七) 四九四
- 明治二十四年勅令第九十八號(行政裁判所長官評定官年俸ノ件) 中改正 (勅) 第三百三十六號(四) 一七八
- 明治二十三年勅令第一號(行政裁判所評定官及書記ノ定員並職務ノ件) 第一條中追加 (勅) 第三百五十五號(七) 五五九
- 行政裁判所長官評定官懲戒令 (勅) 第三百五十四號(七) 五五五
- 裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅) 第八十號(三) 一〇三
- 本島人並清國人ノ犯罪豫審ニ關スル件 (律) 第九號(五) 一一
- 明治二十九年律令第十號(外國人ニ關スル訴訟ノ裁判管轄ノ件) 廢止 (律) 第十八號(七) 二四
- 法院出張所裁判事務取扱開施ノ件 (憲府) 第二百二十九號(二) 一七五
- 東京地方裁判所管内區裁判所出張所廢置登記管轄區域表中改正 (省) 司法第一號(一) 二〇
- 東京地方裁判所管内區裁判所出張所廢置登記管轄區域表中改正 (省) 司法第六號(二) 四一
- 東京地方裁判所管内區商業登記事務取扱場所ノ件 (省) 司法第十六號(六) 三八五
- 東京地方裁判所管内區裁判所開廳ノ件 (告) 司法第十九號(四) 二四二
- 東京地方裁判所管内八丈島區裁判所管轄島出張所ノ登記事務取扱場所 (告) 司法第二十號(四) 二四三
- 東京地方裁判所管内新島區裁判所神津島出張所開廳セス (告) 司法第二十一號(四) 二四三
- 東京地方裁判所管内新島區裁判所神津島出張所開廳セス (告) 司法第二十五號(五) 二八九
- 橫濱地方裁判所管内橫須賀區裁判所管轄出張所改稱 (省) 司法第九號(三) 一三五
- 橫濱地方裁判所管内區裁判所出張所廢置登記管轄區域表中改正 (省) 司法第四十八號(七) 五八六
- 橫濱地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省) 司法第十八號(六) 三八五
- 新潟地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱並登記管轄區域表中改正 (省) 司法第三十八號(六) 四一〇
- 新潟地方裁判所管内區裁判所出張所廢置登記管轄區域表中改正 (省) 司法第四十八號(七) 五八六

- 浦和地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 浦和地方裁判所管内川越區裁判所出張所ノ登記事務ハ姑ク舊管轄廳ニ於テ取扱フ (告)司法第三十六號(九) 五八五
- 浦和地方裁判所管内川越區裁判所出張所開廳 (省)司法第四十五號(三) 七三八
- 千葉地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 千葉地方裁判所管内佐原區裁判所刑事事務取扱開始 (告)司法第二十六號(五) 二八九
- 宇都宮地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 宇都宮地方裁判所管内區裁判所出張所管轄及登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十九號(八) 六四五
- 宇都宮地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十號(六) 三六六
- 前橋地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 水戸地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 水戸地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第十九號(六) 三八六
- 静岡地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 静岡地方裁判所管内區裁判所出張所管轄及登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十九號(八) 六四五
- 静岡地方裁判所管内藤枝及吉原區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (告)司法第八號(三) 一四〇
- 長野地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱並登記管轄區域表中改正 (省)司法第八號(三) 一三三
- 長野地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十八號(七) 五八六
- 京都地方裁判所管内區裁判所出張所及登記管轄區域表中改正 (省)司法第四號(三) 三九
- 京都地方裁判所管内管轄並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十五號(一) 八二五
- 大阪地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五號(二) 四〇
- 大阪地方裁判所管内管轄及登記管轄區域表中改正 (省)司法第九號(三) 一三五
- 大阪地方裁判所管内大阪區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第十號(五) 二四七

- 大阪地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 大阪地方裁判所管内管轄並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十五號(二) 八二五
- 大阪地方裁判所管内法人及夫婦財產契約ニ關スル登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第五十七號(三) 八三三
- 大阪地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第十六號(六) 三八五
- 大阪地方裁判所管内大阪區裁判所出張所開廳 (告)司法第四十二號(二) 六七三
- 奈良地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 奈良地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十一號(六) 三八六
- 神戸地方裁判所管内區裁判所管轄中轉換 (省)司法第七號(三) 一三三
- 神戸地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 和歌山地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 和歌山地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十四號(六) 三八八
- 和歌山地方裁判所管内和歌山區裁判所市場出張所ノ登記事務取扱場所ノ件 (告)司法第三十四號(九) 五八五
- 天津地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 德島地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱並登記管轄區域表中改正 (省)司法第三十八號(六) 四一〇
- 德島地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 岡山地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 岡山地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十二號(六) 三八七
- 福井地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 金澤地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 金澤地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十三號(六) 三八七
- 高知地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 高知地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十五號(六) 三八八

- 高知地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第五十一號(八) 六五一
- 高松地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五一
- 鳥取地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十二號(八) 六五二
- 長崎地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 長崎地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第八號(三) 一三三
- 長崎地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 長崎地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 長崎地方裁判所管内區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第十八號(四) 二四二
- 長崎地方裁判所管内武生水區裁判所民事裁判事務取扱開始 (省)司法第四十四號(三) 七三七
- 佐賀地方裁判所管内武雄區裁判所多良出張所移轉改稱 (省)司法第二號(三) 二九
- 佐賀地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 佐賀地方裁判所管内區裁判所出張所移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十八號(三) 八三三
- 佐賀地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十六號(六) 五八九
- 佐賀地方裁判所管内區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第十八號(四) 二四二
- 佐賀地方裁判所管内伊萬里區裁判所裁判事務開始 (省)司法第三十一號(八) 五四四
- 福岡地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 福岡地方裁判所管内區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第十八號(四) 二四二
- 熊本地方裁判所管内區裁判所管轄中轉換 (省)司法第七號(三) 一三三
- 熊本地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 熊本地方裁判所管内區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第十八號(四) 二四二
- 熊本地方裁判所管内高瀬區裁判所裁判事務取扱開始 (省)司法第四十三號(二) 六七三
- 大分地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第八號(三) 一三三

- 大分地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 大分地方裁判所管内區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第十八號(四) 二四二
- 大分地方裁判所管内豆田區裁判所移轉 (省)司法第二十九號(七) 四六七
- 鹿兒島地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所管轄中轉換 (省)司法第七號(三) 一三三
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所出張所中不開廳ノ件 (省)司法第五號(三) 一三九
- 鹿兒島地方裁判所管内鹿屋區裁判所新築廳舎ニ移轉 (省)司法第七號(三) 一四〇
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所ノ裁判事務代理取扱ノ件 (省)司法第十八號(四) 二四二
- 宮崎地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十號(八) 六四六
- 宮崎地方裁判所管内區裁判所出張所移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第三十二號(六) 三九一
- 札幌地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 札幌地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 根室地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 根室地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 名古屋地方裁判所管内區裁判所出張所移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第八號(三) 一三三
- 函館地方裁判所管内區裁判所出張所移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十八號(三) 八三三
- 那覇地方裁判所管内宮古及八重山區裁判所開廳 (省)司法第三十七號(一〇) 六一七
- 函館地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 函館地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 青森地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第四十三號(七) 五七四
- 青森地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第三十二號(六) 三九一
- 札幌地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 札幌地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 根室地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二九
- 根室地方裁判所管内區裁判所出張所開廳ノ件 (省)司法第三號(三) 三四
- 名古屋地方裁判所管内區裁判所出張所移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第八號(三) 一三三

○名古屋地方裁判所管内新城區裁判所ノ裁判事務代理 取扱ノ件 (省)司法第九號(三) 一四〇	○岐阜地方裁判所管内區裁判所管轄中調換 (省)司法第七號(三) 一三三	○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十七號(七) 五八〇	○岐阜地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第四十四號(七) 五七九	○安濃津地方裁判所管内龜山區裁判所ノ裁判事務代理 取扱ノ件 (省)司法第十號(三) 一四〇	○仙臺地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十三號(七) 五七四	○仙臺地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十九號(六) 三九〇	○仙臺地方裁判所石巻支部姑ク豫審事務取扱ハス (省)司法第三十九號(二) 六七三	○福島地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十三號(七) 五七四	○福島地方裁判所管内管轄並登記管轄區域表中改正 (省)司法第五十五號(二) 八二五	○福島地方裁判所管内田島區裁判所定期裁判第一期開 廷期日 (省)司法第十七號(四) 二四二	○山形地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十三號(七) 五七四	○山形地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第三十號(六) 三九〇	○盛岡地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十三號(七) 五七四	○盛岡地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第三十一號(六) 三九〇	○秋田地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十三號(七) 五七四	○廣島地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十七號(七) 五八〇	○廣島地方裁判所管内庄原區裁判所ノ裁判事務代理取 扱ノ件 (省)司法第十二號(三) 一四〇	○山口地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十七號(七) 五八〇	○山口地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十七號(六) 三八九	○山口地方裁判所管内柳井區裁判所ノ裁判事務代理取 扱ノ件 (省)司法第四號(三) 一三九
---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--

○松江地方裁判所管内登記所廢止區裁判所出張所設置 並登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 二二九	○松江地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十七號(七) 五八〇	○松江地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第四十五號(七) 五七九	○松江地方裁判所管内區裁判所出張所開關ノ件 (省)司法第三號(三) 三四	○松江地方裁判所管内西條區裁判所ニ同地方裁判所支 部設置 (省)司法第十七號(六) 三八五	○松江地方裁判所管内區裁判所出張所設置並登記管轄 區域表中改正 (省)司法第四十七號(七) 五八〇	○松江地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第二十八號(六) 三八九	○松江地方裁判所管内商業登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第四十六號(七) 五七九	○松江地方裁判所管内今治區裁判所刑事裁判事務取扱 開始 (省)司法第三十號(七) 四六七	○[造船] 造幣局據置運轉資本增加 (法)第十一號(三) 一〇	○造幣規則第二條改正 (勅)第三十六號(三) 三六	○造幣地金及成貨受渡取扱順序第三條改正 (告)大藏第六十一號(二) 六六九	○[造兵] 海軍造兵廠條例表中改正追加 (勅)第二百十三號(五) 二六七	○海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生條例中追加 (勅)第八十一號(四) 二三〇	○海軍造兵生徒條例 (省)海軍第十號(四) 二三〇	○海軍造兵生徒規則 (勅)第二百十四號(五) 二六八	○海軍造船造兵職工郵便貯金規則 (省)海軍第十三號(五) 二四四	○海軍造船造兵職工郵便貯金規則 (達)海軍第五十七號(八) 三五四	○[造船] 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生條例中追加 (勅)第八十一號(四) 二三〇	○海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生規則中改正 (省)海軍第十號(四) 二三〇	○海軍造船工練習所規則第八條中改正 (達)海軍第二十六號(二) 二〇	○海軍造船工練習所教程中追加 (達)海軍第二十七號(三) 二〇	○海軍造船造兵職工郵便貯金規則 (達)海軍第五十七號(八) 三五四	○造船工務規程附屬第三號甲表改正 (達)海軍第七十一號(四) 一〇四
--	---	---	---	---	---	---	---	--	---------------------------------------	------------------------------	--	--	---	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	---	---	---------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------

- 明治三十一年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第七號(三) 三一
- 明治三十一年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第八號(三) 三一
- 明治三十一年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第十八號(三) 六四
- 明治三十一年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第三十七號(五) 二八
- 明治三十一年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十九號(六) 一五〇
- 明治三十二年度歳入科目表 (訓)大藏第十六號(三) 五四
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第二十一號(四) 七三
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第二十八號(四) 七七
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第三十三號(四) 七八
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第三十六號(五) 二七
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十三號(六) 一四八
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第四十七號(六) 一五〇
- 明治三十二年訓令第二十一號(明治三十二年度歳入科目表中追加)中改正 (訓)大藏第五十一號(七) 一八九

- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第五十四號(七) 一九一
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第五十五號(七) 一九二
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第五十六號(八) 二二二
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第六十一號(八) 二五七
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第六十四號(九) 二六二
- 明治三十二年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第六十八號(一〇) 三三四
- 陸軍省所管歳入歳出各局課擔任區分改正 (達)陸軍第百十八號(二) 四〇六
- 歳入歳出取扱規程中改正追加 (達)海軍第百三號(五) 二二六
- 歳入歳出取扱規程舊式中改正 (達)海軍第百二十一號(六) 三三〇
- 歳入歳出取扱規程第五十一條中刪除 (達)海軍第百四十一號(七) 二五七
- 歳出金月計對照表及歳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明ニ關スル仕拂命令官ノ取扱方準據ノ件 (訓)文部第八號(五) 三二二

- 歳出金及歳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明方ノ件 (訓)農商務第二十九號(六) 一六三
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第二十三號(五) 一二二
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目中追加 (訓)農商務第二十七號(五) 一四四
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目中追加 (訓)農商務第三十號(六) 一六三
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目中追加 (訓)農商務第三十九號(六) 二五九
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目中追加 (訓)農商務第四十一號(六) 二六〇
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目中追加 (訓)農商務第四十五號(一〇) 三三四
- 明治三十二年度歳出臨時部及森林資金歳入歳出科目中追加 (訓)農商務第四十九號(一二) 三七三
- 電柱敷地手當金仕拂ニ關シ送付スル歳出金月計對照表及歳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明取扱手續準據ノ件 (訓)逓信第五號(六) 一六七
- 商法施行法制定明治二十三年法律第三十二號商法第三編中改正同第六十號(債券ニ關スル件)廢止 (法)第四十九號(三) 附外

- 勸業債券ヲ保證金ニ使用ノ件 (勅)第四百三十三號(二) 七七八
- 千葉茨城兩縣間ニ於ケル縣財產處分ノ件 (訓)內務第十二號(五) 一一二
- 法人及夫婦財產契約登記取扱手續ヲ定メ法人及夫婦財產契約登記取扱規則ヲ廢ス (省)司法第十五號(五) 二九四
- 法人登記簿及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手續料ノ件ヲ定メ明治三十一年省令第十號(同件)ヲ廢ス (省)司法第三十四號(六) 四〇〇
- 大阪地方裁判所管内法人及夫婦財產契約ニ關スル登記事務取扱場所ノ件 (省)司法第五十七號(三) 八三三
- 法人及夫婦財產契約ニ關スル登記取扱手續準據ノ件 (省)第六十八號(八) 一〇三
- 法人及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本等請求手續料ノ件 (省)第八十五號(八) 一一七
- 社團財團ノ法人タルニ就キ許可認可ヲ經ハ半場合申請方 (省)內務第十號(四) 一七八
- 京都第百一十一國立銀行財團ノ分配執行ノ件 (告)大藏第六十五號(二) 七三三

○明治三十一年省令第十九號(學術教育ニ關スル社團、財團ヲ法人ト爲サントスルモノ及其既ニ法人タルモノハ地方長官ノ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要ス)廢止 (省)文部第二號(一) 三三	○陸軍監獄看守採用規則中改正削除 (省)陸軍第十七號(六) 三八三
○社團及財團ノ法人ニ關スル件 (省)農商務第一號(一) 三三	○陸軍砲臺監守採用 (省)陸軍第七號(一) 二
○ 〔材料〕 陸軍衛生材料廠條例改正 (勅)第四百十六號(一〇) 六六七	○陸軍砲臺監守採用 (省)陸軍第五十七號(六) 一九三
陸軍衛生材料廠條例並同廠編制表改正ニ依リ職名換稱ノ件 (達)陸軍第八號(一〇) 三八五	○臨時電信部建築工手採用規則 (達)陸軍第三十一號(一) 四三〇
衛生材料取扱規則 (達)陸軍第一百十號(一〇) 三八六	○海軍少主計候補生採用試驗規則 (省)海軍第十一號(四) 三三三
獸醫材料取扱規則 (達)陸軍第一百十一號(一〇) 三九一	○海軍少主計候補生採用 (告)海軍第十六號(五) 二八六
衛生材料獸醫材料取扱規則廢止 (達)陸軍第一百十二號(一〇) 三九四	○明治三十二年告示第十六號(海軍少主計候補生採用ノ件)中改正 (告)海軍第十八號(六) 三八五
鎮守府造船材料資金會計支出證明規程廢止 (達)會計検査院第一號(五) 二二八	○海軍少軍醫候補生採用 (告)海軍第五號(三) 三三
登記ニ關スル統計材料様式 (訓)司法第三號(一) 三三六	○海軍少軍醫候補生採用 (告)海軍第二十號(八) 五四四
○ 〔在監〕 在監人被服規則第四條改正 (達)海軍第三十二號(一〇) 三三	○主理試補採用ノ件 (告)海軍第二十八號(三) 七三七
臺灣監獄在監人菜代ノ件 (臺府)第十號(三) 二二	○海軍定期職工採用就業及滿期賜金給與規程第六條中改正 (省)海軍第九號(四) 三三〇
臺灣監獄在監人菜代改定 (臺府)第三十四號(三) 一九二	○海軍醫查及海軍監獄看守採用規則制定海軍監獄看守任用規則廢止 (達)海軍第八十六號(五) 二二六
○ 〔採用〕 巡查採用規則第一條中改正 (訓)內務第三十五號(一〇) 三三四	○高等女學校教員採用ニ關スル件 (省)文部第二十二號(三) 一四六
	○明治二十八年省令第二號(中學校教科用圖書採用ニ關スル件)同第四號(高等女學校教科用圖書採用ニ關スル件)廢止 (省)文部第二十四號(四) 三三四

○明治三十二年採用スル軍役志願者員數ノ件 (告)臺灣總督府第九十三號(一〇) 六六〇	○臺灣監獄在監人菜代改定 (臺府)第三百三十四號(三) 一四二
○ 〔採定〕 小學校教科用圖書採定ニ關スル件 (省)文部第三十號(五) 三〇三	○ 〔災害〕 災害準備基金特別會計法 (法)第八十一號(三) 二七〇
○ 〔採炭〕 新原採炭所官制中改正追加 (勅)第一百一號(三) 二二三	○災害土木費國庫補助規定 (勅)第一百六十號(四) 二〇八
○ 〔採取採掘〕 鑛業及砂礫採取業ニ關スル手数料ノ件制定明治二十七年勅令第百號(同件)廢止 (勅)第四號(一) 二	○災害土木費國庫補助規定施行細則 (省)內務第九號(四) 一七四
砂礫採取法施行細則改正 (省)農商務第四號(三) 九三	○ 〔山砲〕 七珊瑚山砲外部屬品標桿總率條修正 (達)陸軍第四十一號(五) 一〇九
鑛業砂礫採取業出願ニ關シ事實不判明ノ麻報告ノ件 (訓)農商務第十三號(三) 六八	○ 〔產物〕 國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂ニ關スル件制定 (勅)第三百六十三號(八) 五七二
○海軍炭礦採掘ノ請負及租憑炭礦採掘拂下隨意契約ノ件 (勅)第二百二十九號(六) 三三三	○國有林野及產物賣拂代金延納ノ件 (勅)第三百八十四號(九) 六二四
○ 〔再審〕 刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關スル件 (律)第二十六號(九) 三二	○國有林野及產物賣拂代金延納規則 (省)農商務第三十號(一) 八二五
臺灣總督府臨時法院ノ判決ニ對スル再審及非常上告ニ關スル件 (律)第二十七號(九) 三二	○國有林野及產物賣拂代金延納ニ關スル擔保取扱方 (訓)農商務第四十六號(二) 三六六
○ 〔菜代〕 臺灣監獄在監人菜代ノ件 (臺府)第十號(三) 二二	○國有林野及產物賣拂規則制定林產物公賣規程及官有森林原野及產物特賣規程廢止 (省)農商務第二十六號(八) 六八五

○ 國有林野及産物賣拂規則ニ關スル保證金取扱方 (訓)農商務第三十八號(八) 二五七	○ 陸軍用地ノ生産物ヲ賣渡ス下キ隨意契約ノ件 (勅)第二百六號(五) 二六二	○ 臺灣官有森林原野及産物特別處分令第一條中追加 (勅)第二百九十一號(六) 四一九	○ 官有森林原野産物賣渡及官有森林原野賣渡ニ用井ル 極印規則 (臺府)第十四號(三) 一五	○ 産婆規則 (勅)第三百四十五號(七) 五四〇	○ 産婆試驗規則 (省)內務第四十七號(九) 七七一	○ 産婆名簿登錄規則 (省)內務第四十八號(九) 七二二	○ 蠶業講習所所官制改正 (勅)第八十九號(三) 一一一	○ 蠶業講習所處務規程改正 (訓)農商務第十七號(四) 九四	○ 蠶業講習所ノ巡迴講話、蠶種配布、質問應答等ニ關ス ル事務取扱區域ノ件 (告)農商務第六十六號(七) 四七〇	○ 蠶業講習所位置及名稱 (告)農商務第六十一號(六) 四二八	○ 京都蠶業講習所事務ヲ本所ニ移ス (告)農商務第七十四號(八) 五五七	○ 蠶種検査法施行細則中改正加除 (省)農商務第六號(二) 一〇一	○ 蠶種検査法ヲ大阪ニ施行ス (告)農商務第十二號(三) 五一	○ 東京帝國大學農科大學ノ蠶種製造承認ノ件 (告)農商務第六號(二) 一三	○ 沖繩縣砂糖買上制度廢止 (法)第二十三號(三) 三六	○ 船舶損害事實查問規則 (達)海軍第七十五號(一〇) 三九九	○ 鐵道作業局官制第七條中改正 (勅)第二百四十四號(六) 三六三	○ 作業會計法第一條第二條中改正追加 (法)第十二號(三) 一一	○ 作業會計法中追加 (法)第三十號(三) 八一	○ 作業及鐵道會計規則中改正 (勅)第九十九號(三) 一三〇	○ 明治二十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依 リ要スル諸報告書帳簿等書式)中改正 (省)大藏第七號(三) 一一七	○ 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓)大藏第二十二號(四) 七三	○ 作業及鐵道會計支出證明規程廢止 (達)會計検査院第一號(五) 二二八	○ 建築、河川改修、鐵道建設、鐵道作業及電信線並電話線 架設ニ關スル竣工明細書樣式 (達)會計検査院第四號(七) 二七五
---	---	---	---	-----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---	------------------------------------	---	--------------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	---	---	---	--

○ 東京美術學校學科中塑造科ヲ置ク (告)文部第六十號(五) 二九四	○ 國有土地森林原野下戻法 (法)第九十九號(四) 三三五	○ 臨時林野下戻處分調査ニ關スル職員ノ件 (勅)第五百五十一號(四) 一九八	○ 國有土地森林原野下戻法ニ依リ下戻シタル土地ノ登 記ニ關スル手續ヲ地方廳取計ノ件 (訓)內務第三十三號(一〇) 三四一	○ 國有土地森林原野下戻申請手續 (省)農商務第八號(四) 二三八	○ 林野下戻審査委員規則制定林野官民有區分調査會組 織及調査方法廢止 (訓)農商務第二十六號(五) 一四三	○ 日本國及希臘國間修好通商航海條約 (勅)十月十一日(一〇) 六四五	○ 貴族院子爵議員補選選舉 (詔)五月二十九日(五) 七	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)一月十六日(一) 一	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)二月十日(二) 三	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月二十五日(三) 五	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月三十日(三) 五	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)八月二十三日(八) 一一	○ 議院法第十九條中改正 (法)第百號(四) 三三六	○ 議院建築調查會規則 (勅)第五百十九號(四) 二〇七	○ 帝國議會會期延長 (詔)二月二十八日(三) 三	○ 帝國議會召集 (詔)十月三日(一〇) 一三	○ 帝國議會開會 (詔)十一月二十日(二) 一五	○ 帝國議會開院式日 (告)宮內第五號(二) 六六五	○ 貴族院子爵議員補選選舉 (詔)五月二十九日(五) 七	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)一月十六日(一) 一	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)二月十日(二) 三	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月二十五日(三) 五	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月三十日(三) 五	○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)八月二十三日(八) 一一
---------------------------------------	----------------------------------	---	--	--------------------------------------	---	--	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

- 明治三十一年勅令第百七十號(衆議院議員選舉取締ニ關スル罰則)失效ノ件 (勅)第四十二號(三) 四七
- 北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル件 (法)第百九號(二) 三五五
- 府縣會議員及郡會議員選舉ニ關スル罰則 (勅)第三百七十七號(八) 五九八
- 府縣會議員選舉人名簿ニ關スル件 (勅)第二百二十六號(六) 三三八
- 島嶼ノ府縣會議員選舉人名簿ニ關スル件 (勅)第二百二十七號(六) 三三九
- 府縣會議員ノ配當ニ關スル件 (省)內務第十七號(五) 二二六
- 郡會議員ノ配當ニ關スル件 (省)內務第十八號(五) 二二六
- 府縣會議員選舉投票ニ關スル件 (省)內務第十九號(五) 二二六
- 郡會議員選舉ニ關スル件 (省)內務第二十號(五) 二二七
- 府縣會及郡會議員ノ選舉權等ニ關スル納稅届出ノ件 (省)內務第三十一號(七) 五二五
- 府縣會及郡會議員選舉員數ノ標準人口ノ件 (告)內務第五十九號(五) 二八〇
- 高等教育會議議員補選選舉ノ件 (告)文部第百十九號(九) 五八八
- 高等教育會議議員互選人名 (告)文部第百二十一號(九) 五八八

- 帝國政府ト佛蘭西國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅)六月三十日(七) 四六九
- 帝國政府ト白耳義國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅)六月三十日(七) 四七〇
- 帝國政府ト伊太利國政府トノ間ニ締結セル裁判管轄權ニ關スル議定書 (勅)七月七日(七) 四九四
- 定時間外ニ服業シタル技手ニ日額給與ノ件 (勅)第四百四十八號(三) 七六五
- 定時間外服業ノ技手ニ給與日額ノ件 (達)海軍第百九十七號(三) 四七四
- 專賣局官制施行ノ際ニ於ケル葉煙草專賣所屬及技手ニ關スル件 (勅)第百七十六號(四) 二二六
- 明治三十一年勅令第百七十五號(度量衡定期檢定ニ要スル臨時技手ノ件)廢止 (勅)第四百三十九號(二) 七三七
- 海軍技術會議條例第六條改正 (勅)第七十號(三) 九〇
- 明治二十三年勅令第百八十六號(技術官ノ休職ニ關スル件)廢止 (勅)第六十二號(三) 七一

○ 明治二十四年勅令第九十八號(行政裁判所長官評定官年俸ノ件)中改正 (勅)第百三十六號(四) 一七八

- 行政裁判所長官評定官懲戒令 (勅)第三百五十四號(七) 五五五
- 明治二十三年勅令第百一號(行政裁判所評定官及書記ノ定員並職務ノ件)第一條中追加 (勅)第三百五十五號(七) 五五九
- 行政訴訟豫納金手續改正 (告)行政裁判所第一號(四) 二七六
- 行政訴訟豫納金手續第二條改正 (告)行政裁判所第二號(二) 二七四
- 島嶼ニ於ケル府縣行政特例ニ關スル件 (勅)第二百二十八號(六) 三三一
- 明治二十九年勅令第百三十五號(河川ニ關スル行政監督ノ件)第二條中追加 (勅)第二百八十七號(六) 四二六
- 府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セザル事項ニ關スル件 (勅)第三百十五號(六) 四五二

- 金庫位置及出納區域表中改正刪除 (告)大藏第十九號(四) 二八
- 金庫位置及出納區域中改正 (告)大藏第五十六號(二〇) 六一
- 臺灣各金庫開庫時間改正 (告)大藏第十五號(三) 二二八
- 京都本金庫所屬八幡支金庫移轉 (告)大藏第三號(三) 二九
- 京都本金庫所屬舞鶴支金庫移轉 (告)大藏第五十九號(二) 六六九
- 名古屋本金庫所屬豐橋支金庫移轉 (告)大藏第四十三號(七) 四六六
- 福島本金庫所屬須賀川支金庫移轉 (告)大藏第五十七號(二〇) 六二二
- 金澤本金庫所屬七尾支金庫移轉 (告)大藏第五十三號(九) 五七七
- 佐賀本金庫所屬龜木支金庫移轉 (告)大藏第二十八號(五) 二八四
- 佐賀本金庫所屬武雄支金庫移轉 (告)大藏第三十六號(六) 三六五

- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓)大藏第二十二號(四) 七三
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程書式中加除 (訓)大藏第十二號(三) 三九
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正追加 (訓)大藏第五十二號(七) 一八五
- 債主ノ現金領收證書ヲ會計檢査院ニ提出セザル場合金庫出納役證明ノ件 (訓)大藏第四十號(五) 二一九

- 金銀地金精製及品位證明規則第九條改正 (勅)第三十七號(三) 三七
- 金銀地金精製及品位證明取扱順序第二條中改正 (告)大藏第二十二號(四) 三三

○新貨條例發布以前ノ舊金銀貨幣ハ國庫ニ於テ之ヲ收
入セス (省)大藏第三十九號(六) 六三六

〔金貨〕

○艦團部隊金銀出納規程第十九條中加除 (達)海軍第百十四號(六) 二〇四

○艦團部隊金銀出納規程第十四條改正 (達)海軍第百七十三號(〇) 三九九

〔銀行〕

○農工銀行法中追加 (法)第三十三號(三) 八四

○臺灣銀行法中改正 (法)第三十四號(三) 八五

○臺灣銀行補助法 (法)第三十五號(三) 八六

○銀行條例第九條第十條改正 (法)第五十二號(三) 一四八

○銀行條例施行細則 (省)大藏第二十四號(六) 三三八

○銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ノ件 (法)第五十三號(三) 一五〇

○明治三十二年法律第五十三號(銀行ニ關スル法律ニ
定メタル過料ノ件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十九號(六) 四二七

○兌換銀行券條例第二條中改正 (法)第五十五號(三) 一五四

○日本銀行納稅ニ關スル件 (法)第五十六號(三) 一五五

○北海道拓殖銀行法 (法)第七十六號(三) 二五九

○外國會社又ハ外國人新條約實施後銀行營業ヲ繼續セ
ントスルモノ認可申請手續 (省)大藏第三十號(六) 三六一

○兌換銀行券五圓券改造 (告)大藏第十號(三) 二二四

○兌換銀行券拾圓券改造 (告)大藏第五十一號(九) 五七三

○銀行紙幣燒棄ノ件 (告)大藏第十六號(四) 二二八

○京都第百一十一國立銀行財團ノ分配執行ノ件 (告)大藏第六十五號(二) 七三三

○政府ヨリ現金前渡ヲ受ケタル銀行仕拂證明規程制定
國債元利金仕拂證明規程及政府紙幣交換基金鋪店銀
行紙幣交換基金仕拂證明規程廢止 (達)會計検査院第三號(五) 一五二

〔銀貨〕○クノ部貨幣ノ項ニ載ス

〔勸務〕

○軍艦職員勤務令第一章中改正加除 (達)海軍第十七號(二) 一一

○軍艦職員勤務令中創除 (達)海軍第百七十四號(〇) 三九九

○四等水兵及機關兵艦船乘組日數ヲ海上勤務ニ算入ノ
件 (達)海軍第百九十六號(二) 四七四

〔歸嫁〕

○皇子女王殿下東園基愛ニ歸嫁ス (告)宮内第四號(九) 五六五

〔歸化〕

○外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲サントスル者及歸化ヲ爲
シ又ハ國籍ヲ回復セントスル者出願方ノ件 (省)內務第五十一號(九) 七二六

〔機動〕

○軍事費機動費取扱規程中改正追加 (達)海軍第百十三號(六) 二〇三

〔機密〕

○陸軍機密圖書取扱規則制定陸軍秘密圖書取扱規則廢
止 (達)陸軍第七十號(七) 二四〇

〔機關〕

○海軍機關術練習所條例中改正創除 (勅)第三百三十二號(七) 四八四

○海軍機關術練習所條例中追加 (勅)第四百五十一號(二) 七六七

○海軍機關術練習所規則改正 (達)海軍第六十五號(三) 七九

○海軍機關術練習所規則中改正加除 (達)海軍第百三十五號(七) 二五一

○海軍機關術練習所教程廢止 (達)海軍第七十九號(四) 一〇七

○機關術、船匠術及鍛冶術練習生換稱ノ件 (達)海軍第百三十六號(七) 一三五

○機關士短教程廢止 (達)海軍第八十號(四) 一〇七

○四等水兵同機關兵寬役停年最下期限ノ件 (達)海軍第百六十一號(九) 三三二

○四等水兵及機關兵艦船乘組日數ヲ海上勤務ニ算入ノ
件 (達)海軍第百九十六號(二) 四七四

〔器械〕

○裝飾及別毛器械制式中及定數表改正 (達)陸軍第百二十號(二) 四二一

○麵包器械工及麵包夫服業時間表 (達)海軍第五十七號(三) 六四

〔器具〕

○要塞火工器具制式 (達)陸軍第十一號(三) 一五

〔騎銃〕

○三十年式騎銃制式 (達)陸軍第九十二號(九) 三六九

○三十年式騎銃使用法草案 (達)陸軍第百五十五號(二) 四六六

○三十年式步兵銃及騎銃保存法 (達)陸軍第百五十號(二) 四六六

〔旗章〕

○水上警察旗製式 (勅)內務第二十七號(七) 一七二

〔徽章〕

○明治二十九年勅令第三十二號(臺灣守備隊將校以下
徽章)改正 (勅)第三十三號(三) 三四

○臺灣守備步兵大隊ニ於ケル射擊徽章附與箇數ノ件 (達)陸軍第七十七號(六) 三四三

〔記章〕

○從軍記章褫奪及佩用停止取扱手續ニ關スル件 (勅)第三百九號(六) 四八八

○明治二十九年閣令第三號(從軍記事ノ撰奪及佩用停止ノ取扱手續ニ關スル件)廢止 (閣)第四號(五)

○明治二十八年告示第十七號(海軍部内ニ於テ佩用スル記章圖式)中追加 (告)海軍第四號(三) 三三

〔氣象〕

○中央氣象臺官制中改正 (勅)第四百四號(三) 二二五

○中央氣象臺氣象通報規程中改正 (省)文部第十七號(三) 一四四

〔汽車汽船〕

○發光信號燈用送風機及氣蓄罐ヲ廢ス (達)海軍第八十號(一〇) 四〇三

○汽車汽船)〇テノ部鐵道セノ部船舶ノ項ニ載ス

〔汽走〕

○軍艦汽走速方規則第一條第二條中改正 (達)海軍第十一號(一) 一〇

〔生絲〕

○生絲検査所官制第六條中改正 (勅)第七號(二) 五

○生絲検査所法施行細則離形中改正 (省)農商務第二號(二) 三三

○神戸生絲検査所移轉 (告)農商務第二十四號(三) 一四六

〔寄留寄寓〕

○大阪市西區戶籍役場保管ノ寄留簿燒失ノ件 (告)司法第二十三號(五) 二八八

○兵庫縣掛保郡太市村役場保存ノ出入寄留簿燒失ノ件 (告)司法第三十三號(九) 二八五

○茨城縣行方郡秋津村役場備付ノ出入寄留簿燒失ノ件 (告)司法第十六號(四) 二四一

○福井縣大野郡鹿谷村役場備付ノ出入寄留簿燒失ノ件 (告)司法第三十八號(二) 六七二

○石川縣羽咋郡福浦村役場備付ノ出入寄留簿燒失ノ件 (告)司法第二十八號(六) 三八七

○石見國安濃郡長久村役場備付ノ出入寄留簿燒失ノ件 (告)司法第十四號(四) 二四一

○臺灣ニ寄留スル内地人ノ寄留及出產死亡等ニ關スル届出方 (達)府第八十八號(八) 二一八

○明治三十年府令第十七號(備入外國人ヲ雜居地區域外ニ寄寓セシムル出願ノ件)廢止 (達)府第六十二號(八) 九九

○明治二十三年勅令第二百八十六號(技術官ノ休職ニ關スル件)廢止 (勅)第六十二號(三) 七一

○海軍武官待命休職停職者心得 (達)海軍第八十二號(二) 四三九

○海軍武官待命休職條例廢止 (達)海軍第八十二號(二) 四四〇

〔休暇休業〕

○諸官員暑中休暇ノ件 (達)内閣七月五日(七) 二二七

○韓國在勤陸軍文官及陸軍省雇員請願休暇ノ件 (達)陸軍第五十五號(一) 四〇五

○尋常中學校ニ於テ一箇月以上臨時休業セントスルトキハ認可ヲ受クルヲ要ス (省)文部第四號(三) 四四

〔給與〕

○陸軍給與令中改正 (勅)第八十四號(三) 一〇六

○陸軍給與令改正 (勅)第二百二十二號(六) 二七五

○陸軍給與令中改正追加 (勅)第四百四十三號(二) 七四〇

○陸軍給與令細則第六章中改正追加 (達)陸軍第三十二號(三) 四六

○陸軍給與令細則改正 (達)陸軍第五十號(六) 一六七

○陸軍給與令細則中改正追加 (達)陸軍第三百三十八號(二) 四二八

○屯田兵給與令改正 (勅)第二百二十三號(六) 三二五

○屯田兵給與令中改正追加 (勅)第四百四十四號(二) 七六〇

○屯田兵給與令細則第十四條改正 (達)陸軍第九號(三) 一五

○屯田兵給與令細則改正 (達)陸軍第五十一號(六) 一八五

○屯田兵給與令細則第十三條改正 (達)陸軍第三百三十六號(二) 四二七

○臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正削除 (勅)第二百二十四號(六) 三三七

○臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正追加 (勅)第四百四十五號(二) 七六二

○臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正追加 (達)陸軍第四十九號(六) 一六五

○臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正追加 (達)陸軍第六十七號(七) 三二八

○臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正追加 (達)陸軍第三百三十九號(二) 四三三

○韓國駐劄陸軍部隊給與ノ件 (勅)第二百二十五號(六) 三三八

○韓國駐劄陸軍部隊給與ニ關スル件 (達)陸軍第六十六號(七) 三三七

○明治三十二年陸軍第六十六號(韓國駐劄陸軍部隊給與ニ關スル件)中改正追加 (達)陸軍第三百三十七號(二) 四二八

○陸軍士官下士一等級給與内則第一條中追加 (達)陸軍第四號(二) 一

○陸軍士官及准士官下士一等級給與内則改正 (達)陸軍第四十八號(六) 一六二

○陸軍士官及准士官下士一等級給與内則第二條中削除 (達)陸軍第七十二號(七) 二四二

○陸軍武官増俸給與規程制定陸軍士官及准士官下士一等級給與内則廢止 (達)陸軍第二百二十三號(二) 四二四

○陸軍諸給與ニ係ル法令ニシテ施行期日ノ明記ナキモノハ官報登載ノ日ヨリ施行ス (達)陸軍第二十四號(三) 三一

○預金保管物及供託物金庫出納事務規程中追加 (訓)大藏第十二號(三) 三九	○葉煙草競争賣渡ニ關スル件 (勅)第四十五號(三) 五一
○預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正追加 (訓)大藏第五十二號(七) 一八五	○官舎改築工事請負競争者資格ノ件 (省)大藏第二十七號(六) 三五九
○關稅法及同施行規則ニ依ル供託受領證同出納簿書式 (訓)大藏第五十七號(八) 三三二	○大阪稅關ニ於ケル小蒸汽船供給競争者資格ノ件 (省)大藏第二十九號(六) 三六〇
○供託金ノ利足割合 (告)大藏第九號(三) 一三四	○神戸稅關新營工事竣船船購買ニ付キ競争者資格ノ件 (省)大藏第十八號(五) 二二九
○臺灣供託規則 (律)第十一號(六) 一四	○明治三十年省令第八號(長崎稅關木製小蒸汽船製造 ノ競争入札加入者資格ノ件)廢止 (省)大藏第二十三號(六) 三三七
○海軍兵器造修供給規則中改正削除 (達)海軍第三十號(三) 二	○臨時稅關工事部用外國製船船務器械供給競争者資格 ノ件 (省)大藏第四十五號(一〇) 七七八
○海軍兵器造修供給規則中改正追加 (達)海軍第六十六號(九) 三七四	○神戸稅務管理局及神戸稅務署廳舎新營工事請負競争 者資格ノ件 (省)大藏第三十三號(七) 五四三
○水路圖誌水路測器供給規則表中追加 (達)海軍第百號(五) 一三五	○名古屋稅務管理局及同稅務署廳舎新營工事請負競争 者資格ノ件 (省)大藏第四十四號(九) 七二七
○獎勵 (達)海軍第百五十四號(八) 三三三	○陸軍ニ於テ新造スル蒸汽船ノ製造請負競争者資格ノ 件 (省)陸軍第三十二號(一〇) 七六八
○艦隊司令官交際上外國人ノ饗應又ハ接待費處辨年額 明治二十二年達第二百二十六號(軍艦長外國人ノ饗 應又ハ接待費處辨月額ノ件)中追加 (達)海軍第百五十五號(八) 三三三	○明治三十年省令第七號(海軍下士卒被服裁縫請負) 競争者資格ノ件)廢止 (省)海軍第五號(三) 一三〇
○競争 (省)內務第三十七號(七) 五二五	○警備建築請負ノ競争加入者資格ノ件 (省)農商務第十號(五) 三三三
○利根川改修工事ニ要スル汽機汽鍋等供給競争者資格 ノ件 (省)內務第三十七號(七) 五二五	

○外國人居留地取締費ニ關スル巡查ノ給助金支給方ノ 件 (訓)內務第二十號(六) 一四七	○郵便切手及收入印紙賣下規則第十四條中改正 (省)遞信第三十二號(五) 三二二
○福州日本專管居留地取締費及同別約書 (告)外務第十二號(九) 五六五	○在清國及韓國本邦郵便局ニ於テ賣下(半)郵便切手ノ 件 (省)遞信第四十八號(二) 八二六
○廈門日本專管居留地取締費 (告)外務第十三號(二) 六六五	○參議院鐵五厘郵便切手ノ樣式及刷色改正 (省)遞信第六號(三) 一五四
○條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ 居住及營業等ニ關スル件制定明治二十七年勅令第百 三十七號(帝國內居住清國臣民ニ關スル件)廢止 (勅)第三百五十二號(七) 五五二	○七種郵便切手ノ樣式及刷色改正 (省)遞信第四十四號(九) 七三三
○條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ 居住及營業等ニ關スル件施行細則 (省)內務第四十二號(七) 五四三	○舊郵便葉書ニ五厘切手加貼使用ノ件 (省)遞信第六十五號(三) 一六〇
○[居宅拂] 郵便爲替金居宅拂規則 (省)遞信第五十一號(二) 八七	○郵便爲替細則中改正加除明治二十三年告示第四十一 號(郵便切手ヲ以テ郵便爲替料納付ノ件)同二十七年 告示第百六十號(至急電報ニ依ル電信爲替料ノ件)廢 止 (省)遞信第八十四號(三) 一七八
○郵便電信局郵便爲替金居宅拂取扱開始ノ件 (告)遞信第三百五十三號(二) 七二〇	○明治二十八年告示第百七十四號(青森鐵道ノ開闢旅客 切手通用期限ヲ一日トシ弘前ヲ下取驛トス)廢止 (告)遞信第三百二十三號(三) 九九〇
○脚本樂譜條例廢止 (法)第三十九號(三) 一〇五	○臺灣總督府郵便切手賣下人規則中改正加除 (臺府)第二十六號(四) 三三
○郵便切手及收入印紙賣下規則制定明治二十一年告示 (切手)	

〔漁業〕

○ 遼洋漁業獎勵法第三條第五條中改正 (法)第四十五號(三) 二二六

○ 明治三十年勅令第七十六號(遼洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁船ノ種類及船所並船舶乘組定員ノ件)第三條改正 (勅)第百二十六號(四) 一七〇

〔牛馬牛疫〕

○ 國有林野内ニ牛馬ノ放牧ヲ許可シタルトキ報告様式 (訓)農商務第三號(一) 九

○ 香港ニ於テ牛疫發生ニ付キ船舶検査ノ件 (告)農商務第二十七號(四) 二五二

ユノ部

〔融通念佛宗〕

○ 融通念佛宗事務取扱任命 (訓)内務第二號(三) 三

○ 融通念佛宗管長ノ事務取扱任命 (訓)内務第四十號(二) 三七二

メノ部

〔墨西哥〕

○ 明治三十二年省令第三號(墨西哥合衆國人民ノ國籍證明書規則)廢止 (省)外務第五號(七) 五二五

〔名譽職〕

○ 北海道區公民名譽職ヲ擔任セス又ハ執行セサル者處分ノ件 (省)内務第五十號(七) 七二五

〔名簿〕

○ 府縣會議員選舉人名簿ニ關スル件 (勅)第百二十六號(六) 三三八

○ 陸軍現役將校列次名簿編纂規則 (達)陸軍第百五十六號(三) 四六八

○ 海員名簿其他ノ書類ニ關シ認可申請場所ノ件 (告)遞信第百七十八號(六) 四三三

○ 産婆名簿登錄規則 (省)内務第四十八號(七) 七二二

〔命名〕

○ 軍艦命名ノ件 (達)海軍第十三號(一) 一一

○ 雜役船命名ノ件 (達)海軍第二十號(六) 二二九

〔命令〕

○ 河川法ニ依ル命令ノ件 (勅)第四百四號(一〇) 六五三

○ 河川法ニ依ル命令ノ件 (省)内務第十六號(五) 二三五

○ 河川法ニ依ル命令ノ件 (省)内務第二十二號(六) 三三三

○ 砂防法ニ依ル命令ノ件 (省)内務第三十九號(七) 五三九

○ 傳染病研究所ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)内務第五號(四) 七一

○ 海港検査所ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)内務第十一號(四) 七三

○ 警察監獄學校ニ於ケル検査官吏ノ命令其他取扱方ノ件 (訓)内務第十四號(五) 一一二

○ 醬油稅則施行細則及之ニ附隨スル府縣命令廢止 (省)大藏第四號(三) 一〇五

○ 地租條例施行細則及地租條例ノ施行ニ關シ府縣ニ於テ發シタル命令廢止 (省)大藏第十一號(四) 一八〇

○ 登錄稅法施行細則及登錄稅法ノ施行ニ關シ北海道府縣ノ發シタル命令廢止 (省)大藏第二十一號(五) 二四二

○ 要案地帶法施行ノ事務ニ關シ命令及協議ノ件 (達)陸軍第七十八號(八) 三四三

〔明細書〕

○ 建築河川改修、鐵道建設、鐵道作業及電信線並電話線架設ニ關スル竣工明細書様式 (達)會計検査院第四號(七) 二七五

〔免狀〕

○ 明治三十二年第十九號布告(西洋形船舶免狀ノ件)同十四年第十二號布告(西洋形船舶免狀ヲ要セサル船舶ノ件)廢止 (法)第四十六號(三) 一一八

○ 西洋形船舶水先免狀規則廢止 (法)第六十三號(三) 一七七

○ 登簿船免狀取扱規則第九條中改正 (省)遞信第十二號(四) 二三〇

○ 登簿船免狀取扱規則及明治二十六年省令第三號(西洋形船登簿船免狀下付出願方及其效用期限ノ件) (訓)大藏第三十二號(四) 七六

廢止

○ 海技免狀取扱規則第十條中改正 (省)遞信第十三號(四) 二二二

○ 海技免狀取扱規則改正 (省)遞信第四十七號(一〇) 七六九

〔免許〕

○ 食鹽敷免許地ノ新設移轉又ハ擴張ノ場合稟請ノ件 (訓)内務第三十二號(一〇) 三四一

○ 煙草製造又ハ葉煙草賣買ヲ營業セントスル者免許申請書提出ノ件 (省)大藏第二號(三) 一〇四

○ 公私立學校外國大學卒業生ノ教員免許ニ關スル規定 (省)文部第二十五號(四) 三三四

○ 公私立學校外國大學卒業生ノ教員免許ニ關スル規定中改正加除 (省)文部第四十二號(三) 八二二

○ 師範學校中學校高等女學校教員免許規則第一條中追加 (省)文部第三十六號(七) 五九二

○ 師範學校中學校高等女學校教員免許試驗施行ニ付キ願書差出方 (省)文部第七十六號(五) 二九八

○ 第二十八回歐陽第十八回蹄鐵工免許試驗舉行地及期 (告)農商務第五十七號(六) 四二五

○ 第二十九回歐陽第十九回蹄鐵工免許試驗舉行地及期 (告)農商務第九十九號(三) 七四二

〔免租〕

○ 免租地ヲ有租地ト爲スヲ許可シタルトキ通知方 (訓)大藏第三十二號(四) 七六

〔免幽閉〕

○特赦免幽閉假出獄申渡方式 (訓)内務第二十八號(七) 一七三

〔麵包〕

○麵包器械工及麵包夫服業時間表 (達)海軍第五十七號(三) 六四

〔棉火藥〕○クノ部火藥ノ項ニ載ス

ミノ部

〔民法〕

○失火ノ責任ニ關スル件 (法)第四十號(三) 一一三

○明治三十二年法律第四十號(失火ノ責任ニ關スル件) (法)第二百八十九號(六) 四二七

○臺灣人及清國人ニ民法第二百四十條第二百四十一條 (遺失物埋藏物所有權ノ件)適用ノ件 (律)第二十四號(八) 二九

〔民事〕

○民事統計年表様式中改正追加 (訓)司法第一號(一) 一

○外國人ニ關スル民事訴訟統計年表様式 (訓)司法第四號(二) 三五四

○長崎地方裁判所管内武生水區裁判所民事裁判事務取扱開始 (告)司法第四十四號(三) 七五七

○民事訴訟ニ就キ國ヲ代表スルノ件ヲ定メ明治二十五年省令第二號(同伴)ヲ廢ス (省)陸軍第十八號(六) 三八四

○臺灣樞密局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (達)府第七十三號(八) 一〇九

○林野下民審査委員規則制定林野官民有區分調査會組織及調査方法廢止 (訓)農商務第二十六號(五) 一四三

○稅務管理局見習員ニ關スル件 (勅)第五十五號(三) 六四

○林野整理支局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)農商務第九號(四) 三三〇

○民事訴訟ニ關スル件 (律)第一號(三) 一

○明治三十二年律令第一號(民事訴訟ニ關スル件)中改正 (律)第五號(四) 六

○本島人並清國人ニ刑事訴訟法民事訴訟法及其附屬法律適用ノ件 (律)第八號(三) 一〇

○明治三十二年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)中追加 (達)府第五號(三) 一〇

○明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)中追加 (達)府第四十三號(六) 五三

○明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)中追加 (達)府第六十六號(八) 一〇一

○臺灣樞密局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (達)府第七十三號(八) 一〇九

○林野下民審査委員規則制定林野官民有區分調査會組織及調査方法廢止 (訓)農商務第二十六號(五) 一四三

○稅務管理局見習員ニ關スル件 (勅)第五十五號(三) 六四

○明治三十年勅令第七十八號(葉煙草事實所見習員ニ關スル件)中改正削除 (勅)第七十七號(四) 三二七

〔身元〕○身元保證ハホノ部保證ノ項ニ載ス

○臺灣總督府三等郵便電信局長身元擔保ニ關スル件 (勅)第四十七號(三) 五六

〔水先〕

○水先法制定西洋形船水先免狀規則廢止 (法)第六十三號(三) 一七七

○水先法施行期日 (勅)第三百五十六號(七) 五六〇

○水先法施行細則 (省)遞信第三十三號(七) 六〇四

○水先人試驗規程 (省)遞信第三十四號(七) 六二〇

○水先人試驗執行場所及期日 (告)遞信第二百二十四號(八) 五五二

〔未開地〕○トノ部土地ノ項ニ載ス

シノ部

〔師團〕

○師團監督部條例中改正削除 (勅)第四百十五號(一〇) 六六六

○師團監督部服務規則中改正削除 (達)陸軍第二十八號(三) 四四

○演習及教育ノタメ近衛師團ニ召集スヘキ者ヲ定ム (達)陸軍第二十八號(三) 四四

〔衆議院〕

○明治三十一年勅令第七十號(衆議院議員選舉取締ニ關スル罰則)失致ノ件 (勅)第四十二號(三) 四七

〔司令〕

○旅團司令部條例中加除 (勅)第四百十四號(一〇) 六六五

○臺灣守備混成旅團司令部條例第十二條削除 (勅)第十七號(三) 一六

○聯隊區司令部條例中改正削除 (勅)第四百七號(一〇) 六五八

○警備隊司令部條例中改正削除 (勅)第四百八號(一〇) 六五九

○沖繩警備隊區司令部條例中改正削除 (勅)第四百九號(一〇) 六六〇

○要塞地帯法規定ノ要塞司令官ノ職務ニ關スル件 (勅)第三百五十八號(八) 五六一

○要塞地帯法及其附屬命令ニ規定スル要塞司令官ノ職務執行者ノ件 (告)陸軍第九號(八) 五四三

○要塞地帯法及其附屬命令ニ規定スル要塞司令官ノ職務執行者ノ件 (告)陸軍第十七號(二) 七三三

○要塞司令官服務規則中改正削除 (達)陸軍第四百十三號(三) 四四五

○旭川聯隊區司令部設置 (告)陸軍第一號(三) 二二八

○聯隊區司令部ノ位置 (告)陸軍第十八號(二) 七三三

○沖繩警備隊區司令部ノ位置 (告)陸軍第十九號(二) 七三四

○艦隊司令官交際上外國人ノ禮應又ハ接待費處辦年額

(達)海軍第五十四號(一) 三五三

〔司獄〕

○船舶司檢所官制中改正

(勅)第七十五號(三) 九五

○海軍局官制制定船舶司檢所官制及船舶司檢所管轄區域ノ件廢止

(勅)第二百六十三號(六) 三八七

○船舶司檢所支所設置ノ件

(告)選信第六十二號(六) 四二八

○船舶司檢所ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地追加

(告)選信第六十三號(六) 四二八

〔司獄〕

○臺灣總督府警察官及司獄官練習所ニ巡查及看守ヲ置クノ件

(勅)第四百號(一〇) 六四三

○臺灣總督府警察官及司獄官練習所練習生ノ俸給ニ關スル件

(勅)第四百一號(一〇) 六四四

○家祿賞典處分法施行法

(法)第八十四號(三) 二九七

○警察賞典規則

(勅)第四百二號(一〇) 六四四

○警察賞典規則施行細則

(省)內務第五十二號(一〇) 七五

○臺灣ニ於ケル關稅及專賣規則等違反申告者賞典ニ關スル件

(勅)第四百五十五號(三) 七七一

〔賞罰〕

○稅關監吏補賞罰規則中改正

(勅)第六十六號(四) 二二五

○海軍將校會審條例中改正

(勅)第二十七號(三) 二二五

〔將校〕

○陸軍將校服制中改正

(勅)第四百四十一號(二) 七三八

○明治二十九年勅令第三十二號(臺灣守備隊將校以下徵章)改正

(勅)第三十三號(三) 三三

○陸軍現役將校列次名簿編纂規則

(達)陸軍第五十六號(三) 四六八

○海軍將校分限令中削除

(勅)第六十六號(三) 八〇

○海軍高等武官准士官服役令制定明治二十二年勅令第四百十六號(海軍將校同相當官豫備後備服役年期)ノ件

(海軍軍人現役年限ノ件及海軍准士官服役令廢止 (勅)第六十八號(三) 八二

○海軍參謀將校タル職員ノ件

(達)海軍第二百二十二號(六) 三三〇

○明治二十八年達第九十八號(海軍參謀將校タル職員ノ件)廢止

(達)海軍第二百二十三號(六) 三三〇

○陸軍准士官下士一等給給與內則第一條中追加

(達)陸軍第四號(一) 一

○陸軍准士官及准士官下士一等給給與內則改正

(達)陸軍第四十八號(六) 一六二

○陸軍准士官及准士官下士二等給給與內則第二條中削除

(達)陸軍第七十二號(七) 二四二

○陸軍武官增俸給與規程制定陸軍准士官及准士官下士一等給給與內則廢止

(達)陸軍第二百二十三號(一) 四二四

○陸軍衛生部准士官適任證書付與規則改正

(達)陸軍第七十五號(七) 二四三

○陸軍管區表中改正近衛師管轄止ニ付キ本年召集ノ士官候補生地方幼年學校生徒志願者等検査ニ係ル師團長取扱方

(告)陸軍第二號(三) 二二八

○明治三十三年召集スヘキ士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試驗格等ノ件

(告)陸軍第十二號(一〇) 六二二

○海軍高等武官准士官服役令制定明治二十二年勅令第四百十六號(海軍將校同相當官豫備後備服役年期)ノ件

(海軍軍人現役年限年額ノ件及海軍准士官服役令廢止 (勅)第六十八號(三) 八二

○海軍准士官ノ分限ニ關スル件

(勅)第六十七號(三) 八二

○海軍上長官士官進級取扱規則第六條中改正

(達)海軍第五號(二) 六

○海軍上長官士官任用進級取扱規則第一條第二條中追加

(達)海軍第七號(六) 一六九

○海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正追加

(達)海軍第三號(二) 五

○海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正追加

(達)海軍第三百十號(七) 二四二

○海軍准士官下士卒任用進級試驗規則第三條中削除

(達)海軍第四號(一) 六

○海軍准士官下士卒任用進級試驗規則中改正追加

(達)海軍第十六號(二) 二二

○海軍准士官下士卒任用進級試驗規則第三條改正

(達)海軍第四十八號(七) 二六九

○准士官以上武官ノ診斷證書ニ關スル件

(達)海軍第七十七號(一〇) 四〇一

○海軍准士官下士文官志願者取扱内規

(達)海軍第一百十號(六) 二〇〇

○海軍准士官以上ノ武官判任以上ノ文官海軍懲罰令ニ依リ及軍人軍團違警罪即決例ニ依リ處分ヲ受ケタル者アルトキ届出ノ件

(達)海軍第九號(一) 八

〔上等兵〕

○陸軍各兵科下士上等兵教育教令

(達)陸軍第二百二十八號(二) 四一九

〔上陸〕

○明治三十一年府令第二十號(船乘業ヲ營ムタメ備入レタル外國人ヲ開港市場以外ニ上陸セシメントスルトキ出願ノ件)中改正

(達)府第六十一號(八) 九九

[上告]

- 刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關スル件 (律)第二十六號九 三一
- 臺灣總督府臨時法院ノ判決ニ對スル再審及非常上告ニ關スル件 (律)第二十七號九 三二

[常備]

- 陸軍常備團隊配備表 (達)陸達第八十七號九 三六五

[志願兵]

- 陸軍志願兵ノ項參看 (省)陸軍第六號三 一二九
- 陸軍志願兵身體檢查規則 (達)陸達第二十七號三 四三
- 陸軍志願兵身體檢查規則廢止 (達)陸達第二十七號三 四三
- 海軍志願兵條例制定海軍志願兵徵募規則廢止 (勅)第七十一號三 九〇

○ 海軍志願兵條例第五條中改正

- (勅)第四百四十七號(一) 七六四

○ 海軍志願兵徵募細則中改正

- (省)海軍第六號(三) 一三二

○ 海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加

- (省)海軍第七號(三) 一三三

○ 海軍志願兵身體檢查格例第二條中改正

- (達)海軍第八十四號(五) 二二二
- (省)海軍第十七號(一〇) 一五八

○ 軍役志願者規則

- 明治三十二年採用スヘキ軍役志願者員數ノ件 (告)臺灣總督府第九十三號(一〇) 六六〇

[輜重]

- 輜重軍彈藥大隊車並輓具制式改正 (達)陸達第七十四號七 二四二
- 下士用刀及輜重兵刀ノ第二級及長鈎革條ヲ廢ス (達)陸達第四百四十五號(二) 四六五

[市制]

- 明治三十三年省令第三號(市制町村制規定ノ人口調査告示ノ件)改正 (省)內務第五十八號(二) 八三三
- 明治二十一年告示第九十五號(市制町村制ニ於ケル直接稅ノ種目)中追加 (告)太政第四十七號(八) 五三〇

[市部]

- 市部會部會市部參事會部參事會ノ特例ニ關スル件 (勅)第二百八十五號(六) 四二四
- 市部會部會及市部參事會部參事會ヲ設クヘキ府縣 (省)內務第二十五號(六) 三三九

[市町村]

- 明治三十年勅令第九十五號(市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ノ件)中改正 (勅)第二百十九號(五) 二七三
- 府縣ニ於テ市町村ニ分賦シ得ヘキ費用ノ限度 (省)內務第二十九號(六) 三三七
- 明治三十年末調各地方市町村別現住人口表中更正 (告)內務第六十七號(六) 三五三

○ 明治三十年末調各地方市町村別現住人口表中更正

- (告)內務第七十五號(七) 四八八

○ 船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スヘキ者指定

- (省)遞信第二十六號(六) 五〇九

○ 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スヘキ者指定)中追加

- (省)遞信第四十號(九) 七三三

○ 市役所町村役場等海員雇入雇止公認事務ヲ海事局海務署ニ引繼ノ件

- (訓)遞信第三號(六) 一六六

[神宮]

- 神宮奉齋會設立ヲ許可シ神宮教ヲ解散ス (告)內務第九十九號(九) 五七〇

[神社、社寺]

- 官幣中社昇格及縣社ヲ國幣小社ニ加列ノ件 (告)內務第八十三號(七) 四六四

○ 靖國神社へ合祀人名

- (告)陸軍第四號(四) 三三四

○ 靖國神社へ合祀人名

- (告)陸軍第十三號(一〇) 六一四

○ 靖國神社へ合祀人名

- (告)海軍第十二號(四) 二三〇

○ 靖國神社例祭參拜等ニ關スル件

- (達)海軍第九十號(二) 四七一
- (勅)第三百六十一號(八) 五五六

○ 社寺保管林規則

- (告)內務第四十五號(四) 二二〇

○ 古社寺保存法ニ依リ特別保護建築物指定

- (告)內務第四十五號(四) 二二〇

○ 社寺教務所教務所設立廢合規則 (臺府)第四十七號七 七五

- 社寺廟宇等ノ建立廢止合併及移轉ハ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ要スル件 (臺府)第五十九號(七) 九八

[社團]

- 社團財團ノ法人タルニ就キ許可認可ヲ經ヘキ場合申請方 (省)內務第十號(四) 一七八

○ 明治三十一年省令第十九號(學術教育ニ關スル社團財團ヲ法人ト爲サントスルモノ及其既ニ法人タルモノハ地方長官ノ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要ス)廢止

- (省)文部第二號(二) 三三

○ 社團及財團ノ法人ニ關スル件 (省)農商務第一號(二) 三三

[宗教]

- 宗教ノ宣布者及堂宇會堂說教所ノ類設立廢止等ノ場合届出ニ關スル件 (省)內務第四十一號(七) 五四一

○ 一般ノ教育ヲ宗教外ニ特立セシムル件 (訓)文部第十二號(八) 二五七

[試補]

- 理事試補出願並實務修習及實務修習試驗規則中改正加除 (省)陸軍第二十八號(一〇) 七三〇
- 主理試補採用ノ件 (告)海軍第二十八號(三) 七三七

[試驗]

- 醫術開業試驗委員會制中加除 (勅)第九十二號(三) 一一四

明治三十二年 索引

シ

(神宮) (神社、社寺) (社團) (宗教) (試補) (試驗)

二九七

- 藥劑師試驗委員官制第十條中追加 (勅)第二百十號(五) 二六五
- 藥劑師試驗規則第四條改正 (省)內務第二號(一) 一
- 醫術開業試驗附屬病院設置 (告)內務第五十一號(四) 二二七
- 明治三十二年第二回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第五十三號(四) 二二七
- 明治三十三年第一回醫術開業試驗並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第八號(一) 六一
- 產婆試驗規則 (省)內務第四十七號(九) 七二
- 北海道廳鐵道書記試驗規則第一條中改正 (省)內務第三號(三) 一〇三
- 理事試補出願並實務修習及實務修習試驗規則中改正 (省)陸軍第二十八號(一〇) 七三〇
- 明治三十二年陸軍大學校入學初審並二再審試驗科目表 (達)陸軍第十二號(三) 一六
- 經理學校學生入學試驗格例中追加 (達)陸軍第三十九號(四) 一〇三
- 經理學校學生入學試驗格例中追加 (達)陸軍第四十二號(五) 一〇九
- 明治三十三年召募スヘキ士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試驗格等ノ件 (告)陸軍第十二號(一〇) 六二二
- 海軍筆記任用試驗規則第六條削除 (省)海軍第三號(一) 二二
- 海軍少主計候補生採用試驗規則 (省)海軍第十一號(四) 三二二
- 海軍准士官下士卒任用進級試驗規則第三條中削除 (達)海軍第四號(一) 六
- 海軍准士官下士卒任用進級試驗規則中改正追加 (達)海軍第十六號(一) 一二
- 海軍准士官下士卒任用進級試驗規則第三條改正 (達)海軍第四十八號(七) 二六九
- 明治三十二年召募ノ海軍兵學校生徒志願者學術試驗規格 (告)海軍第二號(三) 二九
- 明治三十二年召募ノ海軍機關學校生徒志願者學術試驗規格 (告)海軍第十號(四) 三三八
- 高速力試驗規則第十六條中改正 (達)海軍第十二號(一) 一〇
- 艦船造修試驗檢查規則中改正追加 (達)海軍第四十七號(三) 五四
- 艦船造修試驗檢查規則中改正追加 (達)海軍第七十五號(四) 一〇五
- 佐世保鎮守府ニ於テ試驗ノタメ大村灣口ニ妨害物沈置ニ付船舶ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十一號(四) 三二九
- 廣島控訴院ニ於テ公證人試驗執行 (告)司法第二號(三) 三三
- 師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗學科日時刻 (告)文部第十二號(三) 三三
- 第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定本試驗日時刻 (告)文部第五十九號(五) 二九〇

- 師範學校中學校高等女學校教員免許試驗施行ニ付キ願書差出方 (告)文部第七十六號(五) 二九八
- 師範學校中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時刻 (告)文部第四十三號(一〇) 六二〇
- 府縣農事試驗場國庫補助法 (法)第百二號(六) 三三九
- 府縣農事試驗場國庫補助法施行規則 (省)農商務第十九號(八) 六六一
- 農事試驗場官制中改正 (勅)第八十八號(三) 一一〇
- 府縣農事試驗場規程 (省)農商務第二十號(八) 六六二
- 府縣農事試驗場規程廢止 (訓)農商務第三十七號(八) 二五七
- 府縣水產試驗場規程 (省)農商務第二十二號(八) 六六六
- 地方水產試驗場及地方水產講習所規程廢止 (省)農商務第二十四號(八) 六七〇
- 特許代理業者試驗規則 (省)農商務第二十九號(一) 八二四
- 第二十八回鐵道工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第五十七號(六) 四四
- 第二十九回鐵道工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第九十九號(二) 七四二
- 水先人試驗規程 (省)遞信第三十四號(七) 六二〇
- 水先人試驗執行場所及期日 (告)遞信第二百二十四號(八) 五三三
- 海員試驗執行場所及期日ノ件 (告)遞信第八十五號(六) 四四四
- 視學官及視學特別任用令 (勅)第二百六十號(六) 三八四
- 明治三十年勅令第三百四十五號(文部省視學官圖書審查官及圖書審查官補任用ノ件)中削除 (勅)第二百六十一號(六) 三八六
- 小學校令中郡視學ニ關スル五箇條ノ規定廢止 (勅)第二百六十二號(六) 三八六
- 北海道廳府縣視學官俸給ノ件 (勅)第二百五十六號(六) 三八一
- 視學俸給ノ件 (勅)第二百五十七號(六) 三八二
- 明治三十年勅令第四百十號(地方視學設置ノ件)同第 二百二十五號(地方視學俸給ノ件)廢止 (勅)第二百五十八號(六) 三八五
- 地方官官制中郡視學ニ關スル規定施行ノ際ニ於ケル郡視學任用ノ件 (勅)第四百五十三號(三) 七六九
- 明治三十年勅令第七十六號(主任任用ニ關スル件)中追加 (勅)第七十八號(四) 三三八
- 主理試補採用ノ件 (告)海軍第二十八號(三) 七三七
- 海軍主計官練習所條例 (勅)第九十三號(五) 二四八
- 海軍主計官練習所條例別表中追加 (勅)第三百八十六號(九) 六二五

- 海軍主計官練習所規則制定海軍少主計候補生實務練習規則廢止 (達)海軍第九十一號(五) 二一八
- 海軍主計官練習所規則中追加 (達)海軍第九十號(七) 二五六
- 海軍主計官練習所規則中改正刪除 (達)海軍第五十九號(八) 三五六
- 海軍主計官練習所ノ醫務衛生事務管掌者ノ件 (達)海軍第一一號(五) 二二六
- 海軍少主計候補生採用試驗規則 (省)海軍第十一號(四) 二二二
- 海軍少主計候補生採用 (告)海軍第十六號(五) 二八六
- 明治三十二年告示第十六號(海軍少主計候補生採用ノ件)中改正 (告)海軍第十八號(六) 三六五
- 主計長交代ノトキ事務引繼ノ件 (達)海軍第五十號(三) 六〇
- 守衛備人被服規則中追加 (達)海軍第五十九號(三) 六五
- 守衛備人被服規則中追加 (達)海軍第八十一號(四) 一〇七
- 倉監
- 師範學校教諭助教諭會監訓導及書記ノ人員第三條中改正追加並ニ師範學校教諭助教諭訓導及書記ノ俸額第二條中改正 (省)文部第十五號(三) 一四二
- 明治三十二年法律第九十號同第九十一號ニ依リ國庫ニ收入スル倉監書記ノ納金整理科目ノ件 (訓)大藏第三十號(四) 七七

- 明治三十三年勅令第一百號(行政裁判所評定官及書記ノ定員及職務ノ件)第一條中追加 (勅)第三百五十五號(七) 五五九
- 外交官領事官書記生通譯生定員令廢止 (勅)第二百八十一號(六) 四二八
- 臨時沖繩縣土地整理事務局書記任用及俸給ニ關スル件 (勅)第八十三號(四) 二二三
- 裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅)第八十號(三) 一〇三
- 師範學校教諭助教諭會監訓導及書記ノ人員第三條中改正追加並ニ師範學校教諭助教諭訓導及書記ノ俸額第二條中改正 (省)文部第十五號(三) 一四二
- 明治三十二年法律第九十號同第九十一號ニ依リ國庫ニ收入スル倉監書記ノ納金整理科目ノ件 (訓)大藏第三十號(四) 七七
- 臺灣總督府法院判官檢察官及書記服制ニ關スル件 (勅)第三百二十四號(七) 四七五
- 臺灣總督府法院判官檢察官及書記服制施行期日 (達)府第六十號(八) 九九
- 北海道廳鐵道書記試驗規則第一條中改正 (省)內務第三號(三) 一〇三

〔書類〕

- 葉煙草專賣法犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件 (勅)第二百一十一號(五) 二六六
- 林野整理支局現金前渡官吏ヨリ會計検査院へ報告ノ書類林野整理局長經由ノ件 (訓)農商務第三十五號(七) 二二四
- 特許法意匠法及商標法施行細則ノ規定ニ依リ寄留郵便ヲ以テ書類提出ノトキ封筒ニ記載方 (省)農商務第六十二號(七) 四六九
- 鑛業條例施行細則ノ規定ニ依リ寄留郵便ヲ以テ書類提出ノトキ封筒ニ記載方 (省)農商務第六十三號(七) 四六九
- 商法第五百六十二條中ニ掲クル書類ノ件 (省)遞信第十九號(五) 三〇四
- 海員名簿其他ノ書類ニ關シ認可申請場所ノ件 (告)遞信第七十八號(六) 四三三
- 臺灣總督府ニ差出スヘキ願届書等地方廳經由ノ件 (達)府第十九號(四) 一九
- 署名
- 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件 (法)第五十號(三) 一三六
- 明治三十二年法律第五十號(外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件)施行期日 (勅)第三百二十七號(七) 四七六

〔律令〕

- 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル律令 (律)第十三號(七) 一七
- 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル律令施行期日 (達)府第六十九號(八) 一〇二
- 巡查
- 巡查看守俸給令中改正 (勅)第三百九十號(九) 六二八
- 清國及韓國在勤警部巡查任用及支給規則中改正追加 (勅)第八十五號(四) 二三六
- 清國及韓國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正 (省)外務第四號(四) 一七〇
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所ニ巡查及看守ヲ置クノ件 (勅)第四百號(〇) 六四三
- 巡查採用規則第一條中改正 (訓)內務第三十五號(〇) 三四一
- 巡查ノ服裝ニ關スル件 (訓)內務第十八號(六) 一四七
- 外國人居留地取締費ニ關スル巡查ノ給助金支給方ノ件 (訓)內務第二十號(六) 一四七
- 巡迴
- 警察講習所ノ巡迴講話、蠶種配布、質問應答等ニ關スル事務取扱區域ノ件 (告)農商務第六十六號(七) 四七〇
- 職員
- 在外公館職員定員令制定外交官領事官書記生通譯生定員令廢止 (勅)第二百八十一號(六) 四二八

- 在外公館職員官等制定外交官領事官及貿易事務官官等令廢止 (勅)第二百八十二號(天) 四九
- 傳染病研究所職員官等俸給ノ件 (勅)第九十四號(三) 二一六
- 警察監獄學校職員俸給令 (勅)第三百五十五號(四) 二〇四
- 海港檢疫所職員服制 (勅)第三百五十號(七) 五四五
- 專賣局職員特別任用令制定明治三十年勅令第七十九號(葉煙草專賣所職員任用ノ件)廢止 (勅)第七十五號(四) 三三五
- 臨時稅關工部部職員官等俸給ノ件 (勅)第二百八十八號(五) 二六四
- 葉煙草專賣所職員旅費支給方 (訓)大藏第二十五號(四) 七四
- 專賣局職員旅費支給方 (訓)大藏第三十四號(四) 七九
- 軍艦職員勤務令第一章中改正加除 (達)海軍第十七號(一) 二二
- 軍艦職員勤務令中削除 (達)海軍第七十四號(一〇) 三九九
- 海軍參謀將校タル職員ノ件 (達)海軍第二百二十二號(天) 三三〇
- 明治二十八年達第九十八號(海軍參謀將校タル職員ノ件)廢止 (達)海軍第二百二十三號(天) 三三〇
- 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正加除 (法)第九十號(三) 三三三
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料扶助料等ニ關スル件)中改正追加 (法)第九十一號(三) 三三六
- 明治二十五年勅令第十七號(府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正加除) (省)文部第二十七號(五) 二九八
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ニ關スル件(改正) (勅)第九十六號(五) 三三二
- 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則第一條中改正 (勅)第九十九號(五) 三三五
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料等ニ關スル件)ノ施行ニ關スル件制定同年勅令第九十九號(同件)廢止 (勅)第二百一號(五) 二五七
- 明治三十二年勅令第二百一號(公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行方ノ件)第二條中追加 (勅)第四百二十三號(二) 六八一
- 學校職員恩給審査規程第一條第九條中改正削除 (勅)第二百號(五) 二五六
- 文部省直轄諸學校職員定員第一條中改正追加 (勅)第一百八十八號(四) 一五〇
- 公立學校職員ト教官其他教育事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件 (勅)第四百五十六號(三) 七七一
- 公立學校職員ノ懲戒ニ關スル件 (勅)第三百四十九號(七) 五〇四
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正削除 (省)文部第二十七號(五) 二九八

- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料等ニ關スル件)施行ニ關スル規定 (省)文部第二十九號(五) 三〇一
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料等ニ關スル件)施行上準用訓令指定明治二十九年訓令第二號(同件)廢止 (訓)文部第七號(五) 三一一
- 臨時林野下戻處分調査ニ關スル職員ノ件 (勅)第五百一十一號(四) 一九八
- 郵便及電信局、在外郵便電信局郵便局、郵便爲替貯金管理所及電話交換局職員定員中改正 (勅)第四十九號(三) 五八
- 海員審判所職員定員及任用令中改正 (勅)第二百六十五號(天) 三九〇
- 商船學校職員俸給ノ件 (勅)第二百六十八號(天) 三九三
- 臺灣總督府職員服制中改正 (勅)第三百七十三號(天) 五九五
- 臺灣總督府職員官等俸給令中判任官俸給表改正 (勅)第八號(二) 六
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第三十號(三) 三〇
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第九十六號(三) 二一八
- 臺灣總督府職員加俸支給規則第一條中追加 (勅)第三百十二號(天) 四五〇
- 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令改正 (勅)第三百七十號(天) 五九〇
- 臺灣總督府師範學校職員官等俸給令 (勅)第九十八號(三) 三二二
- 臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令 (勅)第八十二號(三) 一〇五
- 臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令第二條改正 (勅)第三百一十一號(天) 四四九
- 臺灣總督府鐵道部職員官等俸給令 (勅)第四百二十七號(二) 七〇一
- 臺灣總督府職員官等俸給令 (勅)第五十二號(三) 六〇
- 臺灣總督府職員官等俸給令 (勅)第二百四十七號(天) 三六九
- 職名(職名)
 - 獨立歩兵大隊獨立野戰砲兵隊及獨立工兵中隊換稱ニ依リ職名換稱ノ件 (達)陸軍第七號(一〇) 三八四
 - 陸軍衛生材料廠條例並同廠編制表改正ニ依リ職名換稱ノ件 (達)陸軍第八號(一〇) 三八五
 - 軍馬補充部青野支部及大山派出部移轉改稱ニ依リ職名換稱ノ件 (達)陸軍第二百二十五號(二) 四一八
- 職工(職工)
 - 工場ニ於ケル賃傷届出或警察官吏陸檢及職工數患者數報告ノ件 (訓)內務第十九號(天) 一四七

○海軍定期職工採用就業及滿期賜金給與規程第六條中改正 (省)海軍第九號(四) 三三〇	○職工人夫給與規則第二條改正 (達)海軍第五十六號(三) 六四	○海軍造船造兵職工郵便貯金規則 (達)海軍第五十七號(八) 三五四	○職工用被服物品食與規程中追加 (達)海軍第七十號(四) 一〇三	○麵包器補工及麵包夫服業時間表 (達)海軍第五十七號(三) 六四	〔職務〕	○林區署長職務章程中改正 (訓)農商務第二十一號(四) 九六	○林野整理支局長職務章程 (訓)農商務第十八號(四) 九五	○林野整理支局長職務章程第四條中追加 (訓)農商務第四十七號(三) 三七二	〔處務〕	○土木監督署處務規程 (訓)內務第三十七號(二) 三四三	○鎮守府處務細則別表中改正追加 (達)海軍第五十五號(六) 二〇五	○蠶業講習所處務規程改正 (訓)農商務第十七號(四) 九四	○蠶業講習所處務規程 (訓)農商務第三十三號(六) 一六三	○蠶業講習所處務規程中追加 (訓)農商務第四十號(八) 二五九	○臨時蠶區講習處務規程 (訓)農商務第一號(二) 七	〔執務〕	○建築工場詰判任官以下執務時間ノ件 (達)海軍第九十八號(三) 四七五	〔從軍〕	○從軍記章稱號及佩用停止取扱手續ニ關スル件 (勅)第三百九號(六) 四四八	○明治二十九年閣令第三號(從軍記章ノ稱號及佩用停止ノ取扱手續ニ關スル件)廢止 (閣)第四號(六) 五	〔獸醫〕	○獸醫材料取扱規則 (達)陸軍第五十一號(一〇) 三九一	○衛生材料獸醫材料取扱規則廢止 (達)陸軍第五十二號(一〇) 三九四	○臨時獸醫備入手當金額改正 (訓)農商務第十四號(三) 六九	○獸疫預防法施行上臨時備入ル、獸醫ニシテ監督ノ任ニ當ル者手當金ノ件 (訓)農商務第十五號(三) 六九	○第二十八回獸醫第十八回蹄鐵工免許試驗舉行地及期 (告)農商務第五十七號(六) 四二五	○第二十九回獸醫第十九回蹄鐵工免許試驗舉行地及期 (告)農商務第九十九號(三) 七四二	〔獸疫〕	○臺灣獸疫預防規則 (律)第四號(四) 三	○臺灣獸疫預防規則施行細則 (達)府第三十六號(五) 四四
---	------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------	-----------------------------------	----------------------------------	--	-------------	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	-------------	--	-------------	--	---	-------------	---------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	---	--	--	-------------	--------------------------	----------------------------------

○臺灣獸疫預防規則施行細則第二十三條中改正 (達)府第一百八十八號(一〇) 一六三	○臺灣獸疫預防規則施行細則 (達)府第四十二號(六) 五三	○獸疫預防費用負擔區分 (達)府第三十七號(五) 四八	○獸疫預防規則ニ依リ撰設セル獸類ニ對シテ付スル手當金標準額 (告)臺灣總督府第五十三號(五) 三四四	○臺灣獸疫預防規則ニ依リ檢査施行ノ件 (告)臺灣總督府第五十九號(六) 四五四	○獸疫預防ニ關スル心得方進據ノ件 (告)臺灣總督府第百號(二) 七二〇	〔乘馬、飼養〕	○陸軍乘馬飼養條例第一條中追加 (勅)第三百七十九號(八) 六〇九	○明治二十九年陸軍第五百一十一號(乘馬本分者中乘馬ヲ飼養セシメサル者ノ件)中追加 (達)陸軍第四百一十一號(二) 四四四	○三十年式乘馬具鞍具制式ヲ定メ兵器取扱規則附表中改正 (達)陸軍第五十三號(六) 一九一	〔銃砲、銃器〕	○銃砲火藥類取締法制定銃砲取締規則及火藥取締規則廢止 (法)第六十六號(八) 三四九	○銃砲火藥類取締法施行規則 (勅)第三百六十六號(八) 三七五	○銃砲火藥類取締法施行細則 (省)內務第四十三號(八) 六三一	○銃砲火藥類取締法施行以前特許三條ノ火藥類制限并買入並貯藏特許證ノ書審申請ノトキ地方長官交付ノ件 (訓)內務第三十四號(三〇) 三四二	○銃砲商及火藥商定員 (告)內務第九十一號(八) 五二七	○銃砲火藥類取締法ニ據リ軍用銃砲ノ種類ヲ定メ (告)陸軍兩省八月五日(八) 五三〇	○明治十三年太政官達第二十二號(武官所有ノ軍用銃砲買取取扱規則)廢止 (勅)第三百八十號(九) 六二一	○砲兵工廠軍用銃及火藥類拂下手續ヲ定メ明治十八年達甲第十號同二十三年訓令甲第九號拂下火藥取扱ノ件ヲ廢ス (省)陸軍第二十三號(八) 六四一	○二十六年式拳銃使用法 (達)陸軍第五十四號(三) 四六六	○三十年式步兵銃空包制式 (達)陸軍第三十六號(四) 九三	○三十年式騎銃制式 (達)陸軍第九十二號(九) 三六九	○三十年式步兵銃及騎銃保存法 (達)陸軍第五十號(三) 四六六	○三十年式步兵銃帶革制式中改正 (達)陸軍第一號(一〇) 三八三	○三十年式步兵銃使用法草案 (達)陸軍第五十二號(三) 四六六	○銃器彈藥火藥買取順序及小銃並彈藥火具其他不用兵器種類拂下ノ件村田銃並彈藥品等拂下ノ件廢止 (達)陸軍第七十九號(八) 三四三
--	----------------------------------	--------------------------------	---	--	--	----------------	--------------------------------------	---	---	----------------	---	------------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------------	--	--	--	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--

〔銃獵〕

○銃獵許可期限 (警府)第百十二號(九) 一五六

〔狩獵〕

○狩獵法取扱手續第二條中改正 (訓)農商務第七號(三) 一七

〔射擊〕

○野戰砲兵射擊教範中改正 (達)陸達第七十六號(八) 三四三

○臺灣守備步兵大隊ニ於ケル射擊徽章附與箇數ノ件 (達)陸達第七十七號(八) 三四三

○軍艦射擊規則廢止 (達)海軍第三十三號(三) 二二

〔寫真〕

○寫真版權條例廢止 (法)第三十九號(三) 一〇五

○寫真二十種發賣頒布禁止 (告)內務第二十號(三) 二八

○寫真一種發賣頒布禁止 (告)內務第二十八號(三) 九八

〔獎勵〕

○航海獎勵法第五條第十九條中追加 (法)第九十六號(三) 三三一

○遠洋漁業獎勵法第三條第五條中改正 (法)第四十五號(三) 二二六

○明治三十年勅令第百七十六號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁獵ノ種類及場所並船舶乘組人員ノ件)第三條改正 (勅)第百二十六號(四) 一七〇

〔證書狀〕

○水難救護法制定船難報告並ニ船難證書授受手續廢止 (法)第九十五號(三) 三三三

○明治三十一年勅令第百三十三號(船難證書測定證書等ニ關スル件)廢止 (勅)第百四十二號(六) 三六二

○健全證書交付手續 (省)內務第四十號(七) 五四〇

○證書ニ捺印ノ押捺請求方 (省)大藏第五號(三) 一〇五

○明治二十三年省令第二十四號同三十年省令第十二號恩給扶助料及退職料受領ノ際其證書ニ生存證書添付ノ件ヲ廢ス (省)大藏第四十六號(〇) 七九

○債主ノ現金領收證書ヲ會計検査院ニ提出セザル場合 (訓)大藏第四十號(五) 二一九

○陸軍衛生部士官適任證書付與規則改正 (達)陸達第七十五號(七) 二四三

○要塞通信員及電燈使用員學術修得證書條形 (達)陸達第九十三號(八) 三六九

○跡鐵工下長適任證書附與規則中改正削除 (達)陸達第百四十二號(三) 四四四

○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證書式申改正 (達)海軍第百三十七號(七) 二五五

○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證書式申追加 (達)海軍第百九十四號(三) 四七三

○明治三十一年達第八十二號(學生生徒及練習生卒業證書授與式施行ノトキ所要費用定額)中追加 (達)海軍第百九十五號(二) 四七四

○公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ關スル登記取扱手續 (省)司法第十二號(五) 二六七

○船舶書入質ノ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ關スル登記取扱手續 (省)司法第三十六號(六) 四〇九

○海軍下士官旅行證書規則 (省)海軍第十二號(五) 二四二

○專賣局官吏検査又ハ取締ノ際携帶スヘキ證書樣式ヲ定メ明治三十一年省令第五號(葉煙草検査官吏ノ證書樣式)ヲ廢ス (省)大藏第二十號(五) 二四〇

○稅關官吏ノ證書樣式 (省)大藏第三十六號(一) 五五〇

○稅關官吏ノ證書樣式 (警府)第百二十號(二) 一六五

○印紙稅法制定證券印稅規則廢止 (法)第五十四號(三) 一五〇

○外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件 (法)第五十號(三) 一三八

○明治三十二年法律第五十號(外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件)施行期日 (勅)第百二十七號(七) 四七八

○外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル律令 (律)第十三號(七) 一七

○外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル律令施行期日 (警府)第六十九號(八) 一〇二

○金銀地金精製及品位證明規則第九條改正 (勅)第三十七號(三) 三七

○金銀地金精製及品位證明取扱順序第二條中改正 (告)大藏第二十二號(四) 三三三

○明治三十年勅令第百八十五號(協定稅率ノ便益ヲ受ケントスル輸入物品製造原產地證明ニ關スル件)廢止 (勅)第百十九號(六) 四四五

○明治二十二年省令第三號(墨西哥合衆國人民ノ國籍證明書規則)同二十七年省令第五號(布哇國人民ノ國籍證明ニ關スル件)廢止 (省)外務第五號(七) 五二五

○明治三十二年大藏省訓令第四十一號(歳出金月計對照表及歳出仕拂未濟繰越金支出月計對照表ニ係ル仕拂命令官證明ノ件) (訓)內務第十七號(五) 二二二

○清酒査定造石散ノ證明書ニ關スル件 (訓)大藏第四十六號(六) 二五〇

○債主ノ現金領收證書ヲ會計検査院ニ提出セザル場合 (訓)大藏第四十號(五) 二一九

○歳出金月計對照表及歳出仕拂未濟繰越金支出月計對照表ニ係ル仕拂命令官證明ノ件 (訓)大藏第四十一號(五) 二一九

〔樟腦〕

- 臺灣樟腦局官制 (勅)第二百四十六號(六) 三六八
- 臺灣樟腦局職員官等俸給令 (勅)第二百四十七號(六) 三六九
- 臺灣樟腦局事務官特別任用ノ件 (勅)第二百四十八號(六) 三六九
- 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則 (律)第十五號(七) 一八
- 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則 (陸府)第五十六號(七) 八六
- 臺灣樟腦及樟腦油製造規則制定官有林野及樟腦製造業取締規則中樟腦製造ニ關スル規定廢止 (律)第十六號(七) 三三
- 臺灣樟腦及樟腦油製造規則施行細則 (陸府)第五十七號(七) 九一
- 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則及臺灣樟腦及樟腦油製造規則施行期日 (陸府)第四十九號(七) 七九
- 樟腦及樟腦油輸出港灣指定 (陸府)第五十號(七) 八〇
- 樟腦局名稱位置及管轄區域 (陸府)第五十一號(七) 八〇
- 臺灣樟腦局民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (陸府)第七十三號(八) 一〇九
- 樟腦及樟腦油賠償金額 (告)臺灣總督府第六十九號(七) 五〇七
- 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則ニ依リ賣渡スヘキ樟腦油價格 (告)臺灣總督府第七十九號(八) 五六一

- 臺灣樟腦及樟腦油專賣規則ニ依リ賣渡スヘキ樟腦油價格改正 (告)臺灣總督府第九十八號(二〇) 六六一
- 〔所得稅〕○ノノ部租稅ノ項ニ載ス
- 〔身上〕
- 海軍下士卒身上取扱規則中改正追加 (達)海軍第二十九號(三) 三三
- 海軍下士卒身上取扱規則中改正追加 (達)海軍第一百一十一號(六) 二〇三
- 海軍下士卒身上取扱規則中追加 (達)海軍第四百二十二號(七) 二五七
- 海軍下士卒身上取扱規則中改正追加 (達)海軍第八十九號(三) 四七〇
- 〔身體〕○身體検査ハケノ部検査ノ項ニ載ス
- 〔人口〕
- 明治三十三年省令第三號(市町村制規定ノ人口調査告示ノ件)改正 (省)內務第五十八號(二) 八三三
- 府縣會及郡會議員選舉員數ノ標準人口ノ件 (告)內務第五十九號(五) 二八〇
- 明治三十年末調查各地方市町村別現住人口表中更正 (告)內務第六十七號(六) 三五三
- 明治三十年末調查各地方市町村別現住人口表中更正 (告)內務第七十五號(七) 四五八

〔進級〕

- 陸軍武官進級令中改正追加 (勅)第四百三十八號(二) 七三五
- 陸軍武官進級令中改正ノ結果辭令書ヲ用ヒサル件 (達)陸軍第三百三十號(二) 四三〇
- 陸軍武官進級取扱規則中改正 (達)陸軍第九十一號(九) 三六九
- 陸軍武官進級取扱規則中改正 (達)陸軍第三百三十二號(二) 四三三
- 二等階級工長縫工長靴工長進級ノ件 (達)陸軍第五百五十七號(三) 四六八
- 海軍高等武官進級條例中改正追加 (勅)第二十二號(三) 一八
- 海軍高等武官進級條例中改正 (勅)第六十九號(三) 八八
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則第六條中改正 (達)海軍第五號(二) 六
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則第一條第二條中追加 (達)海軍第七號(六) 一六
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正追加 (達)海軍第三號(二) 五
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正追加 (達)海軍第三百三十號(七) 二四五
- 海軍准士官下士任用進級試驗規則第三條中削除 (達)海軍第四號(二) 六

- 海軍准士官下士任用進級試驗規則中改正追加 (達)海軍第十六號(二) 三
- 海軍准士官下士任用進級試驗規則第三條改正 (達)海軍第四百八號(七) 二六九
- 海軍卒進級條例中改正追加 (達)海軍第四百七號(七) 二六八
- 海軍文官進級待遇取扱規則第六條中追加 (達)海軍第九十三號(三) 四七三
- 〔審判〕
- 特許局審判事務章程 (勅)第二百七十九號(六) 四一四
- 農商務省特許局兼任審判官官等ノ件 (勅)第二百三十八號(六) 三六〇
- 地方海員審判所管轄區域ノ件制定明治三十年勅令第三百九十號(同件)廢止 (勅)第二百六十四號(六) 三八九
- 〔審査〕
- 關稅訴訟審査委員會規則 (勅)第二百四十九號(六) 三七二
- 臺灣關稅及出港稅訴訟審査委員會規則 (勅)第三百八十七號(七) 六二六
- 學校職員恩給審査規程第一條第九條中改正 (勅)第二百號(五) 二五六
- 明治三十年勅令第三百四十五號(文部省關學官圖書審査官及圖書審査官補任用ノ件)中削除 (勅)第二百六十一號(六) 三八六

- 小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則第一條申改訂 (省) 文部第三十一號(六) 四二一
- 林野整理審査規則 (勅) 第七十九號(四) 三三八
- 林野下民審査委員規則制定林野官民有區分調査會組織及調査方法廢止 (訓) 農商務第二十六號(五) 一四三
- (信號)
- 信號練習生規則第四條第五條中削除 (達) 海軍第五十一號(七) 二七四
- 信號練習生規則中改正加除 (達) 海軍第六十三號(九) 三七三
- 發光信號燈用送風機及氣蓄罐ヲ廢ス (達) 海軍第八十號(一〇) 四〇三
- 新造及在來艦船ノ信號符字 (達) 海軍第八號(一) 七
- 奈良縣山邊郡丹波市町及宇陀郡神戶村ニ警報信號標設立 (告) 文部第二號(一) 九
- 和泉國岸和田町警報信號標柱破損 (告) 文部第二百二十二號(九) 五八九
- 和泉國岸和田町警報信號標修繕竣工 (告) 文部第六十四號(三) 七四一
- 愛知縣大濱町ニ警報信號標設立 (告) 文部第六十九號(五) 二九六
- 愛知縣知多郡小鈴谷村ニ警報信號標建設 (告) 文部第五十八號(三) 七三九
- 三河國田原町ニ警報信號標設立 (告) 文部第二十號(九) 五八八
- 埼玉縣浦和町ニ警報信號標設立 (告) 文部第七十一號(五) 二九六
- 茨城縣鎌田町ニ警報信號標設立 (告) 文部第二十九號(四) 二四五
- 岐阜縣高山町ニ警報信號標設立 (告) 文部第三十六號(四) 二四七
- 栃木縣足尾銅山礦業所内ニ警報信號標設立 (告) 文部第十號(一〇) 三三〇
- 秋田縣秋田市長町及由利郡本庄町警報信號標柱破損 (告) 文部第八號(三) 三四
- 秋田縣本庄町警報信號標修繕竣工 (告) 文部第三十二號(四) 二四六
- 秋田縣南秋田郡船川港町ニ警報信號標設立 (告) 文部第四十一號(一〇) 六一九
- 福井縣三方郡北西郷村早畑ニ警報信號標設立 (告) 文部第十一號(七) 三四
- 福井縣福井測候所内ニ警報信號標設立 (告) 文部第七十九號(六) 三八七
- 福井縣大野警察署内警報信號標燒失 (告) 文部第八十八號(六) 三八九

- 能登國珠洲郡小木村警報信號標柱修繕 (告) 文部第二百二十四號(九) 五八九
- 富山縣伏木町警報信號標修繕 (告) 文部第九十七號(八) 五四四
- 鳥取縣岩美郡網代村警報信號標廢止 (告) 文部第五十一號(二) 六七五
- 鳥取縣氣高郡赤谷村警報信號標破損 (告) 文部第五十九號(三) 七四〇
- 岡山縣岡山測候所内警報信號標柱修繕 (告) 文部第九號(三) 三四
- 岡山縣上道郡三輪村及淺口郡柏崎村ニ建設ノ警報信號標柱破損 (告) 文部第九十五號(七) 四六九
- 岡山縣上道郡三輪村及淺口郡柏崎村警報信號標修繕竣工 (告) 文部第五十五號(八) 五四六
- 備後國鞆町ニ警報信號標設立 (告) 文部第八十七號(六) 三八八
- 廣島縣尾道市警報信號標破損 (告) 文部第九十八號(八) 五四五
- 廣島縣尾道水上警察署内警報信號標修繕竣工 (告) 文部第四十七號(二) 六七四
- 山口縣熊毛郡上關村ニ警報信號標設立 (告) 文部第十六號(三) 一四二
- 山口縣特牛港及鶴江臺ニ警報信號標設立 (告) 文部第四十四號(四) 二四八
- 山口縣特牛港ニ設立ノ警報信號標實施延期 (告) 文部第五十七號(四) 二五二
- 和歌山縣新宮町警報信號標再築竣工 (告) 文部第三十八號(四) 二四七
- 和歌山縣東牟婁郡太地村ニ警報信號標設立 (告) 文部第五十三號(四) 二五〇
- 和歌山縣海草郡津村警報信號標柱破損 (告) 文部第十三號(九) 五八七
- 和歌山縣和歌山測候所内警報信號標柱破損 (告) 文部第十四號(九) 五八七
- 和歌山縣日高郡由良村警報信號標柱破損 (告) 文部第十六號(九) 五八七
- 和歌山縣田邊町警報信號標柱破損 (告) 文部第一百十八號(九) 五八七
- 和歌山縣和歌山測候所内警報信號標柱修繕竣工 (告) 文部第二十八號(一〇) 六一七
- 和歌山縣東牟婁郡勝浦村警報信號標柱破損 (告) 文部第二十九號(一〇) 六一七
- 和歌山縣御坊町警報信號標柱破損 (告) 文部第三十一號(一〇) 六一八
- 和歌山縣東牟婁郡三輪町村警報信號標柱破損 (告) 文部第三十八號(一〇) 六一九
- 德島市警報信號標柱修繕 (告) 文部第四十二號(四) 二四八

- 德島縣海部郡日和佐村ニ警報信號標設立 (告)文部第百三號(八) 五四五
- 德島縣那賀郡富岡村ニ警報信號標設立 (告)文部第百一十一號(九) 五八六
- 德島縣撫養町警報信號標柱破損 (告)文部第百十七號(九) 五八七
- 香川縣豐田郡觀音寺港ニ警報信號標設立 (告)文部第百十五號(三) 一四一
- 香川縣大川郡津田町ニ警報信號標設立 (告)文部第九十二號(七) 四六八
- 愛媛縣新居郡多喜濱村ニ警報信號標設立 (告)文部第七十二號(五) 二九六
- 福岡縣門司町ニ警報信號標設立 (告)文部第六號(一) 一〇
- 佐賀縣佐賀郡東川副村ニ警報信號標設立 (告)文部第百號(八) 五四五
- 佐賀縣西松浦郡西山代村ニ警報信號標設立 (告)文部第百十號(九) 五六六
- 宮崎縣兒湯郡美々津町ニ警報信號標設立 (告)文部第一號(一) 九
- 宮崎縣細島町警報信號標柱破損 (告)文部第百三十號(一〇) 六二七
- 宮崎縣油津町警報信號標柱破損 (告)文部第百三十六號(一〇) 六二八
- 宮崎縣油津町警報信號標修繕竣工 (告)文部第百五十七號(二) 七三九
- 鹿兒島縣鹿兒島市生産町警報信號標柱破損 (告)文部第百六號(八) 五四七
- 鹿兒島縣鹿兒島市生産町警報信號標修繕竣工 (告)文部第百三十五號(一〇) 六一八
- 十勝國十勝郡大津村ニ警報信號標設立 (告)文部第百五十三號(二) 六七五
- 打狗港ニ建設ノ警報信號標修繕竣工 (告)文部第百十九號(三) 九五
- 打狗港關背後ノ警報信號標破損 (告)臺灣總督府第八十二號(九) 六〇六
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百三十五號(三) 五八
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第七十八號(三) 一六六
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百四十一號(五) 三二一
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百八十三號(六) 四三四
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百二十號(七) 四八九
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百二十七號(一〇) 六二九
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百二十二號(一) 六八四
- 明治三十二年告示第百二十七號(船泊信號符字點附) (告)遞信第百三十三號(三) 七七三
- 附申創除 (告)遞信第百三十九號(三) 七七七
- 船泊信號符字點附 (告)遞信第百八十九號(三) 七七七
- 船泊信號符字點附 (告)臺灣總督府第五號(二) 二五

- 船泊信號符字點附 (告)臺灣總督府第二十三號(三) 九六
- 船泊信號符字點附 (告)臺灣總督府第二十八號(三) 二〇四
- 船泊信號符字點附 (告)臺灣總督府第四十一號(五) 三三一
- 船泊信號符字點附 (告)臺灣總督府第五十四號(五) 三四四
- 船泊信號符字點附 (告)臺灣總督府第百八號(二) 七三三
- [新年]
- 明治三十三年新年式 (告)宮内第七號(三) 七五
- 明治三十三年新年賀表ヲ葉山御用邸ニ差出サシム (送)宮内乙第一號(三) 四四三
- 年賀狀ニ到着日附印ヲ押捺セサル件 (告)遞信第百九十號(三) 七八〇
- [新聞]
- 新聞紙條例第六條中改正 (法)第五號(三) 六
- 明治三十二年法律第五號(新聞紙條例第六條中改正) (勅)第百八十六號(四) 二四〇
- 新聞紙ニ關スル屆書式 (告)内務第六十二號(六) 三四八
- 外國新聞電報規則中改正追加 (省)遞信第百十五號(四) 二二二
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省)遞信第百二十八號(六) 五一一
- 外國新聞電報規則第二條中追加 (省)遞信第百四十一號(九) 七三三
- 外國新聞電報規則中改正追加 (省)遞信第百五十二號(三) 八四二
- 准士官以上武官ノ診斷醫證ニ關スル件 (送)海軍第百七十七號(一〇) 四〇一
- [森林]
- 保管林保安林ハホノ部保管及保安ノ項ニ屬ス (サ)部造林ノ項參看
- 國有土地森林原野下戻法 (法)第九十九號(四) 三三五
- 國有土地森林原野下戻申請手續 (省)農商務第八號(四) 三三八
- 國有土地森林原野下戻法ニ依リ下戻シタル土地ノ登記ニ關スル手續ヲ地方廳取計ノ件 (訓)內務第三十三號(一〇) 三四一
- 森林資金特別會計法 (法)第八十六號(三) 三〇四
- 森林資金ノ收入支出ニ關スル件 (勅)第百二十三號(四) 一六九
- 北海道廳森林監守服制 (勅)第百九十四號(六) 四三〇
- 北海道廳森林監守給與品及食料品規則 (勅)第百九十五號(六) 四三五
- 北海道廳森林監守服裝帶劄並禮式ニ關スル規定準用 (訓)內務第二十一號(六) 一四七
- 官有森林原野及產物特別處分規則廢止 (勅)第百六十三號(八) 五七二
- 臺灣官有森林原野及產物特別處分令第一條中追加 (勅)第百九十一號(六) 四一九
- 官有森林原野產物賣渡及官有森林原野賣渡ニ用井ル極印規則 (臺灣府)第百十四號(五) 一五

○ 官有森林原野及產物特賣規程廢止 (省)農商務第二十六號(八) 六八五	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目表 (訓)農商務第四十九號(三) 三七三
○ 國有林事業豫定案編製規程 (訓)農商務第九號(三) 一八	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目表 (訓)農商務第五十號(三) 三七三
○ 明治二十四年訓令第十七號(森林施業ニ要スル諸案 簿表附錄)廢止 (訓)農商務第四十二號(九) 二七六	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第三十三號(六) 一六五
○ 明治三十二年度森林經費科目表 (訓)農商務第十六號(四) 八六	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第二十七號(五) 一四四
○ 明治三十二年度森林經費科目表中追加 (訓)農商務第三十三號(六) 一六五	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第三十號(六) 一六三
○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第三十九號(八) 二五九	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 中追加 (訓)農商務第四十一號(八) 二六〇
○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 表中追加 (訓)農商務第四十五號(九) 三三三	○ 明治三十二年度農出臨時部及森林資金歲入歲出科目 表中追加 (訓)農商務第四十五號(九) 三三三

○ 鐵業及砂鐵採取業ニ關スル手帳料ノ件制定明治二十 七年勅令第百號(向件)廢止 (勅)第四號(二) 二	○ 陸軍看護學修業生教科書第一編中改正 (達)陸軍第四百七十七號(三) 四六六
○ 砂鐵採取法施行細則改正 (省)農商務第四號(三) 九三	○ 權利收用ニ關スル件 (法)第七十二號(三) 二五二
○ 他人ノ掘採セル礦物ヲ買入レ製煉スル者又ハ砂鐵ヲ 製煉スル者アルトキ其一年工程報告書格式ヲ定メ明 治二十六年訓令第十六號(同上取扱方ノ件)ヲ廢ス (訓)農商務第六號(三) 一六	○ 明治二十八年訓令第四號(收稅署地租事務取扱規程) 廢止 (訓)大藏第二十七號(四) 七六
○ 鐵業砂鐵採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廉報告ノ件 (訓)農商務第十三號(三) 六八	○ 官吏遺族扶助法納金收入規則第一條第二條中追加 (勅)第六十號(三) 六七
○ 陸地測量部修技所生徒召集 (達)陸軍第十五號(三) 二六	○ 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序第六條改正 (訓)大藏第十四號(三) 五三
○ 陸地測量部修技所生徒臨時召集並志願者心得 (告)陸軍第十一號(九) 五七八	○ 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族 扶助料法納金收入規則第一條中改正 (勅)第九十九號(五) 二五五
○ 日本國及希臘國間修好通商航海條約 (勅)十月十一日(三) 六四三	○ 森林資金ノ收入支出ニ關スル件 (勅)第百二十三號(四) 二六九
○ 海軍造船廠ニ於テ海軍ニ關セサル船舶ノ入渠修理等 ノ施行廢止ノ件 (告)海軍第十四號(三) 二八六	○ 諸收入收納取扱規程中追加 (訓)內務第九號(四) 七二
○ 修好 (省)陸軍第二十八號(二) 七三〇	○ 諸收入收納取扱規程中追加 (訓)內務第十三號(五) 一一一
○ 修理 (省)陸軍第二十八號(二) 七三〇	○ 諸收入收納取扱規程中追加 (訓)內務第三十號(九) 二六一
○ 修習 (省)陸軍第二十八號(二) 七三〇	○ 諸收入收納取扱規程中追加 (訓)大藏第一號(二) 一

明治三十二年 索引 (砂防) (修業) (收用) (收稅) (收入) (收納)

- 督官收入官吏收入下検査官ノ件)中改正 (達)海軍第二十二號(三) 一八
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中追加 (達)海軍第九十七號(五) 二二三
- 明治三十年達第百二十六號(海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入測定官收入監督官收入官吏收入下検査官ノ件)中改正 (達)海軍第九十七號(五) 二二三
- 歳出金月計對照表及歳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明ニ關スル仕拂命令官ノ取扱方準據ノ件 (訓)文部第八號(五) 三三
- 林野整理支局長ニ仕拂命令委任 (訓)農商務第二十號(四) 九七
- 歳出金及歳出支拂未済繰越金支出月計對照表證明方ノ件 (訓)農商務第二十九號(六) 一六二
- 電信柱敷地手當金仕拂取扱順序中改正追加 (訓)逓信第二號(五) 一四五
- 電信柱敷地手當金仕拂取扱順序中追加 (訓)逓信第四號(六) 一六七
- 電信柱敷地手當金仕拂ニ關シ送付スル歳出金月計對照表及歳出仕拂未済繰越金支出月計對照表證明取扱方準據ノ件 (訓)逓信第五號(六) 一六七
- 仕拂證明規程制定現金前渡金仕拂證明規程及明治十七年達第七號(現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ證明ノキ仕拂計算書ノ件)廢止 (達)會計検査院第二號(五) 一四一
- 政府ヨリ現金前渡ヲ受ケタル銀行仕拂證明規程制定國債元利金仕拂證明規程及政府紙幣交換基金鎖店銀行紙幣交換基金仕拂證明規程廢止 (達)會計検査院第三號(五) 一五二
- 外交官及領事官赴任及賜暇規則第二條中改正 (勅)第百九十二號(五) 二四八
- 需品需用品)
 - 需品經理規程第四十條中改正 (達)海軍第八十三號(五) 二二
 - 兵器中藥學用斧ヲ防火用斧トシ艦需品ニ屬ス (達)海軍第八十九號(五) 二一八
 - 艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第三十五號(三) 四七
 - 艦團部隊需用品定額表中追加 (達)海軍第八十七號(五) 一二七
 - 艦團部隊需用品定額表中改正 (達)海軍第五號(五) 二二七
 - 艦團部隊需用品定額表中改正 (達)海軍第三十二號(七) 二四七
 - 艦團部隊需用品定額表中追加 (達)第百八十三號(一) 四四〇
- 第三高等學校ニ於テ大學豫科第三部ノ授業開始 (告)文部第五十八號(四) 二五二

- 明治十八年達第七號(府縣立學校授業料徴收ノ件)廢止 (訓)文部第十五號(二) 三六五
- 臺灣總督府國語學校第二附屬學校及臺灣總督府小學校授業料規則第一條中改正追加 (告)臺灣總督府第八十一號(八) 五六一
- 臺灣ニ寄留スル内地人ノ寄留及出產死亡等ニ關スル届出方 (臺府)第八十八號(八) 二一八
- 陸軍軍人軍屬出張取扱規則改正 (達)陸軍第五十二號(六) 一九〇
- 臺灣關稅及出港稅務願審査委員會規則 (勅)第三百八十七號(九) 六六六
- 臺灣輸出稅及出港稅規則 (律)第十九號(六) 二二五
- 臺灣輸出稅及出港稅規則施行細則 (臺府)第九十四號(八) 一三九
- 出版)
 - 出版ニ關スル願届手續 (告)內務第八十號(七) 四五九
 - 明治二十六年省令第七號(出版及版權ニ關スル願届手續)廢止 (告)內務第三十五號(七) 五三四
 - 出版物一種出版差止 (告)內務第十號(二) 三
- 出版物一種出版差止 (告)內務第十二號(一) 四
- 出版物一種出版差止 (告)內務第十三號(二) 四
- 出版物一種出版差止 (告)內務第十六號(二) 二七
- 出版物一種出版差止 (告)內務第十八號(三) 二七
- 出版物一種出版差止 (告)內務第二十三號(三) 二八
- 出版物一種出版差止 (告)內務第二十五號(三) 九七
- 出版物一種出版差止 (告)內務第三十四號(三) 一〇〇
- 出版物一種出版差止 (告)內務第四十四號(四) 二〇九
- 出版物一種出版差止 (告)內務第五十五號(五) 二七九
- 出版物一種出版差止 (告)內務第六十三號(六) 三五二
- 出版物一種出版差止 (告)內務第六十五號(六) 三五二
- 出版物一種出版差止 (告)內務第七十一號(二) 六六七
- 出版物一種出版差止 (告)內務第七十三號(二) 六六八
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第一號(一) 一
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第三號(二) 一
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第四號(二) 二
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第五號(二) 二
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第六號(二) 二
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第八號(二) 三
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第十一號(二) 三
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第十四號(二) 四
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第十五號(二) 四
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第十七號(二) 二七

- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第九號(三) 二七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十一號(三) 二八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十二號(三) 二八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十四號(三) 二九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十六號(三) 九八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十九號(三) 九八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第三十號(三) 九九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第三十六號(三) 一〇一
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第三十九號(四) 二〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第四十號(四) 二〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第四十八號(四) 二二六
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第五十二號(四) 二二七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第五十六號(五) 二七九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第五十七號(五) 二八〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第六十四號(六) 三三三
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第六十六號(六) 三三三
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第七十六號(七) 四四八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第七十七號(七) 四五八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第七十九號(七) 四五九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第八十五號(七) 四六五
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第八十九號(八) 五二七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第九十八號(九) 五七〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第一百二號(九) 五七二
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第六號(一〇) 六一〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第七號(一〇) 六一〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第十號(一一) 六六七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第十二號(一二) 六六八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第十五號(一二) 六六八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第十六號(一二) 六六八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第十七號(一二) 六六八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第十八號(一二) 七二八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十號(一二) 七二八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十一號(一二) 七二八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十二號(一二) 七二九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十三號(一二) 七二九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十四號(一二) 七二九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告) 內務第二十五號(一二) 七二九

〔出品〕

- 巴里萬國博覽會出品部類變更ノ件 (告) 臨時博覽會事務局第十四號(四) 二七七
- 巴里萬國博覽會出品部類變更ノ件 (告) 臨時博覽會事務局第十五號(四) 二七八
- 巴里萬國博覽會出品美術作品募集審査ニ關スル規程中改正 (告) 臨時博覽會事務局第十九號(七) 五二二
- 巴里萬國博覽會出品及鑑査品運賃割引表及割引荷物標形 (告) 臨時博覽會事務局第二十一號(七) 五二二

- 出品輸出證明ノタメ臨時博覽會事務局權限ノ神戶出張所設置 (告) 臨時博覽會事務局第二十三號(一〇) 六六二
- 巴里萬國博覽會出品物ニ關スル注意ノ件 (告) 臨時博覽會事務局第二十五號(一〇) 六六三
- 明治三十三年佛國巴里萬國博覽會出品本邦古美術品取扱規則 (告) 臨時博覽會事務局第二十六號(一二) 七八七
- 〔敷地〕
- 明治二十四年訓令第六號(電信電話線ノ柱木敷地手續金ノ交付ヲ望マサル分報告ノ件) 中追加 (訓) 遞信第一號(五) 一四四
- 電信柱敷地手續金仕拂取扱順序中改正追加 (訓) 遞信第二號(五) 一四四
- 電信柱敷地手續金仕拂取扱順序中追加 (訓) 遞信第四號(六) 一六七
- 電信柱敷地手續金仕拂ニ關シ送付スル出金月計對照表及送付仕拂未済繰越金支出月計對照表證明取扱手續準備ノ件 (訓) 遞信第五號(六) 一六七
- 明治二十三年告示第六十八號(電信柱敷地手續金請求方) 中改正 (告) 遞信第五十一號(五) 三三六
- 臺灣總督府囑托員履員及公醫手續金支給ニ關スル件 (勅) 第四十號(三) 四七

〔食鹽〕

- 臺灣食鹽專賣規則 (律) 第七號(五) 九
- 臺灣食鹽專賣規則第十三條改正 (律) 第十七號(七) 二二
- 臺灣食鹽專賣規則中改正追加 (律) 第二十八號(九) 三三
- 臺灣食鹽專賣規則施行細則 (臺府) 第三十二號(五) 四一
- 臺灣食鹽專賣規則施行日期 (臺府) 第三十四號(五) 四四
- 持越食鹽收納規則 (臺府) 第五十三號(七) 八一
- 持越食鹽收納規則中追加 (臺府) 第九號(九) 一五五
- 食鹽發送票及通行票格式 (臺府) 第二號(九) 一四七
- 食鹽發送票及通行票格式ノ件中改正追加 (臺府) 第八號(九) 一五五
- 食鹽輸入港指定 (臺府) 第三十五號(五) 四四
- 食鹽賣捌所ノ件 (告) 臺灣總督府第七十號(七) 五〇七
- 本島產食鹽賣捌定價 (告) 臺灣總督府第五十號(五) 三四三
- 本島產食鹽賣捌定價ノ件中追加 (告) 臺灣總督府第七十一號(七) 五〇八
- 本島產食鹽賣捌定價ノ件中改正 (告) 臺灣總督府第八十七號(一〇) 六五七
- 臺灣食鹽專賣規則ニ依ル白鹽賣捌定價 (告) 臺灣總督府第九十二號(一〇) 六五九
- 本島產食鹽賠償金額 (告) 臺灣總督府第四十九號(五) 三四三
- 本島產食鹽賠償金額改正 (告) 臺灣總督府第五十八號(六) 四五三

- 本島産食糧賠償金額改正 (省) 臺灣總督府第八十五號(九) 六〇八
- 輸入外國産食糧賠償金額 (省) 臺灣總督府第五十二號(五) 三四四
- [食料、食費]
 - 明治三十年省令第二十三號(警察署同分署ニ拘禁留置者食料金額)中改正 (省) 內務第三十三號(七) 五一九
 - 明治三十一年度間適宜ノ糧食ヲ給與スル場合ノ最上限度食料金額ノ件 (達) 海軍第三十八號(三) 四八
 - 明治三十二年度間食料金額ノ件 (達) 海軍第三十九號(三) 四九
 - 明治三十二年度間適宜ノ糧食ヲ給與スル場合ノ最上限度食料金額ノ件 (達) 海軍第四十號(三) 五〇
 - 臺灣總督府師範學校生徒食費手當金額及治療費支給ノ件 (臺府) 第三十號(四) 二六
 - 明治三十二年府令第三十號(臺灣總督府師範學校生徒食費手當金額及治療費支給ノ件)中追加 (臺府) 第一百十六號(一〇) 一五八
- [宿營]
 - 行軍宿營中傳染病者取扱ノ件 (達) 陸軍第八十二號(八) 三四八
- [宿泊]
 - 宿泊届其他ノ件 (省) 內務第三十二號(七) 五二六
- [賃包]
 - 村田運送賃包ノ締結ヲ廢ス (達) 陸軍第十號(三) 一五
- [賃入]
 - 土地建物賃渡讓與交換賃渡賃入書入ニ關スル規則廢止 (臺府) 第六十三號(八) 九九
- [失火]
 - 失火ノ責任ニ關スル件 (法) 第四十號(三) 一一三
 - 明治三十二年法律第四十號(失火ノ責任ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (法) 第二百八十九號(六) 四二七
- [失踪]
 - 失蹤船取扱規則廢止 (省) 遞信第二十四號(六) 四六二
- [死亡]
 - 海軍生徒學生及下士卒等ノ死亡者埋葬料ニ關スル件 (勅) 第二號(一) 一
 - 海軍生徒學生下士卒死亡者取扱規則 (省) 海軍第一號(一) 六
- [宿料]
 - 宿泊届ニ關スル件 (臺府) 第八十九號(八) 二一〇
 - 陸軍監獄看守宿料支給細則中加除 (達) 陸軍第九十五號(九) 三七一
- [實業]
 - 實業學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス
 - 實業教育ハケノ部教育ノ項ニ載ス

- 海軍生徒下士卒死亡者取扱規則廢止 (省) 海軍第二號(一) 一三
- 明治二十二年訓令第十一號(從僕刺夫刺死死亡者ノハ虎列刺病ニ罹ルトキ取扱ノ件)廢止 (訓) 海軍第一號(一) 一
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法制定行旅死亡人取扱規則廢止 (法) 第九十三號(三) 三二九
- 行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件 (勅) 第二百七十七號(六) 四二二
- 明治三十二年勅令第二百七十七號(行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件)第二條中追加 (勅) 第三百六十七號(八) 五八二
- 行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件 (省) 內務第二十三號(六) 三二四
- 外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件 (省) 內務第二十四號(六) 三二八
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第三百六十五號(八) 五七五
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法中ノ職務執行及費用支辨ニ關スル件 (臺府) 第九十九號(九) 一四三
- 行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ取扱ニ關スル件 (臺府) 第一百號(九) 一四三
- 外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ取扱ニ關スル特別ノ件 (臺府) 第一百一號(九) 一四六
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ於ケル費用支辨及引取者ノ件 (臺府) 第一百十三號(一〇) 一五七
- 臺灣ニ寄留スル内地人ノ寄留及出產死亡等ニ關スル届出方 (臺府) 第八十八號(八) 二一八
- [集治監]
 - 集治監典獄廳府縣典獄集治監分監長特別任用令 (勅) 第三十五號(三) 三六
 - 北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加 (訓) 內務第七號(四) 七二
- [囚人]
 - 軍衙間囚人及刑事被告人押送規則 (勅) 第四百五號(一〇) 六五四
- 七、部
 - [美術]
 - 文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約及追加規定並解釋宣言書 (勅) 七月十二日(七) 五二〇
 - 文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約及追加規定並解釋宣言書ニ加入ノ件 (省) 外務第九號(七) 四七七

- 文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約及追加規定並解釋宣言書ニ加入國名 (告)内務第八十一號(七) 四六一
- 明治三十二年告示第八十一號中追加 (告)内務第八十二號(七) 四六三
- モシテネグロ國文學的及美術的著作物保護萬國同盟ヲ脱ス (告)内務第八十四號(七) 四六四
- 美術作品鑑査規則 (告)臨時博覽會事務局第十七號(六) 四五四
- 巴里萬國大博覽會出品美術作品募集鑑査ニ關スル規程中改正 (告)臨時博覽會事務局第十九號(七) 五二一
- 明治三十三年佛國巴里萬國大博覽會出品本邦古美術品取扱規則 (告)臨時博覽會事務局第二十六號(三) 七七八
- 美術作品搬入搬出手續 (告)臨時博覽會事務局第十八號(七) 五二〇
- 美術作品搬入搬出手續中改正 (告)臨時博覽會事務局第二十號(七) 五一一
- 〔備荒儲蓄〕
- 罹災救助基金法制定備荒儲蓄法廢止 (法)第七十七號(三) 二六四
- 明治三十年度備荒儲蓄金出納決算要領 (告)大藏第四十號(六) 三六七
- 明治二十四年度愛知縣備荒儲蓄金決算ノ件 (特)大藏第四十一號(六) 三八〇
- 〔被服〕
- 陸軍監獄看守及陸軍備人被服給與規則附表中改正追加 (達)陸軍第六十三號(六) 一九七
- 明治二十九年陸軍第六十二號(臺灣威海衛及韓國駐劄ノ軍人軍團其他備役者ニ給與、貸與スヘキ特種被服ノ種類員數並支給、還納付與區別ノ件)廢止 (達)陸軍第六十八號(七) 二二九
- 海軍監獄看守被服給與令中改正 (勅)第四百六十六號(四) 一八九
- 明治三十年省令第七號(海軍下士卒被服裁縫請負ノ競爭者資格ノ件)廢止 (省)海軍第五號(三) 一三〇
- 被服經理規程第三表中改正 (達)海軍第二十八號(三) 二〇〇
- 守衛備人被服規則中追加 (達)海軍第五十九號(三) 六五
- 守衛備人被服規則中追加 (達)海軍第八十二號(四) 一〇七
- 職工用被服物品貸與規程中追加 (達)海軍第七十號(四) 一〇三
- 在監人被服規則第四條改正 (達)海軍第三十二號(二) 二二三
- 各領守府經理部衣糧庫ニ於テ購買スヘキ被服物品糧食配分ノ件ヲ定メ明治二十七年陸軍第四十一號(同件)ヲ廢ス (達)海軍第九十九號(六) 一九九
- 〔被罰〕
- 軍衙門囚人及刑事被告人押送規則 (勅)第四百五號(二〇) 六五四
- 〔啓章〕
- 明治三十三年陸軍第六十九號(啓章圖)中改正追加 (達)陸軍第四十號(二) 四三八

- 明治三十三年陸軍第六十九號(啓章圖)中改正 (達)陸軍第五十九號(二) 四六九
- 〔日覆〕
- 在臺灣陸軍軍人ノ日覆ニ白布ヲ垂下スル件 (勅)第三百三十四號(七) 四八九
- 〔日附〕
- 年賀狀ニ到著日附印ヲ押捺セサル件 (告)逓信第三百九十號(三) 二七八
- 〔費用〕
- 公使館領事館費用條例中改正追加 (勅)第二百二十一號(四) 一五五
- 公使館領事館費用條例中改正追加 (勅)第二百八十三號(六) 四二〇
- 公使館領事館費用條例施行細則中改正追加 (省)外務第二號(四) 一六五
- 河川法ニ據ル費用補助ニ關スル件 (勅)第二百二十二號(四) 一六七
- 河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用補助ノ件 (省)内務第二十一號(五) 二三八
- 府縣費ノ分賦及不均一賦課ニ關スル件 (勅)第三百十六號(六) 四三三
- 府縣ニ於テ市町村ニ分賦シ得ヘキ費用ノ限度 (省)内務第二十九號(六) 三三七
- 〔被服〕
- 行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件 (勅)第二百七十七號(六) 四二二
- 明治三十二年勅令第二百七十七號(行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件)第二條中追加 (勅)第三百六十七號(八) 五八二
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法中ノ職務執行及費用支辨ニ關スル件 (臺府)第九十九號(九) 一四三
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ於ケル費用支辨及引取者ノ件 (臺府)第九十三號(一〇) 一五七
- 明治三十一年陸軍第八十二號(學生生徒及練習生卒業證書授與式執行ノトキ所要費用定額)中追加 (達)海軍第九十五號(三) 四七四
- 〔費用流用〕
- 府縣制及郡制ニ依リ定ムヘキ豫算調製式並費用流用ニ關スル規定ノ件 (省)内務第六號(四) 一七三
- 明治二十九年訓令第一號(國庫ノ補助ヲ受クル學校ノ俸給流用ヲ許サ、ル件)廢止 (勅)大藏第二號(四) 八一
- 〔秘密〕
- 陸軍秘密圖書取扱規則廢止 (達)陸軍第七十號(七) 二四〇
- 秘密圖書ノ標記ヲ訂正シ其種類名稱等報告ノ件 (達)陸軍第七十一號(七) 二四一
- 〔肥料〕
- 肥料取締法 (法)第九十七號(四) 三三三

〔非職〕

○文官分限令制定官吏非職條例及明治二十三年勅令第
二百八十六號(技術官ノ休職ニ關スル件)廢止
(勅)第六十二號(三) 七一

○非職及豫備理事ノ復職ニ就キ準用規定ノ件
(省)陸軍第五號(三) 二二八

〔非訟〕

○非訟事件手續法中改正追加
(法)第五十一號(三) 一三九

〔非常〕

○刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告ニ關スル件
(律)第二十六號(九) 三三

○臺灣總督府臨時法院ノ判決ニ對スル再審及非常上告
ニ關スル件
(律)第二十七號(九) 三三

○非常通信所開設ノ件
(告)臺灣總督府第三號(二) 二四

○非常通信所廢止ノ件
(告)臺灣總督府第六十七號(七) 五〇三

○非常通信所廢止ノ件
(告)臺灣總督府第九十號(一〇) 六五八

○郵便電信局非常通信開始ノ件
(告)臺灣總督府第二號(二) 二四

○郵便電信局非常通信開始ノ件
(告)臺灣總督府第八十九號(一〇) 六五八

○郵便電信局非常通信廢止ノ件
(告)臺灣總督府第一號(二) 二四

○郵便電信局非常通信廢止ノ件
(告)臺灣總督府第二十號(三) 九五

○郵便電信局非常通信廢止ノ件
(告)臺灣總督府第三十八號(四) 二七六

○郵便電信局非常通信廢止ノ件
(告)臺灣總督府第四十七號(五) 三四二

○郵便電信局非常通信廢止ノ件
(告)臺灣總督府第九十七號(一〇) 六六一

○郵便電信局非常通信廢止ノ件
(省)海軍第三號(二) 一三

○海軍筆記任用試驗規則第六條削除
(省)海軍第三號(二) 一三

○代金引換外國書留郵便規則
(省)逕信第二十九號(六) 五二一

○代金引換書留郵便物交換國名、代金ノ制限額、其表示
貨幣及取扱局ノ件
(告)逕信第九十一號(六) 四四九

○代金引換小包郵便規則第三條中改正
(省)逕信第八號(三) 一五五

○代金引換小包郵便規則第十一條中加除
(省)逕信第四十五號(九) 七三

○代金引換小包郵便物ヲ取扱ハサル郵便及電信局出張
所ノ件
(告)臺灣總督府第四十四號(五) 三四二

○主計長交代ノトキ事務引繼ノ件
(達)海軍第五十號(三) 六〇

○明治二十三年達第四百二號(主計長交代ノトキ事務
引繼ノ件)廢止
(達)海軍第五十一號(三) 六〇

〔品評會〕

○出品區域一郡市以上ニ涉ル博覽會共進會品評會等ヲ
開設シタルトキ報告事項ノ件
(訓)農商務第五號(二) 一五

〔病院〕

○醫術開業試驗附屬病院設置
(告)內務第五十一號(四) 二二七

○傳染病研究所及永樂病院ニ於テ死體解剖ノ出願聽許
ノ件
(告)內務第六十號(五) 二八一

○海軍病院條例別表中改正
(勅)第九十四號(五) 二九〇

○衛戍病院條例中追加
(勅)第一百十二號(四) 一三七

○衛戍病院條例中改正削除
(勅)第四百十七號(一〇) 六六八

○衛戍病院條例細則中改正追加
(達)陸軍第九號(一〇) 三六五

○衛戍病院條例、屯田兵移住給與規則外一件ニ據ル治
療費等定額
(達)陸軍第三十號(三) 四九

○臺灣及海外駐衛部隊ヨリ廣島衛戍病院へ航送スル患
者取扱方
(達)陸軍第三十三號(四) 八九

○明治三十二年陸軍第三十三號(臺灣及海外駐衛部隊
ヨリ廣島衛戍病院へ航送スル患者取扱方)中改正削
除
(達)陸軍第五十三號(二) 四六六

○明治二十二年省令第四號(軍艦長又ハ海軍各廳長ヨ
リ地方病院、開業醫ニ依托患者ノ治療費等請求方)
件)中追加
(省)海軍第二十一號(一〇) 七六八

○明治三十年達第七十九號(學校、練習所及病院定員
中教員ノ員數ノ件)中追加
(達)海軍第六十七號(九) 三七四

〔病人〕

○行旅病人及行旅死亡人取扱法制定行旅死亡人取扱規
則廢止
(法)第九十三號(三) 三一九

○行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件
(勅)第二百七十七號(六) 四二二

○明治三十二年勅令第二百七十七號(行旅病人死亡人
等ノ引取及費用辨償ニ關スル件)第二條中追加
(勅)第三百六十七號(八) 五八二

○行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル
件
(省)內務第二十三號(六) 三三四

○外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取
扱ニ關スル件
(省)內務第二十四號(六) 三三八

○行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ臺灣ニ施行ス
(勅)第三百六十五號(八) 五七五

○行旅病人及行旅死亡人取扱法中ノ職務執行及費用支
辨ニ關スル件
(達)第九十九號(九) 一四三

○行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ取扱ニ關スル件
(達)第九十九號(九) 一四三

○外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ取扱ニ關
スル特例ノ件
(達)第九十九號(九) 一四三

○行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ於ケル費用支辨及引
取者ノ件
(達)第九十九號(九) 一四三

吏部

- 文部省官制第九條中改正 (勅) 第四百一十一號 (四) 一八三
- 文部省外國留學生規程中改正 (勅) 第四百一十二號 (五) 二五八
- 明治三十年勅令第三百四十五號 (文部省視學官圖書審查官及圖書審查官補任用ノ件) 中削除 (勅) 第二百六十一號 (六) 三六六

木工

- 木工練習生鍛冶練習生規則廢止 (達) 海軍第十四號 (一) 一一
- 輸出酒類戻稅規則施行細則第二條改正 (省) 大藏第四十一號 (九) 七二六

戻稅

七ノ部

- 領事官ノ職務ニ關スル件制定清國朝鮮國駐在領事裁判規則廢止 (法) 第七十號 (三) 二四八
- 明治二十七年勅令第五十六號 (清國及香港ニ於テ施行スル傳染病ニ對シ船舶檢疫ノ件) 廢止 (法) 第十九號 (三) 二六
- 條約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件制定明治二十七年勅令第五百

三十七號(帝國内居住清國臣民ニ關スル件)廢止 (勅) 第三百五十二號 (七) 五五二

- 清國及韓國在勤警部巡查任用及支給規則中改正追加 (勅) 第四百八十五號 (四) 二二六
- 清國及韓國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正 (省) 外務第四號 (四) 一七〇
- 滿州日本專管居留地取極書及同別約書 (告) 外務第十二號 (九) 五六五
- 廈門日本專管居留地取極書 (告) 外務第十三號 (二) 六六五
- 在清國福州廈門帝國領事館分館ノ廢シ更ニ領事館ヲ設置ス (告) 外務第三號 (四) 二〇七
- 清國福建省三都澳開港ノ件 (告) 外務第五號 (五) 二七九
- 清國湖南省岳州開市ノ件 (告) 外務第十四號 (二) 六六六
- 在清國及韓國本邦郵便局ニ於テ賣下ヘキ收入印紙符號ノ件 (省) 大藏第四十九號 (三) 八三二
- 在清國及韓國本邦郵便局ニ於テ賣下ヘキ印紙符號ノ件 (省) 遞信第四十八號 (二) 八二六
- 在清國上海本邦郵便局英國及其媒介爲替ノ提出事務開始 (告) 遞信第三十號 (二) 三三
- 在清國上海本邦郵便局伊國及其媒介爲替ノ提出業務開始 (告) 遞信第三十六號 (三) 七九
- 郵便爲替料ヲ定メ明治二十年告示第七十二號(清國上海トノ内國郵便爲替料) 同二十三年告示第四十二號(電信爲替料)ヲ廢ス (告) 遞信第七十一號 (三) 一六三

在清國上海本邦郵便局佛國爲替ノ提出業務開始 (告) 遞信第七十九號 (三) 一七六

在清國天津及廈門帝國郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第七十三號 (三) 一六五

在清國沙市本邦郵便局事務開始 (告) 遞信第九十五號 (六) 四三三

清國漢口本邦郵便局設置 (告) 遞信第二百三十四號 (八) 五五五

在清國漢口本邦郵便局事務開始 (告) 遞信第二百五十二號 (九) 六〇〇

本島人並清國人ニ刑事訴訟法民事訴訟法及其附屬法律適用ノ件 (律) 第八號 (五) 一〇

本島人並清國人ノ犯罪豫審ニ關スル件 (律) 第九號 (五) 一一

臺灣人及清國人ニ民法第二百四十條第二百四十二條(遺失物埋藏物所有權ノ件)適用ノ件 (律) 第二十四號 (八) 二九

清國勞働者取締規則 (達) 臺灣總督府第六號 (二) 二五

清國宛郵便物ノ寸尺重量制限 (達) 大藏第四十六號 (六) 一五〇

清酒査定運石數ヲ證明書ニ關スル件 (達) 海軍第三百三十一號 (七) 二四七

海軍少尉候補生實務練習規則中改正加除 (達) 海軍第三百三十一號 (七) 二四七

少軍醫 (少) 部軍醫ノ項ニ歸ス (少) 藥劑士 (少) 部藥劑ノ項ニ歸ス

明治三十二年陸軍軍醫學校生徒召募人員並出願方 (告) 陸軍第五號 (五) 二八五

陸軍砲兵工科學校生徒召募 (告) 陸軍第六號 (七) 四六六

兵卒ヨリ召募ノ陸軍經理學校及砲兵工科學校生徒入校期ノ件 (告) 陸軍第十五號 (二) 六七十

陸軍軍樂學校生徒召募 (告) 陸軍第十四號 (二) 六二六

陸軍管區表中改正近衛師管轄止ニ付本年召募ノ士官候補生地方幼年學校生徒志願者等檢査ニ係ル師團長取扱方 (告) 陸軍第二號 (三) 二二八

明治三十三年召募スヘキ士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試驗格等ノ件 (告) 陸軍第十二號 (二) 六二二

明治二十九年陸軍第八十二號(校園學生生徒入學時期ノ件)中改正削除 (達) 陸軍第九十七號 (二) 三八〇

陸地測量部修技所生徒召募 (達) 陸軍第十五號 (三) 二六

陸地測量部修技所生徒臨時召募並志願者心得 (告) 陸軍第十一號 (二) 五七八

海軍造兵生徒條例 (勅) 第二百十四號 (五) 二六八

海軍造兵生徒規則 (省) 海軍第十三號 (三) 二四四

- 海軍生徒學生手當金規則中改正追加 (勅)第二百十五號(五) 二六九
- 海軍生徒學生手當金支給細則中改正追加 (達)海軍第九十八號(五) 二三四
- 海軍生徒學生及下士卒等ノ死亡者埋葬料ニ關スル件 (勅)第二號(一) 一
- 海軍生徒學生下士卒死亡者取扱規則 (省)海軍第一號(一) 六
- 海軍生徒下士卒死亡者取扱規則 (省)海軍第二號(一) 一三
- 明治三十二年召募ノ海軍兵學校生徒志願者學術試驗規格 (告)海軍第二號(三) 二九
- 海軍兵學校生徒召募並志願者心得 (告)海軍第六號(三) 二二八
- 海軍兵學校生徒召募人員改定 (告)海軍第二十二號(一〇) 六二六
- 海軍兵學校生徒召募人員改定 (告)海軍第二十七號(二) 七三七
- 明治三十二年召募ノ海軍機關學校生徒志願者學術試驗規格 (告)海軍第十號(四) 三三八
- 海軍機關學校生徒召募及志願者心得 (告)海軍第十三號(四) 三三〇
- 海軍機關學校生徒出願期限延期 (告)海軍第二十三號(一〇) 六二六
- 海軍機關學校生徒召募人員改定 (告)海軍第二十五號(二) 七三六
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證狀書式中改正 (達)海軍第三十七號(七) 二五五
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證狀書式中追加 (達)海軍第九十四號(二) 四七三
- 明治三十一年達第八十二號(學生生徒及練習生卒業證書授與式執行ノトキ所要費用定額)中追加 (達)海軍第九十五號(二) 四七四
- 女子高等師範學校生徒募集規則第一條中改正削除 (省)文部第十六號(三) 一四三
- 高等女學校令改正ニ付キ既設高等女學校生徒ノ資格ニ關スル件 (省)文部第十八號(三) 一四五
- 中學校生徒入退學及表簿ニ關スル規則制定中學校入學規程廢止 (省)文部第三十三號(六) 四一四
- 明治三十二年度農業教員養成所ニ於ケル學資補助ノ學生生徒及募集生徒員數 (告)文部第二十八號(四) 二四四
- 農業教員養成所募集生徒員數改定 (告)文部第六十三號(五) 二九四
- 商業教員養成ノタメ學資ヲ補助スヘキ生徒及募集ノキ生徒員數ノ件 (告)文部第六十五號(五) 二九五
- 工業教員養成所募集生徒員數 (告)文部第七十五號(五) 二九八

- 明治二十九年勅令第三百五號(臺灣總督府國語學校同附屬學校及國語傳習所生徒ニ學資金、旅費日當支給ノ件)中追加 (勅)第百號(三) 二二三
- 明治二十九年勅令第三百五號(臺灣總督府國語學校同附屬學校及國語傳習所生徒學資金旅費日當支給ノ件)中追加 (勅)第二百九十二號(六) 四二九
- 臺灣總督府醫學學校生徒給與規則 (臺府)第五十五號(七) 八五
- 臺灣總督府醫學學校生徒給與規則中改正追加 (臺府)第百三十五號(三) 一九二
- 臺灣總督府師範學校生徒食費手當金旅費及治療費支給ノ件 (臺府)第三十號(四) 二八
- 明治三十二年府令第三十號(臺灣總督府師範學校生徒食費手當金旅費及治療費支給ノ件)中追加 (臺府)第百十六號(一〇) 一五八
- 〔生存〕**
○明治三十三年省令第二十四號同三十年省令第十二號恩給、扶助料及退職料受領ノ際其證書ニ生存證書添付ノ件ヲ廢ス (省)大藏第四十六號(一〇) 七二九
- 〔稅關〕**
○關稅法制定稅關法稅關規則、特別輸出港規則及明治十六年第四十號布告同二十三年勅令第五十四號同二十六年法律第十三號同二十七年法律第二號第三號同二十九年法律第十八號外國貿易ニ係ル船舶出入及貨物積卸港ニ關スル件廢止 (法)第六十一號(三) 一六三
- 關稅法施行規則ニ依リ稅關ニ納付スヘキ手數料ノ件ヲ定メ明治三十年省令第十一號(同件)ヲ廢ス (省)大藏第三十四號(七) 五四四
- 稅關官制改正 (勅)第百六十一號(四) 二〇九
- 稅關官制施行ノ際ニ於ケル監吏監吏補ニ關スル件 (勅)第百六十七號(四) 二二六
- 臨時稅關工事部官制 (勅)第二百七號(五) 二六三
- 稅關監吏俸給ノ件制定明治三十一年勅令第三百十四號(稅關監吏俸給ノ件)廢止 (勅)第百六十四號(四) 二二三
- 臨時稅關工事部職員官等俸給ノ件 (勅)第二百八號(五) 二六四
- 稅關事務官補監視及監吏補特別任用令制定明治三十年勅令第七十七號(稅關監吏及監吏補任用ニ關スル件)廢止 (勅)第二百四號(五) 二六〇
- 稅關監吏及監吏補服制中改正 (勅)第百六十五號(四) 二二四
- 稅關官吏及水夫服制 (勅)第四百二十五號(二) 六八二
- 稅關事務官補及鑑定官補ノ服制實施期日 (省)大藏第四十八號(二) 七七八
- 稅關監吏補當罰規則中改正 (勅)第百六十六號(四) 二二五
- 稅關管轄區域中改正削除 (勅)第百六十八號(四) 二二六
- 稅關支署名稱位置及管轄區域ノ件制定明治二十六年勅令第三百十九號(稅關支署及監視署名稱位置ノ件)廢止 (勅)第百六十九號(四) 二二七

- 税關支署名稱位置及管轄區域表中加除 (勅)第三百五十一號(七) 五五二
- 税關事務計畫規程中改正削除 (訓)大藏第十九號(三) 六四
- 税關經費取撥順序中改正削除 (訓)大藏第十七號(三) 六三
- 關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程 (訓)大藏第五十三號(七) 一八六
- 税關監視署設置 (省)大藏第十四號(四) 一八二
- 税關官吏ノ證票樣式 (省)大藏第三十六號(七) 五五〇
- 神戸税關新營工事並船舶購買ニ付キ競争者資格ノ件 (省)大藏第十八號(五) 二二九
- 大阪税關ニ於ケル小蒸汽船供給競争者資格ノ件 (省)大藏第二十九號(六) 三六〇
- 臨時税關工事部用外國製船舶諸器械供給競争者資格ノ件 (省)大藏第四十五號(〇) 七二八
- 明治三十年省令第八號(長崎税關木製小蒸汽船新造ノ競争入札加入者資格ノ件)廢止 (省)大藏第二十三號(六) 三三七
- 臺灣總督府税關官制第五條第八條中改正 (勅)第七十六號(三) 九六
- 臺灣總督府税關官制改正 (勅)第三百七十一號(八) 五九一
- 臺灣總督府税關監吏俸給ノ件制定明治二十九年勅令第三百八十九號(同府税關監吏補俸給ノ件)廢止 (勅)第三百七十二號(八) 五九四
- 税關出張所名稱改正 (臺府)第七號(三) 一一
- 税關出張所中追加 (臺府)第八號(三) 一二
- 税關出張所中廢止 (臺府)第二十四號(四) 二二
- 税關出張所ノ名稱位置及管轄區域ヲ定メ明治二十九年府令第二十五號同三十年同第一號同三十二年同第七號税關出張所ノ配置及名稱ノ件ヲ廢止 (臺府)第二十八號(三) 一七四
- 税關官吏證票樣式 (臺府)第二百二十號(二) 一六五
- 税關監視署名稱及位置 (臺府)第二百二十二號(三) 一六七
- 稅務 (稅務)
- 稅務管理局官制第四條第九條中改正 (勅)第三十四號(三) 三五
- 稅務管理局官制第六條第九條中改正 (勅)第七十四號(三) 九四
- 稅務管理局稅務署及管轄區域表中改正 (勅)第一百十號(三) 一三一
- 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務屬及葉煙草專賣所關係給付ノ件)中改正 (勅)第七十三號(四) 三三四
- 稅務管理局見習員ニ關スル件 (勅)第五十五號(三) 六四
- 稅務管理局稅務署現員報告書式改正 (訓)大藏第二十號(三) 六五
- 稅務署郵便便及電信局準備少收入印紙缺乏等ノ場合保管轉換ノ件 (訓)大藏第四十二號(五) 一一〇

- 神戸稅務管理局及神戸稅務署廳舎新營工事請負競争者資格ノ件 (省)大藏第三十三號(七) 五四三
- 名古屋稅務管理局及同稅務署廳舎新營工事請負競争者資格ノ件 (省)大藏第四十四號(九) 七二七
- 東京稅務管理局移轉 (告)大藏第二十九號(五) 二八四
- 橫濱稅務管理局移轉 (告)大藏第二十七號(五) 二八四
- 神戸稅務管理局移轉 (告)大藏第十七號(四) 二二八
- 新潟稅務管理局移轉 (告)大藏第四十九號(九) 五七三
- 函館稅務管理局移轉 (告)大藏第三十三號(六) 三六四
- 仙臺稅務管理局移轉 (告)大藏第五十四號(九) 五七七
- 廣島稅務管理局移轉 (告)大藏第三十七號(六) 三六五
- 松山稅務管理局移轉 (告)大藏第四十四號(七) 四六六
- 稅印 (省)大藏第五號(三) 一〇五
- 證書ニ稅印ノ捺捺請求方 (省)大藏第五號(三) 一〇五
- 船舶 (船舶)
- 船舶法制定商船規則及明治十二年第五號布告(西洋形商船管轄ノ件)同年第十九號布告(西洋形商船免狀ノ件)同十四年第十二號布告(西洋形商船免狀ヲ要セザル船舶ノ件)廢止 (法)第四十六號(三) 一一八
- 船舶法施行細則制定失蹤船取扱規則登簿船免狀取扱規則及明治二十六年省令第三號(西洋形商船登簿船免狀下付出願方及其效用期限ノ件)同年告示第八十八號(西洋形商船)名稱變更出願及許可方)廢止 (省)遞信第二十四號(六) 四六二
- 船員法制定西洋形船海員雇入雇止規則廢止 (法)第四十七號(三) 一一四
- 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ船員法施行 (勅)第二百四十一號(六) 三六二
- 關稅法制定稅關法、稅關規則、特別輸出港規則及明治十六年法律第四十號布告同二十三年勅令第五十四號同二十六年法律第十三號同二十七年法律第二號第三號同二十九年法律第十八號外國貿易ニ係ル船舶出入及貨物積卸港ニ關スル件廢止 (法)第六十一號(三) 一六三
- 水先法制定西洋形船水先免狀規則廢止 (法)第六十三號(三) 一七七
- 水難救護法制定 不問 救護規則 心得方條目、外國船漂著ノ節取扱方、內國船難破及漂流物取扱規則、船難報告並ニ船難證書授受手續廢止 (法)第九十五號(三) 三三三
- 海港檢疫法制定檢疫停船規則虎列刺流行地方ヨリ來ル船舶検査規則及海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ検査ノ件清國及香港ニ於テ流行スル傳染病ニ對シ船舶検査ノ件廢止 (法)第十九號(三) 一六
- 船舶登記規則 (勅)第二百七十號(六) 三九四
- 登簿船免狀取扱規則第九條中改正 (省)遞信第十二號(四) 三三〇

- 外國船乘込規則廢止 (勅)第二百九十三號(六) 四三〇
- 明治三十年勅令第七十六號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁獵ノ種類及場所並船舶乘組定員ノ件)第三條改正 (勅)第二百二十六號(四) 一七〇
- 船舶司檢所官制中改正 (勅)第七十五號(三) 九五
- 海軍局官制制定船舶司檢所官制及船舶司檢所管轄區域ノ件廢止 (勅)第二百六十三號(六) 三三七
- 船舶司檢所支所設置ノ件 (告)逕信第六十二號(六) 四二八
- 船舶司檢所ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地追加 (告)逕信第六十三號(六) 四二八
- 海軍局ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地追加 (告)逕信第二百一十一號(七) 四八八
- 海軍局ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地追加 (告)逕信第二百五十三號(九) 六〇〇
- 商法施行法第二百二十二條ニ依ル湖川港灣及沿岸小航海ノ範圍ノ件 (告)逕信第二十號(五) 三二九
- 積石數二百五十石以上三百石未滿ノ帆船所有者検査申請期限 (告)逕信第八十二號(三) 一七八
- 積石數二百石以上二百五十石未滿ノ帆船検査申請期限 (告)逕信第二百六十四號(九) 六〇四
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第三十五號(三) 五八
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第七十八號(三) 一六六
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第四百一十一號(五) 三二二
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第八十三號(六) 四三四
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第二百二十號(七) 四八九
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第二百七十七號(一〇) 六二九
- 明治三十二年告示第二百七十七號(船舶信號符字點附)中削除 (告)逕信第三百七十三號(三) 七七三
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第三百二十二號(一) 六八四
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第三百八十九號(三) 七七七
- 西洋形帆船明神丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第四十九號(三) 八五
- 西洋形帆船大德丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第二百二十七號(四) 二六四
- 日本形帆船千島丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第三百三十六號(四) 二六九
- 日本形船勢幸丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第六十號(五) 三四〇
- 東京海走水沖第三海堡燈臺附近船舶航行區域ノ件 (告)逕信第三百三十一號(一) 六九二
- 海軍造船廠ニ於テ海軍ニ屬セサル船舶ノ入渠修理等ノ施行廢止ノ件 (告)海軍第十四號(五) 二八六
- 通船ノ名稱ヲ履シ傳馬船ト稱ス (逕)海軍第七十三號(四) 一〇四
- 雜役船命名ノ件 (逕)海軍第二百十號(六) 二二九
- 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第二百六號(二) 七三六

- 佐世保鎮守府ニ於テ小演習施行ニ附キ船舶ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第八號(三) 一三九
- 佐世保鎮守府ニ於テ試驗ノタメ大村灣口ニ妨害物沈置ニ付キ船舶ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十一號(四) 二二九
- 佐世保水雷團ニ於テ四季演習施行ニ付キ船舶通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十五號(五) 二八六
- 對馬國淺海灣内ニ危險物沈置中出入船舶注意ノ件 (告)海軍第二十四號(三) 七三六
- 臺灣汽船検査規則 (律)第十號(六) 一三三
- 臺灣汽船検査規則施行細則 (臺府)第四十四號(六) 五〇四
- 臺灣内地間往復船舶取締規則 (臺府)第九十七號(八) 一四一
- 明治三十一年府令第九十九號(西洋形船舶航行届出ノ件)中追加 (臺府)第四百十四號(一〇) 一五七
- 船舶信號符字點附 (告)臺灣總督府第五號(二) 二五
- 船舶信號符字點附 (告)臺灣總督府第二十三號(三) 九六
- 船舶信號符字點附 (告)臺灣總督府第二十八號(三) 一〇四
- 船舶信號符字點附 (告)臺灣總督府第四十一號(五) 三〇一
- 船舶信號符字點附 (告)臺灣總督府第五十四號(五) 三〇四
- 船舶信號符字點附 (告)臺灣總督府第八號(二) 七三三
- 本邦「ベスト」ニ就キ韓國釜山港及木浦港ニ於テ検査ノ件 (告)外務第十八號(二) 七二七
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第八十三號(六) 四三四
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第二百二十號(七) 四八九
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第二百七十七號(一〇) 六二九
- 明治三十二年告示第二百七十七號(船舶信號符字點附)中削除 (告)逕信第三百七十三號(三) 七七三
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第三百二十二號(一) 六八四
- 船舶信號符字點附 (告)逕信第三百八十九號(三) 七七七
- 西洋形帆船明神丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第四十九號(三) 八五
- 西洋形帆船大德丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第二百二十七號(四) 二六四
- 日本形帆船千島丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第三百三十六號(四) 二六九
- 日本形船勢幸丸踪跡ヲ失フ (告)逕信第六十號(五) 三四〇
- 東京海走水沖第三海堡燈臺附近船舶航行區域ノ件 (告)逕信第三百三十一號(一) 六九二
- 海軍造船廠ニ於テ海軍ニ屬セサル船舶ノ入渠修理等ノ施行廢止ノ件 (告)海軍第十四號(五) 二八六
- 通船ノ名稱ヲ履シ傳馬船ト稱ス (逕)海軍第七十三號(四) 一〇四
- 雜役船命名ノ件 (逕)海軍第二百十號(六) 二二九
- 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第二百六號(二) 七三六
- 本邦「ベスト」ニ就キ韓國仁川港ニ於テ検査ノ件 (告)外務第十九號(三) 七二八
- 船舶検査手續 (訓)內務第二十六號(七) 一六九
- 海港検査法ニ依リ船舶消毒ニ關スル件 (訓)內務第二十九號(八) 三三二
- 清國牛莊來ノ船舶検査ノ件 (告)內務第四百四號(一〇) 六〇九
- 明治三十二年告示第四百四號(船舶検査ノ件)中削除 (告)內務第四百十九號(二) 七二八
- 日没後検査ヲ受ケントスル船舶汽笛發聲方 (告)內務第三百三號(一〇) 六〇九
- 明治三十一年告示第八十五號(船舶検査ノ件)廢止 (告)內務第九十五號(八) 五二九
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船貨ノ無賃及割引並其取扱ノ件中改正 (告)內務第二號(一) 一
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船貨ノ無賃及割引並其取扱ノ件中改正 (告)內務第九號(二) 三
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船貨ノ無賃及割引並其取扱ノ件中追加 (告)內務第九十二號(八) 五二八
- 北海道移住民ニ對スル汽車汽船貨ノ無賃及割引並其取扱ノ件中改正追加 (告)內務第九十三號(八) 五二八
- 明治三十年省令第八號(長崎税關木製小汽船新造ノ競争入札加入者資格ノ件)廢止 (告)大藏第二十三號(六) 三三七

- 神戸税関新管工事並船船購買ニ付キ競争者資格ノ件 (省)大藏第十八號(五) 三三九
- 大阪税関ニ於ケル小蒸汽船供給競争者資格ノ件 (省)大藏第二十九號(六) 三六〇
- 臨時税関工部用外國製船船諸器械供給競争者資格ノ件 (省)大藏第四十五號(〇) 七七八
- 陸軍ニ於テ新造スル蒸汽船ノ製造請負競争者資格ノ件 (省)陸軍第三十二號(〇) 七六八
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船船(乗込賃金減額ノ件)續續 (達)陸軍第二十五號(三) 三三一
- 船船登記取扱手續 (省)司法第三十五號(六) 四〇一
- 船船書入質ノ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ關スル登記取扱手續 (省)司法第三十六號(六) 四〇九
- 船船登記簿ノ謄本抄本請求等ニ關スル手数料ノ件 (省)司法第三十七號(六) 四一〇
- 數箇登記所ノ管轄地ニ跨ル船籍港ノ船船登記事務取扱場所 (省)司法第三十九號(七) 五六七
- 香港ニ於テ牛疫發生ニ付キ船船検査ノ件 (告)農商務第二十七號(四) 二五二
- 雜役船舟運納及賣却手續改正 (達)海軍第五十二號(三) 六〇
- 船籍 (省)司法第三十九號(七) 五六七
- 明治三十一年勅令第三百三十三號(船籍證書制度證書等ニ關スル件)廢止 (勅)第二百四十二號(六) 三六二

- 船員法制定西洋形船海員雇入雇止規則廢止 (法)第四十七號(三) 一二四
- 船員法施行細則 (省)逓信第二十五號(六) 四八七
- 船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スヘキ者指定 (省)逓信第二十六號(六) 五〇九
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スヘキ者指定)中追加 (省)逓信第四十號(九) 七二二
- 船員法施行細則ニ依リ手数料納付場所ノ件 (告)逓信第七十七號(六) 四三三
- 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船船ニ船員法施行 (勅)第二百四十一號(六) 三六二
- 船員手帖ノ交付訂正又ハ書換等ニ關スル手数料ノ件 (勅)第二百四十三號(六) 三六三
- 機關術、船匠術及鍛冶術練習生換稱ノ件 (達)海軍第三十六號(七) 二五五
- 船難 (省)逓信第七十七號(六) 四三三
- 水難救護法制定 (不) (勅)第九十五號(三) 三三三

- 英國ト南亞弗利加共和國及オレンジ自由國ト戰爭ノ狀態成立ノ件 (告)外務第十五號(二) 六六七
- 選舉 (勅)五月二十九日(五) 七
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔)一月十六日(一) 一
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)二月十日(三) 三
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月二十五日(三) 五
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月三十日(三) 五
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)八月二十三日(八) 二
- 明治三十一年勅令第七十號(衆議院議員選舉取締ニ關スル罰則)失敗ノ件 (勅)第四十二號(三) 四七
- 北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル件 (法)第九十九號(二) 三五五
- 府縣會議員及郡會議員選舉ニ關スル罰則 (勅)第三百七十七號(八) 五九八
- 府縣會議員選舉人名簿ニ關スル件 (勅)第二百二十六號(六) 三二八
- 府縣會議員ノ配當ニ關スル件 (省)內務第十七號(五) 二二六
- 郡會議員ノ配當ニ關スル件 (省)內務第十八號(五) 二二六
- 府縣會議員選舉投票ニ關スル件 (省)內務第十九號(五) 二二六
- 郡會議員選舉ニ關スル件 (省)內務第二十號(五) 二二七

- 府縣會及郡會議員ノ選舉權等ニ關スル納稅屆出ノ件 (省)內務第三十一號(七) 五二五
- 府縣會及郡會議員選舉員數ノ標準人口ノ件 (告)內務第五十九號(五) 二八〇
- 高等教育會議議員補選選舉ノ件 (告)文部第九十九號(五) 五八八
- 高等教育會議議員互選人名 (告)文部第九十九號(五) 五八八
- 專賣 (法)第二十八號(三) 七六
- 葉煙草專賣法中改正追加 (法)第三十三號(三) 一〇四
- 葉煙草專賣法施行細則中改正追加 (省)大藏第三號(三) 一〇四
- 葉煙草專賣法施行細則第十九條中追加 (省)大藏第四十七號(二) 七七八
- 葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル件 (法)第九十八號(四) 三三四
- 葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律施行細則 (省)大藏第十九號(五) 二四〇
- 葉煙草專賣法犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件 (勅)第二百一十一號(五) 二六六
- 葉煙草專賣資金會計法第一條中追加 (法)第二十九號(三) 八一
- 葉煙草專賣資金會計法廢止 (法)第三十一號(三) 八一
- 葉煙草專賣所官制第一條第四條改正 (勅)第四十四號(三) 五二

○專賣局官制改正葉煙草專賣所官制廢止 (勅)第七十號(四) 二二九	○專賣局職員旅費支給方 (訓)大藏第三十四號(四) 七九
○專賣局官制施行ノ際ニ於ケル葉煙草專賣所及技手 ニ關スル件 (勅)第七十六號(四) 二二六	○明治三十二年度葉煙草專賣事務費科目改正 (訓)大藏第三十五號(五) 一一三
○專賣局職員特別任用令制定明治三十年勅令第七十 九號(葉煙草專賣所職員任用ノ件)廢止 (勅)第七十五號(四) 二二五	○明治三十二年度葉煙草專賣事務費科目追加 (訓)大藏第四十八號(六) 一五〇
○明治三十一年勅令第三百十五號(稅務廳及葉煙草專 賣所屬俸給ノ件)中改正 (勅)第七十三號(四) 二三四	○葉煙草專賣所葉煙草賠償金表 (告)大藏第六號(三) 一〇四
○明治三十年勅令第七十八號(葉煙草專賣所見習員 ニ關スル件)中改正削除 (勅)第七十七號(四) 二二七	○專賣支局葉煙草賠償金表中改正 (告)大藏第二十號(四) 二二〇
○臺灣ニ於ケル關稅及專賣規則等違反申告者賞與ニ關 スル件 (勅)第四百五十五號(二) 七七一	○專賣局出張所ニ於ケル事務取扱期節公示ノ件 (告)大藏第二十一號(四) 二二二
○專賣局出張所名稱位置 (省)大藏第十五號(四) 一八三	○專賣局直轄區域内ニ於ケル葉煙草ニ關スル諸願屆書 (告)大藏第二十三號(五) 二八一
○專賣局出張所名稱位置中追加 (省)大藏第四十號(八) 六三六	○葉煙草專賣資金會計支出證明規程廢止 (達)會計検査院第一號(五) 二一八
○專賣支局管轄區域 (省)大藏第十六號(四) 一八六	○臺灣食鹽專賣規則 (律)第七號(五) 九
○專賣支局管轄區域表中加除 (省)大藏第二十八號(六) 三六〇	○臺灣食鹽專賣規則中改正加除 (律)第二十八號(五) 三三
○專賣局官吏檢査又ハ取締ノ際携帶スヘキ證票樣式ヲ 定メ明治三十一年省令第五號(葉煙草檢査官吏ノ證 票樣式)ヲ廢ス (省)大藏第二十號(五) 二四〇	○臺灣食鹽專賣規則施行細則 (臺府)第三十二號(五) 四一
○葉煙草專賣事務費配賦並取扱順序 (訓)大藏第十號(三) 三三	○臺灣食鹽專賣規則施行期日 (臺府)第三十四號(五) 四四
○葉煙草專賣所職員旅費支給方 (訓)大藏第二十五號(四) 七四	○臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則 (臺府)第五十六號(七) 八六

○臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行期日 (臺府)第四十九號(七) 七九	○明治三十年勅令第三百八十五號(協定稅率ノ便益ヲ 受ケントスル輸入物品製産原産地證明ニ關スル件)廢 止 (勅)第三百十九號(六) 四五五
○千住製鐵所官制第二條中改正 (勅)第七十九號(三) 一〇二	○鐵業稅賦課ノ標準トスル鐵業製産物ノ價格改定 (告)農商務第四百號(三) 七五七
○製鐵所官制改正 (勅)第三百七號(六) 四四五	○[整理]○整理公債ハコノ部公債ノ項ニ屬ス (法)第五十九號(三) 一五七
○製鐵所用地地先浚渫及荷揚場設置工事請負隨意契約 ノ件 (勅)第二十五號(三) 二四	○沖繩縣土地整理法 (法)第五十九號(三) 一五七
○製鐵所赤谷出張所設置 (告)農商務第七十五號(八) 五〇七	○臨時沖繩縣土地整理事務局官制中改正加除 (勅)第三百四號(六) 四四三
○製鐵所二瀬出張所設置 (告)農商務第九十八號(三) 七四二	○臨時沖繩縣土地整理事務局書記任用及俸給ニ關スル 件 (勅)第二百四號(二) 二二
○宮崎及鹿兒島縣下ニ於ケル製鐵所所屬石灰炭礦探礦區 域ノ件 (告)農商務第二十八號(四) 二五二	○耕地整理法 (勅)第八十三號(四) 二二二
○新潟縣下ニ於ケル製鐵所所屬鐵礦探礦區域ノ件 (告)農商務第五十號(六) 三九〇	○耕地整理法施行規則 (省)農商務第三十二號(三) 八三五
○[製煉] ○他人ノ掘採セル鐵物ヲ買入レ製煉スル者又ハ砂鐵ヲ 製煉スル者アルトキ其一箇年工程報告雛形ヲ定メ明 治二十六年訓令第十六號(同上取扱方ノ件)ヲ廢ス (訓)農商務第六號(二) 一六	○林野整理局官制 (勅)第五百十號(四) 一九六
○臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則中改正加除 (臺府)第六十五號(八) 一〇〇	○林野整理局官制 (勅)第五百十號(四) 一九六
	○林野整理局官制 (勅)第五百十號(四) 一九六
	○林野整理支局長職務章程 (訓)農商務第九號(四) 二二〇
	○林野整理支局長職務章程 (訓)農商務第九號(四) 二二〇
	○林野整理支局長職務章程第四條中追加 (訓)農商務第四十七號(三) 三七二

- 林野整理支局長二仕拂命令委任 (訓)農商務第二十號(四) 九七
- 林區署及林野整理支局管内旅費規則第十二條改正 (訓)農商務第四十三號(九) 三三三
- 林野整理支局ノ會計事務取扱方準據ノ件 (訓)農商務第十九號(四) 九七
- 林野整理支局現金前渡官吏リ會計検査院(報答) (訓)農商務第三十五號(七) 二二四
- 林野整理支局長經由ノ件 (告)農商務第三十四號(五) 二九九
- 林野整理支局開廳ノ件 (告)農商務第三十五號(五) 二九九
- 林野整理支局開廳ノ件 (告)農商務第三十六號(五) 二九九
- 林野整理支局開廳ノ件 (告)農商務第三十七號(五) 二九九
- 林野整理支局開廳ノ件 (告)農商務第三十八號(五) 二九九
- 林野整理支局開廳ノ件 (告)農商務第三十五號(六) 四二五
- 林野整理支局青森支局移轉 (告)農商務第六十五號(七) 四七〇
- 林野整理支局石川支局及暖手支局移轉 (告)農商務第七十七號(八) 五四八
- 貨幣整理資金支出證明程式廢止 (達)會計検査院第一號(五) 三三八
- 明治三十一年訓令第四十一號及第五十三號在臺灣出納官吏一圓銀貨出納計算整理手續ノ件追加 (訓)大藏第六十六號(九) 二六三

〔抄本〕

- 土地建物及商業登記簿ノ謄本、抄本ノ請求等ニ關スル手数料ノ件 (省)司法第十四號(五) 二九三
- 法人登記簿及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手数料ノ件ヲ定メ明治三十一年省令第十號(同件)ヲ廢ス (省)司法第三十四號(六) 四〇〇
- 船舶登記簿ノ謄本、抄本請求等ニ關スル手数料ノ件 (省)司法第三十七號(六) 四一〇
- 明治三十二年勅令第三百二十九號ニ依リ登記ノ謄本、抄本ノ交付及登記簿等閱覽請求ニ關スル手数料ノ件 (省)司法第四十二號(七) 五七四
- 建物及商業登記簿ノ謄本、抄本等請求手数料ノ件 (臺府)第八十三號(八) 二二六
- 法人及夫婦財產契約登記簿ノ謄本、抄本等請求手数料ノ件 (臺府)第八十五號(八) 二二七

〔消毒〕

- 海港檢疫法ニ依リ船舶消毒ニ關スル件 (訓)內務第二十九號(八) 三三二
- 學校傳染病預防及消毒方法中改正追加 (省)文部第四十四號(二) 八二三

〔召集〕

- 帝國議會召集 (詔)十月三日(〇) 一三

- 陸軍召集條例改正 (勅)第三百九十八號(〇) 六三〇
- 陸軍召集條例施行細則中改正追加 (省)陸軍第一號(二) 二
- 陸軍召集條例施行細則 (省)陸軍第二十九號(〇) 七三〇
- 演習及教育ノタメ近衛師團ニ召集スヘキ者ヲ定ム (達)陸軍第二十八號(三) 四四
- 海軍召集條例施行細則機式中加除 (省)海軍第八號(四) 二二九
- 海軍召集諸費支出規程 (省)海軍第十九號(七) 五五六

〔召集〕

- 陸軍召集規則改正 (省)陸軍第三十四號(二) 七七九
- 明治三十三年召集スヘキ士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試験格等ノ件 (告)陸軍第十二號(〇) 六二二
- 明治三十二年陸軍軍醫學校生徒召集人員出願方 (告)陸軍第五號(五) 二八五
- 陸軍砲兵工科學校生徒召集 (告)陸軍第六號(七) 四六六
- 兵卒ヨリ召集ノ陸軍經理學校及砲兵工科學校生徒入校期ノ件 (告)陸軍第十五號(二) 六七一
- 陸地測量部修技所生徒召集 (達)陸軍第十五號(三) 二二六
- 陸地測量部修技所生徒臨時召集並志願者心得 (告)陸軍第十一號(九) 五七八
- 明治三十二年召集ノ海軍兵學校生徒志願者學術試験規格 (告)海軍第二號(三) 二五
- 海軍兵學校生徒召集並志願者心得 (告)海軍第六號(三) 二二八

○海軍兵學校生徒召集人員改定

(告)海軍第二十二號(二〇) 六二六

○海軍兵學校生徒召集人員改定

(告)海軍第二十七號(二二) 七三七

○海軍機關學校生徒召集及志願者心得

(告)海軍第十三號(四) 二三〇

○海軍機關學校生徒出願期限延期

(告)海軍第二十三號(二〇) 六二六

○海軍機關學校生徒召集人員改定

(告)海軍第二十五號(二二) 七三六

○陸軍軍樂學校生徒召集

(告)海軍第十四號(二〇) 六二六

〔接待〕

○艦隊司令官交際上外國人ノ饗應又ハ接待費處辦年額

(達)海軍第五十四號(八) 三五三

○明治二十二年達第二百二十六號(軍艦長外國人ノ饗應又ハ接待費處辦月額ノ件)中追加

(達)海軍第五十五號(八) 三五三

〔說教〕

○宗教ノ宣布者及堂宇會堂說教所ノ類設立廢止等ノ場

合届出ニ關スル件 (省)內務第四十一號(七) 五四二

○社寺教務所說教所建立廢合規則 (臺府)第四十七號(七) 七五

〔設備〕

○中學校編制及設備規則 (省)文部第三號(二) 四一

○高等女學校編制及設備規則 小學校設備準則改正 幼稚園保育及設備規程 〔責任〕 失火ノ責任ニ關スル件 〔石炭〕 海軍炭礦採掘ノ請負及粗悪炭並粉炭拂下隨意契約ノ件 官崎及鹿兒島縣下ニ於ケル製鐵所所屬石炭礦探礦區域ノ件 スノ部 〔西班牙〕 北米合衆國ト西班牙國トノ媾和條約交換濟ノ件 〔水兵〕 四等水兵同機關兵實役停年益下期限ノ件 四等水兵及機關兵艦船乘組日數ヲ海上勤務ニ算入ノ件 〔水夫〕 稅關官吏及水夫服制 〔水雷〕 軍艦水雷艇補充基金特別會計法	(省)文部第五號(三) 四五 (省)文部第三十七號(七) 五九三 (省)文部第三十二號(六) 四三二 (法)第四十號(三) 二二三 (勅)第二百二十九號(六) 三三二 (告)農商務第二十八號(四) 二五二 (告)外務第四號(四) 二〇七 (達)海軍第六十一號(九) 三七二 (達)海軍第九十六號(三) 四七四 (勅)第四百二十五號(二) 六八二 (法)第七十九號(三) 二六八	○海軍水雷術練習所條例別表中改正 海軍水雷術練習所條例中改正削除 海軍水雷術練習所條例中追加 海軍水雷術練習所規則改正 海軍水雷術練習所規則中改正削除 海軍水雷術練習所教程廢止 水雷艇日誌摘要報告中記載方ノ件 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正追加 明治三十一年達第三十五號(軍艦及水雷艇類別等級表)中追加 第一號乃至第四號水雷艇除名 海軍艦團部下士卒教育令第九條中改正 艦團部隊金錢出納規程第十九條中加除 艦團部隊金錢出納規程第十四條改正	(勅)第三百三十二號(四) 一七六 (勅)第三百三十一號(七) 四八二 (勅)第四百五十號(三) 七六六 (達)海軍第六十四號(三) 七五 (達)海軍第三百三十四號(七) 二四九 (達)海軍第七十八號(四) 一〇六 (達)海軍第九十九號(五) 二二五 (達)海軍第七十一號(一〇) 三三九 (達)海軍第七十八號(一〇) 四〇一 (達)海軍第四百四號(五) 一三七 (達)海軍第三十六號(三) 四七 (達)海軍第十四號(六) 二〇四 (達)海軍第七十三號(一〇) 三九九
--	--	--	--

○艦團部隊需用品定額表中追加 艦團部隊需用品定額表中改正 艦團部隊需用品定額表中改正 艦團部隊需用品定額表中追加 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及礙泊禁止ノ件 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 橫須賀水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 佐世保水雷團ニ於テ四季演習施行ニ付キ船舶通航及漁業禁止ノ件 佐世保水雷團ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 澎湖島馬公水雷布設隊ニ於テ四季演習施行中艦船ノ通航及漁業禁止ノ件 〔水産〕 府縣水産試驗場規程	(達)海軍第三十五號(三) 四七 (達)海軍第五號(五) 二二七 (達)海軍第三百二十二號(七) 二四七 (達)海軍第八十三號(二) 四四〇 (告)海軍第七號(三) 一三八 (告)海軍第十七號(六) 三八四 (告)海軍第二十一號(九) 五八二 (告)海軍第二十六號(三) 七三六 (告)海軍第十五號(五) 二八六 (告)海軍第十九號(七) 四六七 (告)臺灣總督府第八十四號(九) 六〇六 (省)農商務第二十二號(八) 六六六	○府縣水産講習所規程 地方水産試驗場及地方水産講習所規程廢止 水産事項ニ關スル統計樣式中改正追加 官立水産講習所講習料ヲ文官任用令ニ依リ認定 〔水路〕 水路部條例別表改正 水路部條例別表中追加 水路圖誌水路測器供給規則表中追加 〔水上〕 水上警察旗制式 水難救護法制定 節取扱方、内國船難破及漂流物取扱規則、船難報告、並ニ船難證書授受手續廢止 水難救護法施行規則制定明治九年太政官第十七號 並(浦役場ヲ設置シ浦役人ヲ命スル條款)廢止 水難救護法取扱手續	(省)農商務第二十三號(八) 六六八 (省)農商務第二十四號(八) 六七〇 (訓)內務第三十八號(三) 三六九 (告)文部第七號(二) 一一 (勅)第四百四十三號(四) 一八五 (勅)第三百九十六號(一〇) 六二九 (達)海軍第百號(五) 二二五 (訓)內務第二十七號(七) 一七二 (法)第九十五號(三) 三三三 (省)逓信第三十五號(七) 六三三 (訓)逓信第六號(七) 二二五
--	--	--	---

○水難救護法施行期日	(勅)第三百五十七號(七)	五六〇
〔水害〕		
○水害地方地租特別處分法	(法)第三號(三)	三
○水害地租免除請願書差出方	(省)大藏第一號(二)	二九
〔出納〕		
○出納官吏身元保證金取扱規程中追加	(訓)內務第四號(四)	七一
○出納官吏身元保證金取扱規程中追加	(訓)內務第十號(四)	七三
○出納官吏身元保證金取扱規程中改正	(訓)內務第二十三號(六)	一四八
○臺灣總督府所屬出納官吏身元保證金取扱規程中改正	(訓)內務第二十二號(六)	一四八
○諸收入收納取扱規程及出納官吏身元保證金取扱規程中追加	(訓)內務第十三號(五)	三二
○內務省所管出納官吏身元保證金納付及拂戻等ニ關スル取扱規則中改正	(訓)內務第二十四號(六)	一四八
○北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加	(訓)內務第七號(四)	七三
○出納官吏身元保證金取扱方	(訓)大藏第五十號(七)	一七三
○葉煙草出納順序中改正追加	(訓)大藏第九號(三)	三二
○葉煙草出納順序中追加	(訓)大藏第五十九號(八)	三二九
○預金保管物及供託物金庫出納事務規程書式中追加	(訓)大藏第十二號(三)	三九
○預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正追加	(訓)大藏第五十二號(七)	一八五
○印紙類出納規程改正	(訓)大藏第十三號(三)	四三
○北海道官設鐵道用品資金會計帳入帳出ノ出納ニ關スル件	(訓)大藏第十五號(三)	五三
○作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加	(訓)大藏第二十二號(四)	七三
○債主ノ現金領收證書ヲ會計検査院ニ提出セサル場合金庫出納役證明ノ件	(訓)大藏第四十號(五)	一一九
○關稅法及同施行規則ニ依ル供託受領證同出納簿書式	(訓)大藏第五十七號(八)	三三二
○明治三十一年訓令第四十一號及第五十三號在臺灣出納官吏一圓銀貨出納計算整理手續ノ件中追加	(訓)大藏第六十六號(九)	二六三
○金庫位置及出納區域表中改正刪除	(告)大藏第十九號(四)	二二八
○明治三十年度備荒儲蓄金出納決算要領	(告)大藏第四十號(六)	三六七
○明治二十四年度愛知縣備荒儲蓄金決算ノ件	(告)大藏第四十一號(六)	三六〇

○軍隊官衙學校其他ニ於ケル物品出納計算ノ検査及證明手續	(達)陸達第六十一號(六)	一九六
○出納官吏身元保證金取扱規則中改正	(達)海軍第四百三十三號(七)	二五八
○明治二十六年訓令第二號(出納官吏身元保證金代用土地登記ニ關スル件)廢止	(訓)海軍第二號(七)	一九一
○兵備品出納命令官會計官吏表中追加	(達)海軍第六十九號(四)	一〇三
○通常物品出納命令官會計官吏表中追加	(達)海軍第七十二號(四)	一〇四
○通常物品出納命令官會計官吏表中追加	(達)海軍第九十六號(五)	一一三
○通常物品出納命令官會計官吏表中改正	(達)海軍第二百二十四號(六)	三三二
○通常物品出納命令官會計官吏表中追加	(達)海軍第二百二十九號(六)	三三五
○艦隊部隊金錢出納規程第十九條中追加	(達)海軍第四百十四號(六)	二〇四
○艦隊部隊金錢出納規程第十四條改正	(達)海軍第七十三號(〇)	三九九
○明治三十一年省令第四號(出納官吏身元保證金代用土地借入等ノ場合登記手續代理ノ件)改正	(省)逓信第三十一號(七)	六〇三

法令全書目錄

詔勅

一月十六日	貴族院多額納稅者議員補闕選舉	二	一頁
二月十日	貴族院多額納稅者議員補闕選舉	三	三
二月二十八日	帝國議會會期延長	三	三
三月二十五日	貴族院多額納稅者議員補闕選舉	三	五
三月三十日	貴族院多額納稅者議員補闕選舉	三	五
五月二十九日	貴族院子爵議員補闕選舉	五	七
六月三十日	改訂條約實施ニ方リ臣民ハ善ク交リテ國民ノ品位ヲ保チ在廷臣僚ハ慎重措置シ以テ列國和好ノ鞏固ナルコトヲ期セシム	七	九
八月二十三日	貴族院多額納稅者議員補闕選舉	八	一
十月三日	帝國議會召集	一〇	三
十一月二十日	帝國議會開會	一一	五

法
律

法令全書目錄

法律

第一號	北海道國有未開地處分法第十八條中追加	三	月
第二號	臺灣陸軍軍法會議法	三	
第三號	水害地方地租特別處分法	三	
第四號	千葉縣茨城縣境界變更	三	
第五號	新聞紙條例第六條中改正	三	
第六號	藥品營業並藥品取扱規則第四十六條中追加	三	
第七號	明治二十九年法律第六十三號(臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件)第六條改正	三	
第八號	償金ヲ公債費途ニ繰替運用ノ件	三	
第九號	償金特別會計法第三條中追加	三	
第十號	北海道官設鐵道用品資金會計法	三	
第十一號	造幣局据置運轉資本增加	三	
第十二號	作業會計法第一條第二條中改正追加	三	
第十三號	事業公債及鐵道公債特別會計法制定鐵道公債會計法廢止	三	
第十四號	明治二十三年法律第十四號(整理公債ニ關スル特別會計設置)廢止	三	
第十五號	供託法制定供託規則廢止	三	

勅令第八十六號參看

第七十八號ヲ以テ本法中改正

勅令第四十一號
參看
勅令第三百二十
六號參看

勅令第三百三十四
號參看

勅令第八十三號
參看
第三十一號二依
り附錄

勅令第三百十三
號參看
第三百十四號

勅令第二百四十
一號參看
勅令第三百十三
號參看

第十六號	官吏遺族扶助法第三條中改正	〇一六
第十七號	所得稅法改正	〇一七
第十八號	關稅定率法中改正加除	〇二五
第十九號	海港檢疫法制定檢疫停船規則虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規 則及海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫ノ件清國及香港ニ於テ流行ス ル傳染病ニ對シ船舶檢疫ノ件廢止	〇二六
第二十號	裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル件	〇三一
第二十一號	郵便條例中改正	〇三四
第二十二號	愛媛縣下郡界變更	〇三五
第二十三號	沖繩縣砂糖買上制度廢止	〇三六
第二十四號	不動產登記法	〇三七
第二十五號	醬油稅則中改正加除	〇三九
第二十六號	郵便條例第十七條中改正	〇七三
第二十七號	北海道舊土人保護法	〇七四
第二十八號	葉煙草專賣法中改正追加	〇七六
第二十九號	葉煙草專賣資金會計法第一條中追加	〇八一
第三十號	作業會計法中追加	〇八一
第三十一號	葉煙草專賣資金會計法廢止	〇八二
第三十二號	營業稅法中追加	〇八三

第三十三號	農工銀行法中追加	〇八四
第三十四號	臺灣銀行法中改正	〇八五
第三十五號	臺灣銀行補助法	〇八六
第三十六號	特許法制定特許條例廢止	〇八七
第三十七號	意匠法制定意匠條例廢止	〇九六
第三十八號	商標法制定商標條例廢止	〇一〇〇
第三十九號	著作權法制定版權法、脚本樂譜條例及寫真版權條例廢止	〇一〇五
第四十號	失火ノ責任ニ關スル件	〇一〇三
第四十一號	香川縣下郡廢置	〇一〇四
第四十二號	大分縣下郡界變更	〇一〇五
第四十三號	特別年限地租増徴ニ關スル件	〇一〇五
第四十四號	登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定廢止	〇一〇六
第四十五號	遠洋漁業獎勵法第三條第五條中改正	〇一〇六
第四十六號	船舶法制定商船規則及明治十二年第五號布告(西洋形商船管轄ノ件) 同年第十九號布告(西洋形船舶免狀ノ件)同十四年第十二號布告(西洋 形商船免狀ヲ要セサル船舶ノ件)廢止	〇一〇八
第四十七號	船員法制定西洋形船海員雇入雇止規則廢止	〇一〇四
第四十八號	商法修正明治二十三年法律第三十二號商法(第三編ヲ除ク)廢止	〇一〇外
第四十九號	商法施行法制定明治二十三年法律第三十二號商法第三編中改正同第	〇一〇外

勅令第三百二十
七號參看

勅令第三百十七
號參看

勅令第三百三十
四號參看
勅令第三百五十
六號參看

勅令第二百二十四
號參看

勅令第三百四十
一號參看

勅令第二百三十
三號參看

第六十號(債券ニ關スル件)廢止	三一八
外國人ノ署名捺印又無實力證明ニ關スル件	一三九
第五十一號 非訟事件手續法中改正追加	一四八
銀行條例第九條第十條改正	一五〇
第五十二號 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ノ件	一五〇
第五十三號 印紙稅法制定證券印稅規則廢止	一五〇
第五十四號 兌換銀行券條例第二條中改正	一五四
第五十五號 日本銀行納稅ニ關スル件	一五五
第五十六號 地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル件	一五六
第五十七號 取引所法第十一條中削除	一五六
第五十八號 沖繩縣土地整理法	一五七
第五十九號 登錄稅法中改正	一六一
第六十號 關稅法制定稅關法、稅關規則、特別輸出港規則及明治十六年第四十號 布告同二十三年勅令第五十四號同二十六年法律第十三號同二十七年 法律第二號第三號同二十九年法律第十八號外國貿易ニ係ル船舶出入 及貨物積卸港ニ關スル件廢止	一六三
第六十一號 宅地組換法	一七七
第六十二號 水先法制定西洋形船水先免狀規則廢止	一七七
第六十三號 府縣制改正	一八四

第六十五號 郡制改正	二一三
第六十六號 國籍法	二四一
第六十七號 外國人ノ抵當權ニ關スル件	二四六
第六十八號 外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法	二四六
第六十九號 關稅定率法附屬輸入稅表中追加	二四八
第七十號 領事官ノ職務ニ關スル件制定清國並朝鮮國駐在領事裁判規則廢止	二四八
第七十一號 外國人又ハ外國法人ノ物權登記ニ關スル件	二五一
第七十二號 權利收用ニ關スル件	二五二
第七十三號 刑事訴訟法中改正加除	二五二
第七十四號 製造煙草輸出交付金ニ關スル件	二五二
第七十五號 臺灣事業公債法	二五七
第七十六號 北海道拓殖銀行法	二五八
第七十七號 罹災救助基金法制定備荒儲蓄法廢止	二五九
第七十八號 事業公債及鐵道公債特別會計法第一條改正	二六四
第七十九號 軍艦水雷艇補充基金特別會計法	二六七
第八十號 教育基金特別會計法	二六八
第八十一號 災害準備基金特別會計法	二六九
第八十二號 耕地整理法	二七〇
第八十三號 登錄稅法中改正追加	二七二
	二八二

勅令第三百十八號參看

勅令第三百五十七號參看

第八十四號	家祿賞典家祿處分法施行法	三二九
第八十五號	國有林野法	三〇〇
第八十六號	森林資金特別會計法	三〇四
第八十七號	遺失物法制定遺失物取扱規則廢止	三〇五
第八十八號	噸稅法	三〇九
第八十九號	市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正加除	三一〇
第九十號	府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正加除	三一三
第九十一號	明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料扶助料等ニ關スル件)中改正追加	三一六
第九十二號	種牡馬検査法中改正追加	三一八
第九十三號	行旅病人及行旅死亡人取扱法制定行旅死亡人取扱規則廢止	三一九
第九十四號	國籍喪失者ノ權利ニ關スル件	三二二
第九十五號	水難救護法制定 <small>不開港場規則</small> 心得方條目、外國船漂著ノ節取扱方、內國船難破及漂流物取扱規則、船難報告並ニ船難證書授受手續廢止	三二三
第九十六號	航海獎勵法第五條第十九條中追加	三三一
第九十七號	肥料取締法	三三三
第九十八號	葉煙草專賣法違反事件ニ關スル件	三三四
第九十九號	國有土地森林原野下戻法	三三五

第一百號	勸業法第十九條中改正	三三六
第一百一號	國債ヲ外國ニ募集スル場合ニ關スル件	三三八
第一百二號	府縣農事試驗場國庫補助法	三三九
第一百三號	農會法	三四〇
第一百四號	軍機保護法	三四一
第一百五號	要塞地帶法	三四二
第一百六號	銃砲火藥類取締法制定銃砲取締規則及火藥取締規則廢止	三四九
第一百七號	小學校教育費國庫補助法	三五三
第一百八號	北海道官設鐵道用品買入手續ニ關スル件	三五五
第一百九號	北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選舉ノ罰則ニ關スル件	三五五

豫
算

法令全書目錄

豫算

一月二十三日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三	月	一	頁
一月二十三日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三		一	
二月四日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三		三	
二月四日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三		五	
二月二十二日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三		八	
二月二十二日	明治三十一年度各特別會計歲入歲出豫算				
二月二十二日	明治三十二年度歲入歲出總豫算追加	三		一	三六
二月二十二日	明治三十二年度特別會計歲入歲出豫算追加	三		一	四七
二月二十七日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三		一	六二
二月二十七日	明治三十一年度特別會計歲入歲出豫算追加	三		一	六五
三月一日	明治三十二年度歲入歲出總豫算追加	三		一	六七
三月一日	明治三十二年度歲入歲出總豫算追加	三		一	七〇
三月二日	明治三十二年度歲入歲出總豫算追加並同年度特別會計歲入歲出豫算追加	三		一	七一
三月二日	明治三十二年度歲入歲出總豫算追加	三		一	七三
三月二十日	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加	三		一	七四

三月二十日	明治三十二年特別會計歳入歳出豫算追加	(三) 二七五
三月二十日	明治三十一年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二七六
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加並同年度特別會計歳入歳出豫算追加	(三) 一七九
豫算追加		
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二八七
三月二十日	明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加	(三) 二九五
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二九八
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二〇一
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二〇二
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二〇四
三月二十日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二〇五
三月二十日	明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加	(三) 二〇八
三月二十二日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加並同年度特別會計歳入歳出豫算追加	(三) 二〇九
豫算追加		
十二月三日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二二三
十二月十二日	明治三十二年度歳入歳出總豫算追加	(三) 二二四

豫算外國庫ノ負擔
トナルヘキ契約

法令全書目錄

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約

二月二十二日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二十日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二十日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二十日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二十日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二十日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件
 三月 二十日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

三月 二日 一頁
 三月 二十日 二頁
 三月 二十日 二頁
 三月 二十日 二頁
 三月 二十日 二頁
 三月 二十日 二頁
 三月 二十日 二頁
 三月 二十日 二頁

勅令

第十六號	臺灣陸軍法官部條例	一五
第十七號	臺灣守備混成旅團司令部條例第十二條削除	一六
第十八號	臺北ニ設置スル陸軍監獄ノ管理及其監獄長所屬ノ件	一六
第十九號	海軍武官官階表中追加	一七
第二十號	高等官官等俸給令中改正	一七
第二十一號	海軍軍人俸給令中改正	一八
第二十二號	海軍高等武官進級條例中改正追加	一八
第二十三號	海軍服制中改正	一九
第二十四號	臨時沖繩縣土地整理事務局官制中改正追加	二三
第二十五號	製鐵所用地地先浚渫及荷揚場設置工事請負隨意契約ノ件	二四
第二十六號	臺灣ニ於ケル印紙貼用ニ關スル件	二四
第二十七號	海軍將官會議條例中改正	二五
第二十八號	中學校令改正	二六
第二十九號	實業學校令制定小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定廢止	二八
第三十號	臺灣總督府職員官等俸給令中追加	三〇
第三十一號	高等女學校令	三一
第三十二號	陸軍下士以下服制中加除	三三
第三十三號	明治二十九年勅令第三十二號(臺灣守備隊將校以下徽章)改正	三四

第七十四號ヲ以テ本令中改正

第三十四號	稅務管理局官制第四條第九條中改正追加	三五
第三十五號	集治監典獄廳府縣典獄集治監分監長特別任用令	三六
第三十六號	造幣規則第二條改正	三六
第三十七號	金銀地金精製及品位證明規則第九條改正	三七
第三十八號	輸納地金ノ精製手數料ニ關スル件	三八
第三十九號	臺灣總督府文官服制	三八
第四十號	臺灣總督府屬托員雇員及公醫手當金支給ニ關スル件	三八
第四十一號	明治三十二年法律第十八號(關稅定率法中改正)施行期日	四七
第四十二號	明治三十一年勅令第七十號(衆議院議員選舉取締ニ關スル罰則)失効ノ件	四七
第四十三號	鐵道國有調查會規則	四九
第四十四號	葉煙草專賣所官制第一條第四條改正	五一
第四十五號	葉煙草競爭賣渡ニ關スル件	五一
第四十六號	醬油稅則施行規則	五一
第四十七號	臺灣總督府三等郵便電信局長身元擔保ニ關スル件	五二
第四十八號	法典調查會規則中改正	五二
第四十九號	郵便及電信局、在外郵便電信局郵便局、郵便爲替貯金管理所及電話交換局職員定員中改正	五七
第五十號	收入印紙賣下ニ關スル件	五八

第三百八號ニ依リ消滅

第七十號ニ依リ消滅

第五十一號	臺灣鹽務局官制	五九
第五十二號	臺灣鹽務局職員官等俸給令	六〇
第五十三號	陸軍管區表中改正削除	六一
第五十四號	臺灣總督府縣及廳看守定員ノ件	六三
第五十五號	稅務管理局見習員ニ關スル件	六四
第五十六號	不用手形用紙處分ニ關スル件	六五
第五十七號	明治三十一年法律第二十六號(酒精營業稅法廢止ノ件)同第二十七號(醫藥用工業用酒精ニ關スル件)施行期日	六六
第五十八號	明治二十九年勅令第二百二十四號(血清藥院ニ顧問ヲ置ク)中改正	六七
第五十九號	臨時葉煙草取扱所建築部官制廢止	六七
第六十號	官吏遺族扶助法納金收入規則第一條第二條中追加	六八
第六十一號	文官任用令改正	七一
第六十二號	文官分限令制定官吏非職條例及明治二十三年勅令第二百八十六號(技術官ノ休職ニ關スル件)廢止	七一
第六十三號	文官懲戒令制定官吏懲戒令廢止	七四
第六十四號	臨時臺灣土地調查局官制中改正削除	七八
第六十五號	阿片賣下代價ハ收入印紙ヲ以テ納付セシム	七九
第六十六號	海軍將校分限令中削除	八〇
第六十七號	海軍准士官ノ分限ニ關スル件	八二
第六十八號	海軍高等武官准士官服役令制定明治二十二年勅令第四百十六號(海	八二

第四百四十七號
正ヲ以テ條例中改

第二百六十三號
ニ依リ消滅
第三百七十一號
ニ依リ消滅

第二百二十二號
ニ依リ消滅

第六十九號	軍將校同相當官豫備後備服役年期ノ件(海軍軍人現役年限年齡ノ件及海軍准士官服役令廢止)	八八
第七十號	海軍高等武官進級條例中改正	九〇
第七十一號	海軍技術會議條例第六條改正	九〇
第七十二號	海軍志願兵條例制定海軍志願兵徵募規則廢止	九二
第七十三號	外國駐在海軍武官手當金規則	九三
第七十四號	海軍下士卒手當金規則第四條改正	九四
第七十五號	稅務管理局官制第六條第九條中改正	九五
第七十六號	船舶司檢所官制中改正	九六
第七十七號	臺灣總督府稅關官制第五條第八條中改正	九七
第七十八號	臺灣總督府燈臺所官制第六條中改正	九八
第七十九號	所得稅法施行規則	一〇二
第八十號	千住製絨所官制第二條中改正	一〇三
第八十一號	裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正	一〇三
第八十二號	臨時臺灣鐵道敷設部官制	一〇三
第八十三號	臨時臺灣鐵道敷設部職員官等俸給令	一〇五
第八十四號	明治三十二年法律第二十八號中外國ヨリ輸入スル葉煙草ニ關スル規定施行期日	一〇六
第八十五號	陸軍給與令中改正	一〇六
	海軍大學校條例中改正	一〇七

第三百八十八號

- 第八十六號 海軍兵學校條例別表中改正追加 〇九
- 第八十七號 種馬牧場及種馬所官制第十三條中改正 一〇
- 第八十八號 農事試驗場官制中改正 一〇
- 第八十九號 蠶業講習所官制改正 一一
- 第九十號 鹽業調查會規則廢止 一一
- 第九十一號 鹽業調查所官制 一二
- 第九十二號 醫術開業試驗委員會官制中加除 一三
- 第九十三號 傳染病研究所官制 一四
- 第九十四號 傳染病研究所職員官等俸給ノ件 一五
- 第九十五號 臺灣總督府醫學學校官制 一六
- 第九十六號 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 一七
- 第九十七號 臺灣總督府師範學校官制 一八
- 第九十八號 臺灣總督府師範學校職員官等俸給令 一九
- 第九十九號 臺灣總督府師範學校長特別任用ノ件 二〇
- 第一百號 明治二十九年勅令第三百五號(臺灣總督府國語學校同附屬學校及國語傳習所生徒ニ學資金旅費日當支給ノ件)中追加 二一
- 第一百一號 新原採炭所官制中改正追加 二二
- 第一百二號 東京帝國大學官制中改正 二三
- 第一百三號 京都帝國大學官制中改正 二四
- 二五

第四百三十一號

第四百十七號ニ依リ消滅

第四百十七號ニ依リ消滅

第二百八十三號ヲ以テ本令中改正加除

- 第四百四號 中央氣象臺官制中改正 二五
- 第四百五號 明治二十六年勅令第二百八號(札幌農學校ニ關スル件)中改正 二六
- 第四百六號 東京郵便電信學校官制中改正 二七
- 第四百七號 高等官官等俸給令中追加 二八
- 第四百八號 內國旅費規則別表中改正 二八
- 第四百九號 作業及鐵道會計規則中改正 三〇
- 第五百十號 稅務管理局稅務署及管轄區域表中改正 三一
- 第五百十一號 地租條例施行規則 三二
- 第五百十二號 衛戍病院條例中追加 三三
- 第五百十三號 徵兵事務條例中改正加除 三三
- 第五百十四號 陸軍一年志願兵條例中改正加除 三四
- 第五百十五號 陸軍六週間現役兵條例中改正追加 四七
- 第五百十六號 高等師範學校附屬音樂學校及高等商業學校附屬外國語學校改稱 四八
- 第五百十七號 文部省直轄諸學校官制中改正加除 四八
- 第五百十八號 文部省直轄諸學校職員定員第一條中改正追加 四八
- 第五百十九號 文部省直轄諸學校高等官官等俸給令改正 五〇
- 第五百二十號 文武判任官等級表中追加 五四
- 第五百二十一號 公使館領事館費用條例中改正加除 五五
- 第五百二十二號 河川法ニ據ル費用補助ニ關スル件 五七